

542.06-D587



1200500746119

522.06  
58  
7



始





542.06  
D58

昭和十七年度版

電氣機械統制會要覽

電氣新聞社編



## は し が き

昭和十六年十二月八日、この日を以て、日本は對外對内的に歴史的一線を劃したと同時に、昨日までの苦澁に満ちた日本の姿は、この日を境界として、新しき日本の創造に置き換へられるに至つたのである。

大東亞戦争の持つ意義は、大東亞共榮圈の確立を前提とした新秩序經濟の建設、換言した場合、絶対不敗の態勢を築くための、高度國防國家體制の確立にあるのであり、これに伴ふ急速な國內産業再編成及び行政機構の刷新強化、政治新體制確立、及び勞務、科學、並に綜合文化の、國家目的を第一義とした協力體制への整備等は、既に積極的具體的建設段階に入つたものとして、その方向は決定的であることである。

國防國家とは要約して、戦争が國家の生成發展のための避くべからざるものとして、戦争状態を平時化した組織體制の確立せる國家を謂ふ。所謂國防を第一義とした經濟體制の組織化であり、また政治、文化、教育、國民生活等の國家總力を擧げて國防目的に歸一せしめる恒常的機構體制を指すのである。

従來の國家觀念が、國家を單なる個人の集合體とし、個人の利益は従つて國家の利益であり、國家は、個人の自由、個人の利益を保護する任務を持つとした自由主義的なものであつたに比し、國防國家體制は、かゝる歪められた觀念を根本からは正し、國家は個人に優先するものであり、個人の生命、財産、利益は、すべて國家目的のために奉仕するべきものであると共に、國家は、その目的遂行のために、個人に對し積極的指導を行ふ任務を有する、とすることを國家觀念とする。

その意味に於て、かゝる高度國防國家體制こそ、肇國以來の日本の眞の姿であり、その眞の姿を具現することこそ、大東亞戦争の眞義であると云へよう。

電氣機械統制會は、かゝる歴史的必然性を擔ふて昭和十七年一月十二日創立以來、電氣機械工業の綜合的一元的統制指導機關として本格的運営を見つゝあるが、統制會の運営が會員たる業者たるに止まらず、廣く國民全般に亘る協力理解を得て、その完壁化が期されんとするに鑑み、本書が些かなりとも、その理解協力の一助ともなれば、編者の幸甚とする所以である。

本書の編纂に當り特に商工省機械局及び電氣機械統制會當局の御高配を頂いたことを記して感謝する次第である。

昭和十七年六月

編者識

## 電氣機械統制會要覽 目次

序 編 國內産業再編の動向

第一章 國內産業再編成の方向……………一

第二章 經濟新體制確立要綱……………二

資料一 經濟新體制確立要綱……………二

資料二 鐵鋼統制會組織要綱……………六

資料三 鐵鋼統制會規約施行規則……………七

第三章 重要産業團體令……………九

資料四 重要産業團體令……………一〇

資料五 重要産業團體令施行規則……………二

第四章 閣令指定……………三四

第五章 統制會の設立と企業整備……………四〇

資料六 中小商工業再編成協議會要綱……………四四

第一編 機械工業の再編成

第一章 機械工業の趨勢…………… 四

第二章 機械工業の整備要綱…………… 五〇

資料七 日本機械工業組合聯合會…………… 五二

資料八 府縣工聯關係工業組合改組要綱…………… 五三

資料九 業種別組合取扱の品目範圍…………… 五五

資料十 業種別組合を結成せしむべき府縣…………… 五九

資料十一 府縣に於ける業種別組合設立要綱…………… 六〇

資料十二 業種別組合の組合以外の業者に対する方策要綱…………… 六一

資料十三 業種別組合設立に伴ふ既存工業組合に対する措置…………… 六三

第三章 機械工業の企業整備…………… 六四

資料十四 機械鐵鋼製品工業の整備に關する件…………… 六五

資料十五 機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る下請工業の範圍に關する件…………… 七二

資料十六 機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る下請工業の整備に關する件…………… 七七

資料十七 機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る國民生活用其他機器工業の整備に關する件…………… 八〇

資料十八 機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る品種別工業組合結成に關する件…………… 八三

資料十九 品種別十五工組の結成方針、取扱品目範圍、組合設置府縣、地區等指定の内容…………… 八八

第二編 機械工業統制會の概論

第一章 機械工業の體制確立…………… 九五

資料二〇 日本鐵鋼製品工業組合設立要綱…………… 九六

資料二一 日本鐵鋼製品工業組合聯合會事業計畫…………… 九九

資料二二 機械工業協議會設置要綱…………… 一〇一

資料二三 機械工業協議會規約…………… 一〇三

第二章 機械統制會の設立…………… 一〇四

資料二四 統制會組織要綱…………… 一〇八

資料二五 機械工業統制會の設立に關する件…………… 一一〇

第三章 會員の構成…………… 一一三

資料二六 機械統制會々員名簿…………… 一一三

第三編 電氣機械統制會

第一章 電氣機械工業の發達…………… 一二七

第二章 電氣機械工業の再編過程…………… 一二八

- (一) 電氣機器關係 ..... 一九
- (二) 電氣通信機關係 ..... 二〇
- (三) 電氣計測器關係 ..... 二一
- 第三章 統制會の設立 ..... 二四
  - 資料二七 電氣機械統制會設立要綱及設立準備委員 ..... 二四
- 第四章 創立總會 ..... 二四
  - 資料二八 役員 ..... 二四
  - 資料二九 定款 ..... 二四
  - 資料三〇 初年度收支豫算及初年度に於ける重要産業團體令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法 ..... 二五
  - 資料三一 會員名簿 ..... 二五
- 第五章 事務局構成 ..... 二六
  - 資料三二 事務局分掌規程 ..... 二六
  - 資料三三 事務局人事 ..... 二六
- 第四編 統制會の運營 ..... 二七
  - 第一章 統制會の運營 ..... 二七

第二章 内部機構の整備

- (一) 組合事務引繼 ..... 二七
- (二) 支部機構 ..... 二八
- (三) 會員第二次追加指定 ..... 二九

第三章 委讓權限

- (一) 權限委讓 ..... 二七
- (二) 統制規程 ..... 二七

第四章 事業

- (一) 國策立案への參照 ..... 二七
- (二) 資材對策 ..... 二八
- (三) 技術對策 ..... 二八
- (四) 軍管理工場對策 ..... 二八
- (五) 企業整備・配給機構整備その他 ..... 二七
- 第五章 重要機械製造事業法の實施 ..... 二八

追補

一、統制規程……………一〇

二、昭和十七年度事業計畫……………一五

附 錄 統制會々員事業概況

北海道・宮城縣・福島縣……………一五

東京府……………一九六

神奈川縣……………三二

石川縣・愛知縣……………三三

京都府……………三五

大阪府……………三六

兵庫縣……………三五

廣島縣・愛媛縣・福岡縣……………三五

佐賀縣・鹿児島縣……………三五

序 編 國內産業再編の動向

## 第一章 國內産業再編成の方向

日本に於ける國防國家體制確立への努力は、滿洲事變以來のものであり、支那事變の勃發、及び今次の大東亞戰爭は依つて、決定的最終段階に入つたと云へる。

戰爭に伴ふ物資の充足、生産力の擴充は、一國の限定された生産力に於ての限り不可避免的に産業機構の重點的再編成を結果する。統制經濟は、その具體的方式として採り上げられるのであり、支那事變發生以來の日本に於ける經濟統制の發展強化は、如上の意味に於て戰爭遂行のための措置であり方策であるが、統制經濟が、國防國家建設の方向に於て、必然的に計畫經濟への移行を約束するものである以上、經濟機構の從來の體制を更新し、新たな國民經濟機構の再編成は、最早既定の事實であり、絶對的なものを持つてゐると云へることである。

限られたる勞力、資材、資本を以て、即ち限定された生産力を以て、尙、無限と云へる國家の需要を充すためには、生産、配給、消費の全部門に亘つての総合的な計畫化が必要であるし、これの圓滑な運営を適確に實施するにはこれらの實施運営に適する機構の確立をも又絶對に必要とされることも云ふまでもない。實際には、かゝる經濟機構の確立を俟つて、始めて國民經濟の総合的運営が圓滑に實施され、計畫經濟の完整化が約束されるのであり、所謂國防國家體制の理念に基づく國家經濟の確立が茲に見られると爲し得るのである。經濟新體制の結論は、右の樹立であり、産業再編成の方向もまた右に歸一するものである。



## 第二章 經濟新體制確立要綱

日本經濟が過去に於て多分に第三國、特に英米に依存してゐたことは、從來の産業機構が織維工業、所謂輕工業を中心として發達して來たことに於て頗る明確であり、支那事變の擴大長期化となるに及び、かゝる依存經濟から脱却したアウタルキー經濟への轉化は、必然的に、從來の産業構成の再編成を必至とせしむるに至つた。

即ち、日本独自の國防經濟確立への基礎理念は、所謂各種の新體制運動となつて現れ、昭和十五年八月二日第二次近衛内閣に依つて基本國策要綱が示されるに至り、高度國防國家體制確立の基本要項が明らかとなつたが、同年十二月七日、その具體化されたものとして、歴史的と云つて、「經濟新體制確立要綱」が閣議決定を見るに至つたのである。

經濟新體制確立要綱は、「基本國策要綱」に依る「一、日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圏の確立 一、官民協力に依る計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備 一、重要産業特に重化學工業及び機械工業の劃期的發展」の確立方針の具體的闡明であり、その意味で日本有史以來の劃期的意義を持つものである。

### 資料 一 經濟新體制確立要綱 (昭和十五年十二月七日閣議決定)

#### 第一 基本方針

日滿支を一環とし大東亞を包容シテ自給自足ノ共榮圏ヲ確立シ其ノ圏内ニ於ケル資源ニ基キテ國防經濟ノ自主性ヲ確保シ官民協

力ノ下ニ重要産業ヲ中心トシテ綜合的計畫經濟ヲ遂行シ以テ時局ノ緊急ニ對處シ國防國家體制ノ完成ニ資シ依ツテ軍備ノ充實、國民生活ノ安定、國民經濟ノ恒久的繁榮を計ラントス、而シテ之ガ爲ニハ

(一) 企業體制ヲ確立シ資本、經營、勞務ノ有機的一體タル企業ヲシテ國家綜合計畫ノ下ニ國民經濟ノ構成部分トシテ企業擔當者ノ創意ト責任トニ於テ自主的經營ニ任ゼシメ其ノ最高能率ノ發揮ニ依ツテ生産力ヲ増強セシメ

(二) 公益優先、職分奉公ノ主旨ニ從ツテ國民經濟ヲ指導スルト共ニ經濟團體ノ編成ニ依リ國民經濟ヲシテ有機的一體トシテ國家總力ヲ發揮シ高度國防ノ國家目的ヲ達成セシムルヲ要ス

本要綱ノ實施ニ當リテハ現下ノ時局ニ鑑ミ、ソノ緊急ナルモノニ重點ヲ置キ必要ニ應ジ逐次之ヲ實施スルモノトシ生産力ノ低下、配給ノ不圓滑ヲ生ズルコトナク民心ノ不安ヲ來スコトナキヲ期ス、ナホ本體制ノ整備ニ即應シテ關係行政機構及ビソノ事務ノ再編成ヲ行フ

#### 第二 企業體制

企業體制ヲ確立シ各個ノ企業ヲシテ國家目的ニ從ヒ其ノ創意ト責任トニ於テ之ヲ經營セシメ生産ノ確保増強ヲ期ス

一、企業ハ民營ヲ本位トシ國營及ビ國策會社ニ依ル經營ハ特別ノ必要アル場合ニ限ル

二、企業ハ其ノ性質ニ依リ一定ノ基準ニ從ヒ、之ガ設立等ニツキ必要ニ應ジ制限ヲ加フ

三、企業ハ其ノ性質ニ依リ一定ノ基準ニ從ヒ、生産計畫並ニ技術的見地ヨリ見テ之ヲ分離結合セシムルコトヲ得

四、中小企業ハ之ヲ維持育成ス但シ其ノ維持困難ナル場合ニ於テハ自主的ニ整理統合セシメ且ソノ圓滑ナル轉移ヲ助成ス

五、企業ハ國家的生産増強ニ寄與セシメ又其ノ恒久的發展ヲ遂ゲシムル爲適當ナル指導統制ヲ加フ

(イ) 主要物資ノ價格ヲ公定スルニ當リテハ中庸生産費ヲ基礎トシ適正利潤ヲ計上ス

(ロ) 國民經濟ノ秩序保持ニ障害アル投機的利潤及ビ獨占的利潤ノ發生ヲ防止スルト共ニ適正ナル企業利潤ヲ認め特ニ國家生産ノ増強ニ寄與シタル者ニ對シテハ其ノ利潤ノ増加ヲ認ム

(ハ) 企業利益ノ分配ニ當リテハ適當ナル制限ヲ加フルモ其ノ超過部分ハ公債其ノ他ヲ以テ留保シ、一定條件ニ從ヒ一定期間

後ニ於テ處分スルノ途ヲ拓ク

- (ニ) 發明發見ニ依リ國家生産ノ増強ニ寄與シタル者ニ對シテハ特別ナル報償ノ途ヲ講ズ
  - (ホ) 技術ハ之ヲ公開スルノ途ヲ拓キ其ノ優秀ナルモノニ對シテハ適當ノ報償ヲ與ヘ以テ其ノ進歩ヲ促進ス
  - (ヘ) 企業ノ設備更新ヲ容易ナラシメ其ノ他企業ノ基礎ヲ強固ナラシムル爲償却ヲ強化ス
  - (ト) 企業ノ國家的生産増強ニ對スル寄與ニ應ジ、重點的ニ其ノ擴充發展ヲ助成ス
- 六、農業水産業經營ノ企業體制ニツイテハ別途之ヲ考慮ス

### 第三 經濟團體

#### 一、經濟團體組織

- (イ) 重要産業部門ニツイテハ企業及ビ組合ヲ單位トシ同一業種ニ屬スル業者、又ハ同一物資ニ關スル業者ヲ網羅スル業種別又ハ物資別經濟團體ヲ組織ス  
其ノ基本條件左ノ如シ
  - (1) 經濟團體ハ之ヲ特殊法人トス
  - (2) 經濟團體ハ業者ノ推薦ニ基キ政府ノ認可スル理事者指導ノ下ニ之ヲ運営ス
  - (ロ) 其ノ他ノ産業ハ前項ニ準ジ必要ニ應ジ業種別又ハ地域別系統團體ニ組織ス
  - (ハ) 外地ノ企業ハ外地各地域ニ於テ前各項ニ準ジ夫々經濟團體ヲ組織ス但シ内地トノ一元的統制ヲ特ニ必要トスルモノニツイテハ全國的統制ニツキ適當ナル措置ヲ講ズ
- (ニ) 經濟團體ヲ組織スルニツキ特ニ留意スベキ事項左ノ如シ
  - (1) 經濟團體ノ編成ニ當リテハ重要ナルモノヨリ逐次必要ノ順序ニ依リ之ヲ組織ス
  - (2) 軍事上特ニ必要アル企業ニツイテハ別途之ヲ考慮ス
  - (3) 全産業ヲ統轄スル最高經濟團體ハ必要アリト認メタルトキニ於テ之ヲ設置ス

#### 二、經濟團體ノ職能

- (イ) 重要産業經濟團體ノ職能左ノ如シ
  - (1) 政府ノ協力機關トシテ重要政策ノ立案ニ對シ政府ニ協力スルト共ニ實施計畫ノ立案、及ビ其ノ計畫實行ノ責ニ任ジ且必要アル場合ニ於テハ政府ニ意見ヲ具申ス
  - (2) 前項ノ計畫實行ニツキ下部經濟團體及ビ所屬企業ノ指導ニ任ズ
  - (3) 必要ニ應ジ生産、配給等經營ノ實績調査ヲ爲スト共ニ生産品ノ品質規格ノ検査ノ衝ニ當リ下部經濟團體ヲ監督ス
  - (4) 共同計算其ノ他ノ方法ニ依リ犠牲事業等ニ對シ共助ノ實ヲ擧ゲ産業ノ發展ニ資ス
- 三、政府ノ監督及ビ大政翼賛會トノ關係
  - (イ) 政府ハ經濟團體ヲ指導監督ス、經濟團體ノ整備ニ伴ヒソノ運営ハ之ヲ出來得ル限り自主的ナラシメ、指導監督ハ大綱ニ止ム
  - (ロ) 政府ハ經濟團體ノ組成發達ヲ計ルタメ大政翼賛會ト協力ス
- 四、農林水産業ニ關スル經濟團體組織ニツイテハ別途之ヲ考慮ス

右要綱に示された經濟新體制の方向として、經濟新體制が東亞共榮圈を基礎としたものであること、官民協力の下に総合的計畫經濟を遂行すべきこと、そのためには國民經濟を有機的一體とし、國家總力を發揮し得る體制を確立すること、而して企業の一元的運営指導を爲すために、産業別新經濟團體を編成すること、國家目的のための企業體制を確立すること等が擧げられ、指摘されることである。

經濟新體制確立要綱が、産業再編成の具體的なものとして示したのは、産業別經濟團體（統制會）の設立であり、所謂統制會機構に依る企業の集中化、生産の計畫性及び、これらの綜合された國民經濟の計畫運営であつた。

右確立要綱に基く重要産業團體法は遂に議會未提出とはなつたが、産業再編成は、客觀狀勢の推移より見ても緊急

を要することは自明であり、このため商工省では、その具體化に着手、自主的統制會設立の第一着手として鐵鋼統制會の設立を業者に慫慂するに至つた。昭和十六年一月二十八日、平生夙三郎氏を委員長とする鐵鋼新體制準備委員會第一回委員會に於て示された統制會設立政府原案は左の如きものである。

### 資料二 鐵鋼統制會組織要綱

- 一、鐵鋼統制會ハ東亞共榮圈内ニ於ケル自主的鐵鋼業確立ヲ期スルタメ鐵鋼業綜合的統制運營ヲ圖ルヲ目的トス
- 二、鐵鋼統制會ハ前記目的ヲ遂行スルタメ、左ノ事項ニ必要ナル事業ヲナス
  - (A) 鐵鋼生産計畫ノ設定遂行
  - (B) 鐵鋼原材料計畫ノ設定遂行
  - (C) 鐵鋼配給計畫ノ設定遂行
  - (D) 鐵鋼業ノ整備確立
  - (E) 鐵鋼業ノ技術向上能率増進
  - (F) 鐵鋼業ニ關スル研究調査
  - (G) 會員ノ事業ニツイテノ監督
  - (H) 前項ニ掲グルモノ、外統制會ノ目的遂行ニ必要ナル事項
- 三、鐵鋼統制會ハ鐵鋼業ヲ營ム者、及ビ其ノ團體ヲ以テコレヲ組織スルコト
- 四、鐵鋼統制會ハ左ノ役員ヲ置ク
  - (A) 會長一名、理事若干名
  - (B) 評議員、監事若干名

- 五、會長ハ統制會ヲ代表シ會務ヲ總理ス、理事ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌ス、監事ハ統制會ノ財産狀況ヲ監査ス、評議員ハ評議員會ヲ構成シ本會ノ目的達成ニ必要ナル事項ニツキ會長ニ建議シ又ハ會長ノ諮問ニ應ズ
  - 六、會長ハ評議員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ政府コレヲ任命ス、理事又ハ監事ハ鐵鋼業ニ經驗アル學識者中ヨリ會長任命ス
  - 七、會長又ハ理事ハ政府ノ認可ヲ得ル場合ヲ除キ他ノ職務ニ從事スルヲ得ズ
  - 八、鐵鋼統制會ニ事務局ヲ設置ス、事務局ニハ事務局長一名及ビ部長若干名ヲ置ク、事務局長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ任命シ、事務ヲ統轄ス、部長ハ理事ヲ以テ之ニ充テ、事務局ノ事務ヲ左ノ各部ニ分掌セシム
    - 總務、調査、企劃、生産、原料、配給、技術、經營、考査、ノ九部
  - 九、鐵鋼統制會ニ總會ヲ置クコト、總會ハ、定時及ビ臨時ノ二種トス、定時總會ハ一年一回開催シ、臨時總會ハ會長必要ト認メタルトキ、又ハ會員ノ四分ノ一以上ノ請求アル時之ヲ開催ス
  - 十、鐵鋼統制會ニ參與若干名ヲ置ク、參與ハ關係官廳高等官及ビ學識經驗アル者ノ中ヨリ政府之ヲ任命ス、參與ハ鐵鋼統制會ノ業務ニ參與スルコト
- かくて鐵鋼統制會は昭和十六年四月二十六日創立を見るに至り、重要産業部門再編の最初の雛型を示した。鐵鋼統制會規約施行規則は左の通りである。

### 資料三 鐵鋼統制會規約施行規則

- 第一條 規約ニイフ鐵鋼ノ種類ハ左ニ掲グルモノトス
- (一) 銑鐵、(二) 製造原鐵、(三) フェアラロイ、(四) 普通鋼鋼塊、(五) 普通鋼半製品、(六) 普通鋼壓延鋼及ビ銀鋼品、(七) 並通鋼鑄鋼及ビ鑄鋼品、(八) 特殊鋼鋼塔、(九) 特殊鋼半製品、(十) 特殊鋼壓延材、(十一) 特殊鋼鍛鋼及ビ鋼鍛鋼品、(十二) 特殊鋼鑄鋼及ビ鑄鋼品、(十三) 鑄鋼管

第二條 規約第三條ニ依り大阪市ニ支部ヲ設ク

第三條 規約第四條第一號ノ原材料トハ左ニ掲グルモノヲ云フ

- (一) 鐵鋼石、マンガン鐵石、石灰石、螢石、フエロアロイ、アルミニウム等、(二) 石炭、重油、電力等、(三) 銑鐵鋼塊、半製品、屑鐵、製鋼原銑等、(四) 一般工場用資材

第四條 規約第四條第一號ノ原材料計畫ノ設定及ビ遂行ニ關スル事項トハ左ノ事項ヲ云フ

- (一) 原材料ノ所要量ノ算定、(二) 原材料ノ綜合的需給計畫ヘノ參畫、(三) 原材料ノ所要數量ノ確保、(四) 原材量配給計畫ノ立案及ビ割當、(五) 原材料ノ配給及ビ消費ノ監視、(六) 會員タル原材料配給統制機關ノ指導監督

第五條 規約第四條第二號ノ生産計畫ノ設定及ビ遂行ニ關スル事項トハ左ノ事項ヲ云フ

- (一) 綜合的生產計畫ヘノ立案參畫、(二) 品種別寸法別生産割當、(三) 生産ノ管理、(四) 會員タル生産統制機關ノ指導監督

督

第六條 規約第四條第三號ノ配給計畫ノ設定及ビ遂行ニ關スル事項トハ左ノ事項ヲ云フ

- (一) 綜合的配給計畫ヘノ參調、(二) 需給狀況ニ即應スル配給方針ノ決定、(三) 鐵鋼ノ販賣方法ノ決定、(四) 製鐵事業者及ビ配給統制機關ノ契約履行ニ關スル監督、(五) 配給機構ノ整備及ビソノ運用ニ關スル事項、(六) 銑鋼割當證明書ノ一元的發行及ビコレガ取扱ヒニ關スル監視、並ニ回收審査、(七) 會員タル配給統制機關ノ指導監督、(八) 需要統制機關トノ連絡

第七條 規約第四條第四號ノ價格ニ關スル事項トハ左ノ事項ヲ云フ

- (一) 鐵鋼ノ原價計算ニ關スル事項、(二) 鐵鋼適正價格ノ立案、(三) 製鐵事業者ノ鐵鋼販賣價格並ニ配給統制機關及ビ配給業者ノ手數料ノ決定

第八條 規約第四條第五號ノ事業ノ整理確立ニ關スル事項トハ左ノ事項ヲ云フ

鐵鋼ノ生産設備ノ擴充整備及ビコレニ關聯スル原材料、資材勞務計畫ノ立案

第九條 會員タル統制機關ノ所屬會員ニ對スル統制ハ本會々長ノ指示ニ基キコレヲ當該統制機關ヲシテ行ハシムルモノトス

第十條 第十八條(略)

第十九條 評議員會ハ原則トシテ毎月一回以上コレヲ開催ス、評議員分科會ハ左ノ通り大別ス

- (一) 原料分科會、(二) 生産分科會、(三) 配給分科會

第二十條 事務局ノ各部ニ左ノ通り課ヲ置ク

- (一) 總務部 總務課、勞務資金課、運輸課、(二) 企劃部 企劃課、調査課、原價計算課、(三) 原料部 鐵石課、地金課、燃料課、資材課、(四) 生産部 第一課、第二課、第三課、(五) 配給部 監理課、證券課、整理課、(六) 技術部 (七) 考査部 事務局各部課ノ掌ル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 第二十二條(略)

第二十三條 規約第二十九條ニ依ル處分ノ方法ハ左ノ如シ

- (一) 除名、(二) 生産割當ノ停止マタハ削減、(三) 原材料配給ノ停止マタハ削減、(四) 罰金 除名サレタ會員ノ醸出金ハコレヲ返還セズ

## 第三章 重要産業團體令

經濟新體制確立要綱に基ク重要産業團體法案は議會未提出となり、經濟新體制を繞つて、一時はその具體的方向を見失ふ危惧にまで情勢が立ち到つた。而し内外の客觀狀勢は、一刻も猶豫なく國內體制の再編整備を確立促進さすべき情勢にあつたのである。

依つて團體法の立案當事者である商工省では、鐵鋼業の自主的統制會を設立せしめると共に鐵鋼以外の石炭、セメント、化學、機械、鑛山、等の重要産業諸部門にも、統制會設立の自主的機運の醸成に努め、一方、團體法に代替す

る重要産業團體令の立案準備に着手鋭意原案の作製を急いだ。

六月二十二日獨ソ戦争の突發、七月十六日第二次近衛内閣の總辭職、十八日第三次近衛内閣の成立、日・佛印共同防衛の締結、英米の對日資産凍結等の相繼ぐ情勢の進展は、國內再編の急速なる確立が既に決定的段階に入つたことを示したものであり、就中對日資産の凍結は、經濟界臨戰體制の方向を不動のものにしたことである。

七月三十日より三四回に亘り開催を見た總動員審議會に於て重要産業團體令は遂に可決を見るに至り、法制局に於て法文化を終つて、八月三十日重産産業團體令（勅令第八百三十一號）を公布、九月一日閣令第十八號を以て同施行規則の公布を見た。

## 資料 四 重要産業團體令

### 第一章 總 則

第一條 國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十八條ノ規定ニ基ク重要産業ニ於ケル事業ノ統制ヲ目的トスル團體ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ヲ適用スベキ重要産業ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 本令ニ依ル團體ハ統制會及統制組合トス

統制會又ハ統制組合ハ其ノ名稱中ニ統制會又ハ統制組合ナル文字ヲ用フベシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

### 第二章 統 制 會

第四條 統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲當該産業ノ綜合的統制運営ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ立案及

遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第五條 統制會ハ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス

第六條 統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一、當該産業ニ於ケル生産及配給並ニ當該産業ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他當該産業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫

二、當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ關スル事業ニ關スル統制指導

三、當該産業ノ整備確立

四、技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善其ノ他會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ關スル事業ノ發達ニ關スル施設

五、當該産業ニ關ル調査及研究

六、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ關スル事業ニ關スル検査

七、前各號ニ掲グルモノノ外統制會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第七條 統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

一、當該産業ヲ營ム者

二、當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體

三、第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體

第八條 主務大臣統制會ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ前條規定ニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制會ノ設立ヲ命ズベシ

前項ノ規定ニ依リ統制會設立ノ命令アリタルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他統制會ノ設立ニ

### 第三章 重要産業團體令

必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條 統制會ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、目的

二、名稱

三、事務所ノ所在地

四、會員ニ關スル規定

五、事業及其ノ執行ニ關スル規定

六、役員ニ關スル規定

七、會議ニ關スル規定

八、會計ニ關スル規定

第十條 統制會ハ第八條第二項ノ認可アリタルトキ又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定款ノ作成アリタルトキ成立ス

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ統制會成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ

第十一條 統制會成立シタルトキハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ統制會ノ會員トス

第十二條 統制會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

會長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

統制會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副會長二人以内又ハ理事長一人ヲ置クコトヲ得

第十三條 會長ハ統制會ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ  
理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長、副會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長、副會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ  
監事ハ統制會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十四條 會長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項ノ銓衡委員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

副會長、理事長、理事及評議員ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

監事ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ評議員之ヲ選任ス

第三項ノ規定ニ依ル副會長、理事長及理事ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ任命又ハ前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十五條 統制會ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長	三年
副會長	三年
理事長	三年
理事	三年
監事	二年
評議員	二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副會長、理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十六條 會長、副會長、理事長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ、但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 統制會ハ當該産業ニ關スル事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

統制會ハ關係各大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ

第十八條 統制會ハ其ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ニ對シ當該産業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求めルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求めラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ提出スベシ

第十九條 統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得

第二十條 統制會ハ其ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十一條 統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十二條 第十九條若ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ統制會ノ請求アルトキハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス、此ノ場合ニ於テ統制會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次キ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

第二十三條 統制會ハ其會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制規程ヲ設定スベシ

第二十四條 定款ノ變更並ニ統制規程ノ設定及變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第二十五條 統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ當該統制會ノ統制規程ニ依ルベシ

第二十六條 統制會必要アリト認ムルトキハ統制會ノ役員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

統制會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

第二十七條 會長當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル法人ノ理事取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ行爲ガ左ノ各號ノ一ニ該當シ當該産業ノ統制運営上特ニ支障アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該法人ニ對シ其ノ役員ノ解任ヲ命ズルコトヲ得、但シ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ

二、公益ヲ害シタルトキ

三、統制規程ニ違反シタルトキ

第二十八條 通常總會ハ毎年一回會長之ヲ召集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

第二十九條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一、定款ノ變更

二、收支豫算

三、第十九條又ハ第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第三十條 會長ハ毎年總會ニ統制會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

第三十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ組織

スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所、工場、事業場其ノ他ノ職場ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 關係各大臣ハ統制會ニ對シ當該産業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 主務大臣當該産業ノ統制運営上必要アリト認ムルトキハ統制會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 主務大臣ハ統制會ニ對シ業務及會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十五條 主務大臣ハ會長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該産業ノ統制運営上會長ヲ不適當ナルト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣ハ副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員ノ行爲ガ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣前二項ノ規定ニ依リ會長、副會長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第三十六條 統制會ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

主務大臣前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

### 第三章 統制組合

第三十七條 統制組合ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲當該産業ノ統制運営ヲ圖リ且當該産業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第三十八條 統制組合ハ一定地區ニ於テ産業ノ種類別ニ之ヲ設立ス

前項ノ地區ハ特別ノ場合ヲ除クノ外道府縣又ハ二以上ノ道府縣ノ區域ニ依ル

第三十九條 統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

一、當該地區内ノ當該産業ニ於ケル生産及配給ニ關スル統制指導其ノ他組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル統制指導

二、當該地區内ニ於ケル當該産業ノ整備確立

三、技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ノ發達ニ關スル施設

四、當該地區内ニ於ケル當該産業ニ關スル調査及研究

五、組合員ノ當該産業ニ屬スル事業ニ關スル検査

六、前各號ニ掲グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第四十條 統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

一、當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者

二、當該地區内ニ於テ當該産業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體

三、第一號ニ掲グル者及前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體又ハ前號ニ掲グル團體ヲ以テ組織スル團體

第四十一條 主務大臣統制組合ヲ設立セシメントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ前條ノ規定ニ依リ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ統制組合ノ設立ヲ命ズベシ

第四十二條 統制組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、目的

二、名稱

三、地區

四、事務所ノ所在地

五、組合員ニ關スル規定

六、事業及其ノ執行ニ關スル規定

### 第三章 重要産業團體令



七、役員ニ關スル規定

八、會議ニ關スル規定

九、會計ニ關スル規定

第四十三條 統制組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

評議員 若干人

統制組合ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副理事長二人以内ヲ置クコトヲ得

第四十四條 理事長ハ統制組合ヲ代表シ當該産業ノ統制指導其ノ他ノ組合事務ヲ總理ス

理事長ハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ當該統制組合ノ所屬スル統制會ノ會長之ヲ命ズ、當該統制組合ノ所屬

スル統制會ナキトキハ當該産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項前段ノ規定ニ依リ理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十五條 第十三條第二項第四項乃至第六項及第十四條第三項乃至第五項ノ規定ハ統制組合ノ副理事長、理事、監事及評議員ニ

之ヲ準用ス

第四十六條 統制組合ノ役員ノ任期ハ左ノ通トス

理事長 三年

副理事長 三年

理事 三年

監事 二年

評議員 二年

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十七條 統制會ノ會長ハ當該統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シ

タルトキ、公益ヲ害シタルトキ、其ノ他當該産業ノ統制運営上理事長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十八條 統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十八條乃至第三十條ノ規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス

第四十九條 統制組合ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及

第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス、但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第二項第三十六條

第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

第四章 雜則

第五十一條 第十七條第二項、第三十一條第一項及第三十二條（各前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）竝ニ第三十三條（前條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本條及第五十二條ニ於テ同ジ）中關係各大臣、行政官廳又ハ主務大臣トアルハ當該諮問、報告、臨檢検査又ハ命令ガ軍事上ノ必要ニ基ク場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

陸軍大臣又ハ海軍大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスルトキハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣ニ協議スベシ

第五十二條 當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣第三十三條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ

影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第五十三條 第五十一條第一項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島(以下外地ト稱ス)ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス  
第七條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ内地ニ在ルモノト同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノトヲ以テ組織スル統制會ニ關スル場合ニ在リテハ本令中主務大臣、關係各大臣又ハ當該統制會又ハ當該統制組合ノ所管大臣トアルハ外地ノミニ關スル事項ニ關スル場合ニ限リ前項ノ規定ニ拘ラズ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス  
第二十二條中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ市邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ市町村稅トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅、南洋群島ニ在リテハ地方費稅トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

第三十八條中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、樺太及南洋群島ニ在リテハ支廳管轄區域トス  
第二項ノ統制會ニ關スル場合ヲ除クノ外本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

第五十四條 主務大臣前條第二項ノ統制會ニ關シ左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ニ協議スベシ

一、第七條ノ規定ニ依ル指定又ハ第十四條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル任命但シ第七條ノ規定ハ同條各號ノ一ニ該當スル者ニシテ外地ニ在ルモノヲ指定スル場合ニ限ル  
二、第八條第一項、第三十三條又ハ第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令但シ第三十三條ノ規定ニ依ル命令ハ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ガ外地ニ於テ行フ事業ニ關スルモノナル場合ニ限ル  
三、第八條第二項、第十四條第五項、第十五條第三項、第十六條、第二十條、第二十四條第一項又ハ第二十七條ノ規定ニ依ル認可但シ第二十條ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制會ノ會員ニシテ外地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スルモノニ對シ賦課金ヲ課スル場合、第二十七條ノ規定ニ依ル認可ハ當該統制會ノ會員タル法人又ハ會員タル團體ヲ組織スル法人ニシテ外地ニ本店又ハ主

ル事務所ヲ有スルモノノ役員ノ解任ヲ命ズル場合ニ限ル

四、第三十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル解任

第五十五條 朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官左ニ掲グル處分ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ニ協議スベシ

一、第五十三條第二項ノ統制會ニ對スル第三十三條ノ規定ニ依ル命令

二、第五十三條第二項ノ統制會アル場合ニ於テ第四十一條ノ規定ニ依リテ爲ス當該産業ニ關スル統制組合ノ設立ノ命令

三、第五十三條第二項ノ統制會ノ會員タル統制組合ニ對スル第五十條ニ於テ準用スル第三十六條第一項ノ規定ニ依ル命令

第五十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外統制會及統制組合ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

資料五 重要産業團體令施行規則

第一章 統 制 會

第一條 主務大臣重要産業團體令(以下令ト稱ス)第八條第一項ノ規定ニ依リ統制會ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、産業ノ種類

二、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ會員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第二條 創立總會ヲ招集スルニハ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集

第三章 重要産業團體令

ノ通知ヲ發スベシ

第三條 左ニ掲グル事項ハ創立總會ニ諮リ設立委員之ヲ定ム

一、定 款

二、統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三、初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第四條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク統制會ノ設立認可ヲ申請スベシ

設立認可申請書ニハ定款、創立總會ノ議事録ノ謄本竝ニ前條第二號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第五條 監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第六條 評議員ノ任命又ハ監事ノ選任アリタルトキハ統制會ハ遲滞ナク其ノ氏名及住所ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

會長、副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員辭任又ハ死亡シタルトキハ統制會ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ其ノ

者ノ任期滿了シタルトキ亦同ジ

會長、副會長、理事長又ハ理事ニ付前項ノ届出アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七條 統制會令第二十條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

一、特別ノ賦課金ヲ必要トスル事由

二、特別ノ賦課金ノ收支豫算及賦課徵收方法

前項ノ申請書ニハ前項第二號ノ明細書及總會ノ議事録ノ謄本ヲ添附スベシ

第八條 總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ少クモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スベシ

第九條 每事業年度ノ收支豫算及令第十九條ノ規定ニ依ル金ノ賦課徵收方法決定シタルトキハ統制會ハ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ届

出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十條 統制會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第十一條 主務大臣統制會ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ當該統制會ノ主たる事務所ノ所在地ノ區裁判所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

裁判所清算人ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十二條 清算人ハ統制會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十三條 清算人ハ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ裁判所ノ認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算人ニ對シ清算及財産處分ノ方法ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 統制會ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スルコトヲ得

令第二十二條及第五十三條第三項ノ規定ハ前項ノ賦課徵收ニ關シ之ヲ準用ス

第十五條 主務大臣ハ裁判所ニ對シ清算ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十六條 統制會ノ清算終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示スベシ

## 第二章 統制組合

第十七條 主務大臣令第四十一條ノ規定ニ依リ統制組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一、産業ノ種類

二、地 區

三、設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

第十八條 第一條第二項第三項、第二條乃至第五條、第六條第一項第二項、第七條乃至第十條、第十一條第一項乃至第四項、第十

二條乃至第十五條及第十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ第一條第二項及第十一條第一項ニ規定

スル場合ヲ除クノ外行政官廳トシ、總會トアルハ總會又ハ總代會トシ第八條中會員トアルハ組員又ハ總代會ヲ構成スル者トス  
第十九條 統制組合成立シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ左ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一、目的

二、名稱

三、地區

四、事務所

五、成立ノ年月日

六、理事長、副理事長及理事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 統制組合成立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テハ前條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ既ニ存スル事務所ノ所在地ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第二十一條 統制組合ガ事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ第十九條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十二條 統制組合ノ解散ノ命令アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 統制組合ノ清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 統制組合ノ清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 統制組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區域裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ統制團體登記簿ヲ備フ

第二十六條 第十九條乃至二十二條ノ規定ニ依ル登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十三條及第二十四條ノ規定ニ依ル登記ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第二十七條 登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第二十八條 非訟事件手續法第百二十五條第一項(第百五十條、第百五十條ノ三及第百七十七條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ統制組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

### 第三章 雜 則

第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證券ハ別記第一號様式ニ、令第三十一條第二項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證券ハ別記第二號様式ニ依ル

第三十條 令第五十條(令第三十一條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ヲ除ク)及本令第十八條中行政官廳トアルハ鑛業若ハ砂鑛業ノ統制組合ニシテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超ユルモノニ關スル場合又ハ其ノ他ノ統制組合ニシテ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超ユルモノニ關スル場合又ハ其ノ他ノ統制組合ニシテ地區ガ鑛山監督局ノ管轄區域ヲ超ユルモノニ關スル場合又ハ其ノ他ノ統制組合ニシテ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超エザルモノニ關スル場合ニ在リテハ各鑛山監督局長又ハ地方長官トス

第三十一條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條ノ二ノ規定ハ統制會及統制組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 別 記

第一號様式(用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

### 第三章 重要産業團體令

(表面)

序編 國內産業再編の動向

二六

(裏面)

重要産業團體令第二十六條ノ規定ニ依ル證票

第三章 重要産業團體令

二七

第 號 昭和 年 月 日 交付

氏

當該統制會又ハ統制組合印名

國家總動員法第十八條第一項 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主義ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ

命ズルコトヲ得

同條第六項 第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
國家總動員法第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

重要産業團體令第二十六條 統制會必要アリト認ムルトキハ統制會ノ役員又ハ使用人ヲシテ會員及會員タル團體ヲ

組織スル者ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

統制會ノ會員及會員タル團體ヲ組織スル者ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ

統制會第一項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベ

シ

重要産業團體令第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四

條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣ト

アルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

重要産業團體令施行規則第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記

第一號様式ニ、令第三十一條第二項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

別記

第二號様式(用紙ノ大キサ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

第三章 重要産業團體令

(表面)

序編 国内産業再編の動向

三〇

(裏面)

第三章 重要産業團體令

三一

重要産業團體令第三十一條ノ規定ニ依ル證票

第 號 昭和 年 月 日 交付

當該官廳印

官 職 氏 名

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

重要産業團體令第三十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ統制會又ハ其ノ會員若ハ會員タル團體ヲ組織スル者ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所、營業所工場事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

重要産業團體令第五十條 第八條第二項、第十條、第十一條、第十七條乃至第二十六條、第二十八條乃至第三十四條、第三十五條第一項第二項及第三十六條第一項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣又ハ關係各大臣トアルハ第八條第二項、第十條第二項及第三十六條第一項ニ規定スル場合ヲ除クノ外行政官廳トス

重要産業團體令施行規則第二十九條 令第二十六條第三項(令第五十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第一號様式ニ、令第三十一條第二項(令第五十條ニ於テ準用ヲ含ム)ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

重要産業團體令の公布は、云ふまでもなく新たな國民經濟の組織確立と、從來の經濟機構の、國家目的への轉換を目指したものであり、經濟統制の一元的運営を目標としたものである。言ひ換へれば強力なる國防經濟の確立にあつたのである。



戰時經濟の遂行は統制經濟の強化發展であり、統制經濟の強化は、必然に統制するものと、されるものとの相刻を激化せしめた。かゝる相刻の有力な原因は、從來の經濟機構に於て、國家の必要とする強力なる經濟統制を行ふことは、勢ひ經濟施策が、枝葉末節にまで干渉する結果を持つこととなり、かゝる干渉が官民の相刻を醸成せしめた事となつたのである。統制經濟が計畫經濟に移行するにつれてこの傾向は益々助長激化され、かくては戰時經濟、延いては生産力擴充を主目標とした綜合的計畫經濟の圓滑なる運営は望み得ないどころか、國家經濟の破壊作用をも惹起する危惧さへ持たれることとなる。このような障害除去に當つて根本的な對策は、國家の必要とする經濟計畫の遂行に適合する經濟機構の確立であり、かゝる經濟機構の樹立に依る計畫經濟の一元的運営である。

重要産業團體令は右の目的のためのものであり、官民の相刻を除去し、積極的生擴計畫の具體的遂行を圖る意味に於て新經濟團體所謂統制會の設立に依り當該産業の機構の一元化を求め、統制會に、その責任と創意とを持たしむることに依つて、生擴計畫の具體的遂行に當らせることとなつたのである。

## 第四章 閣令指定

重要産業團體令公布となるや、政府はこれが、制定趣旨の説明、及び民間側の積極的協力を期待、要望するため、九月三日大政翼賛會主催の東京に於ける官民懇談會を始め、各地に官民懇談會を開催、統制會の設立が、從來の經濟統制の弊害を除去し超克した官民一致體としてのものであること、指導者原理に依る統制會の強化運営は、現下の内外情勢に對處するため絶対不可欠のものであることを強調し、統制會の育成強化の根本方策を明確にした。九月三日官民懇談會席上に於ける左近司商相の挨拶次の如し

### 左近司商工大臣挨拶

現下我國の直面せる内外の情勢に鑑みまると、何よりも先づ國家産業經濟の總力を最高度に發揮するの途を講じ以て焦眉の急務たる生産擴充の目的を達成し國防の安固を確保することが緊要であることは申す迄もありません。此の爲には從來の統制經濟運営の組織に根本的な刷新を加へ綜合國力増強を企圖し眞に官民一體たるの體制を確立することが肝要であります。

官民一致協力の必要は今日迄に於ても随分叫ばれて來たのでありますが、其の必要の切實なること今日より急なるはないと信じます。

然るに從來の統制經濟實施の跡を茲に振り返つて見ますに、其處には遺憾ながら動もすれば統制するものと統制せられるものとの對立があり、官民の呼吸がピッタリ合はなかつた點の存したことを率直に認めざるを得ないのであります。其の原因としては種々考へられることと思ふのでありますが、其の一は統制の實施方法等の上に不備又は不慣れた點のあつたことでありませう。

固より政府は常に内外情勢の推移に即應し、國家の要求を至上目標として諸々の對策實施に努力したのであります。政策の方向そのものに誤はなかつたと信するものであります。之が實行上の具體的な點に付ては、何分事が急を要した關係もあつて或は實情にそぐはなかつたこともあつたかと思ふのであります。原因の他の一は民間の側にも在つたといふことは必ずしも否定の出來ない事實であると存じます。

即ちそれは政府の目標とする所を目標とし、政策の方向に沿つて、協心戮力する組織體制が整備されて居らなかつたのに基くのであります。

勿論民間經濟界に於かれても、時局認識の普及徹底に努めるとか、政府の施策に關しても凡有立場から之が達成に協力せられたことは戰時下の我經濟界に於ける喜ぶべき實狀であつたと確信するのであります。之等は經濟人の個人的協力に非ずんば、個人的協力の任意的集團たるに止まり、經濟界の組織的協力、全體性のある協力と申す譯には行かなかつたのであります。換言すれば

眞の官民一如の協力體制が整備されて居らなかつたのでありまして、今回の新經濟團體は此の要請に應じて創設せられたもの以外ならぬのであります。

従來の經濟團體が同業者の共同利益の維持増進を其の本旨とするのに對し、新經濟團體は國家目的を第一義とし常に國家要求の充足を念とするのであります。従て従來の經濟團體に於ては個々の企業者の利益が深く顧慮せられ多數決主義に依つて運営せられる建前を執つて居るのに對し、新經濟團體に於ては經濟活動を國家目的の方向に於て強く生かして行く爲めに指導者に依る指導を以て運営の樞軸たらしめんとするのであります。従來の經濟團體が業種業態別に概ね細かく設立せられたのに對し、新經濟團體は重要産業別に生産、配給を一貫して縦斷的に之を編成しようとするのも畢竟業界を綜合して之を指導し以て國家目的に即應し協力せんとする體制を執らんとするに外なりません。

斯かる新經濟團體の編成に依りまして、國家の方針は指導者を通じて直ちに其の團體の事業として之を的確に實施することが出来るものと考へます。斯くして統制實行上に民間の知識経験を十分活用することに依り、民間人をして其の創意と責任とを以て國策遂行に進んで協力するの熱意を湧き立たしむることを得るものと考へます。又政府は統制實施の細目的事務に煩はざることをなすべく將來を見透し且全般を綜合したる國家大局の施策に専念し得ることとなるのであります。

官民の眞の一致體制は斯くして成り、産業の統制指導は一層合理性と計畫性とを加へ、經濟總力の最高度の發揮を確保し得るものと信じます。重要産業團體令は右の根本趣旨に基き義に閣議決定を見ましたる經濟新體制確立要綱に即して昨年以來關係各廳とも協議の上立案せられ本年七月三十日其の要綱に付總動員審議會の議を経まして八月三十日附を以て勅令第八百三十一號として制定公布を見ることとなつたのであります。

國際情勢益々險悪化せんとするとき此の重要産業團體令の圓滑強力なる運用に依り眞に官民一致生産擴充を完遂し以て此の重大非常時局に對處せんことを期するものであります。

重要産業團體令を繞る官民懇談會に於て、民間側の要望は、主として、官界新體制の急速展開と、統制會の橫斷的

連絡機關としての最高經濟會議所の設置であつた。

事實、官界新體制の急速な展開は、統制會の設立に當り、官廳機構の不備を露呈するに至つて、大東亞戰爭下の現在に於ても今後に残された重要課題となつてゐるのである。

十月十四日、政府は、統制會の設立、及びその圓滑運営を圖るため、所管問題を解決、左の如く閣議申合せを行つた。

### 統制會に關する閣議申合せ事項

統制會の健全なる發達を期すると共に、これが設立を促進せんが爲め、閣議に於て左の通り申合せをなしたり。

- 一、閣令ニ依レ産業ノ指定ハ網羅的ニコレヲナサズ、重點的ニ逐次統制會毎ニコレヲナスコトトスル
  - 二、統制會ノ主管官廳ハ原則トシテ當該統制會ヲ構成スルモノノ事業ヲ主管スル官廳トス、但シ他ノ官廳ハソレゾレ所管ニ應ジソノ所管事項ノ範圍内ニ於テ統制會ノ指揮監督ヲ爲スモノトス
  - 三、統制會ヲ構成スルモノニヨリ生産セラレタルモノノ需用者ノ事業ヲ主管スル官廳ニ對シ、當該統制會ノ主管官廳ハ、アラカジメ左ノ事項ニツキ協議スルコト
    - 尙ソノ製品ガ一定ノ事業者ニ専用セラレルレ場合ニ於テハ、製品ノ配給ハ、ソノ需要者ノ事業ヲ主管スル官廳ノ所管トス
    - (イ) 製品ノ需給統制ニ關スル事項
    - (ロ) 製品ノ價格統制ニ關スル事項
    - (ハ) 製品ノ品質規格、性能ニ關スル製造事業者ノ技術指導ニ關スル事項
  - 四、統制會々長ハ、之ヲ民間業者ヨリ任命スルコトトシ一定ノ待遇ヲ與フ
- 但シ、原則トシテ他ノ職務ニ従事スルコトヲ認可セザル方針ヲ執ル

- 五、統制會々長ニ對シテハ出來得ル限り廣範ナル權限ノ委任ヲ行フモノトシ直チニ當該産業部門別計畫ノ範圍内ニ於テ行フ實施ニ關スル事項等ニ就キ、權限ノ委任ヲナスストモニ、當該産業ノ整備確立ニ關シ、必要ナル措置ヲ講ズルニ必要ナル權限ヲ附與ス
- 尙資金ノ統制、會社經理ノ統制ニ關シテモ一定ノ範圍内ニ於テ速ヤカニ統制會々長ニ對シ權限ヲ委任考慮ス
- 六、當該事項等ニ關スル各種ノ計畫ノ立案、法令ノ制定等ニ就イテハ出來得ル限り統制會々長ニ諮問シ、ソノ協力計畫ヲナサシム
- 七、當該業者ニ對シ政府ヨリ命令ヲナス場合ニ於テハ原則トシテ、統制會々長ヲ經理スルコトトモニ當該業者ヨリ政府ニ對シ許認可ヲ申請シ届出ヲナシ又ハ必要ナル資料ヲ提出スル場合ニ於テハ必ず統制會々長ヲ經理スルコトトス
- 右ノ場合ニ於テ統制會々長ハ、コレニ事件ヲ附シ政府ニ上申スルコトヲ得ルコトトスル
- 八、統制會ノ整備ニ伴ヒ、官廳機構ノ整理縮少ヲ行フ

かくて統制會閣令第一次指定を急ぎつゝあつた政府は、十月十八日再び第三次近衛内閣の更迭に伴ふ東條内閣の成立を迎へ、商相として岸信介氏の就任を見るに至つたが、就任最初の言明である岸商相の「有言實行」と、東條首相の「迅速的確なる實行」は、早くも十月二十八日の統制會第一次指定の閣議決定に於て見られ、十月三十日閣令第二十六號を以て統制會を設立すべき重要産業十二業種の指定が行れた。これを以て懸案であつた國防國家體制確立のための産業再編は、漸くその具體的段階に入つたのである。

### 重要産業團體令を適用すべき重要産業

- 一、鐵鋼の生産及び販賣並に製鐵原料たる鐵礦、滿俺鐵及び鐵屑の販賣に關する事業（朝鮮における當該事業を含む）

- 二、石炭の生産及び販賣に關する事業

- 三、原動機（發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及び水車を除く）及び生産用機器の製造及び販賣に關する事業

- 四、電氣機器、發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及び水車並に電氣通信機器の製造及び販賣に關する事業

- 五、精密機器の製造及び販賣に關する事業

- 六、車輛及び鐵道信號保安裝置の製造及び販賣に關する事業

- 七、自動車の製造、及び販賣に關する事業

- 八、セメントの製造及び販賣に關する事業

- 九、鑛産物（石炭、亞炭、石油及び土瀝青を除く）の生産及び販賣に關する事業（鐵鋼、ニッケル鑛、アルミニウム及びマグネシウム）の製鍊及び販賣に關する事業並に燐鑛の販賣に關する事業を除く

- 十、非鐵金屬の加工及びその加工品の販賣に關する事業

- 十一、貿易業並に貿易の振興及び統制に關する事業

- 十二、造船事業

註

- 一、鐵鋼統制會
  - 二、石炭統制會
  - 三、産業機械統制會
  - 四、電氣機械統制會
  - 五、精密機械統制會
  - 六、車輛統制會
  - 七、自動車統制會
  - 八、セメント統制會
  - 九、鑛山統制會
  - 十、金屬工業統制會
  - 十一、日本貿易會
  - 十二、造船統制會
- を夫々指す

## 第五章 統制會の設立と企業整備

統制會第一次指定の閣令が公布された三十日、直ちに、鐵鋼、石炭の兩部門に對する設立命令が發せられ、會員指定、設立委員、會長銓衡委員の任命が行れた。以下第一次指定十二部門の設立が完了を見た現在に於ける統制會現勢を見るに左の通りである。

### 統制會一覽

統制會名	事務所及電話番号	設立命令 設立總會	會員數	會長	理事長	理事
鐵鋼統制會	麴町區丸ノ内二ノ二〇 (丸ノ内七一五一六)	一六、一〇、三〇 一六、二、三〇	四八社 一工組	平生鈺三郎	小日山直登 (總務部長兼務)	橋本長治(生産部長) 井村竹政(配給部長) 山縣利介(技術部長) 水野重雄(企業部長) 永野重雄(原料部長)
石炭統制會	麴町區丸ノ内一ノ八ノ六 (丸ノ内三三七五九)	一六、一〇、三〇 一六、二、三六	二二二社 七統組 一統制會社	松本健次郎	植村甲午郎	茂野吉之助(企業部長) 山川良一(生産部長) 七瀬善吉(技術部長) 瀬田健二(配給部長) 水野重雄(監理部長) 佐藤謙造
鑛山統制會	麴町區丸ノ内二ノ一四 七ノル商會内 (丸ノ内一六五)	一六、二、三〇 一六、三、一八	三三三社 五統組 一統制會社 一販賣會社	伊藤文吉	津田秀榮 (勞務部長兼務)	吹原彌生三(企業部長) 宮本正勝(生産部長) 松山健三郎(配給部長) 南瀬井三郎(配給部長) 南瀬常雄
セメント統制會	麴町區丸ノ内一ノ六 海上ビル内 (丸ノ内七二〇一)	一六、三、二 一六、三、八	二一社 (一共販會社)	淺野總一郎	河内通祐	中川博(企業部長) 遠見富司(配給・生産部長) 島柳勝(技術部長) 高橋一郎(資材部長)
電氣機械統制會	麴町區有樂町一ノ三 電機聯合會館内 (丸ノ内三五八一七)	一六、二、元 一七、一、三	二四五社	安川第五郎	小林康治	伊藤文壽(總務部長) 宮島文吾(電氣部長) 佐島仁左(通信部長) 柳澤芳次郎(資材部長) 服部勝雄(調査部長)
産業機械統制會	麴町區大手町二ノ八ノ一 機械工業會館内 (丸ノ内五九七三)	一六、三、四 一七、一、五	六三七社	大河内正敏	氏家長明 (兼技術部長)	中村一徹(企業部長) 山岡祐章(資材部長) 三村金之助(生産部長) 橋本眞美(調査部長) △渡邊榮(總務部長)
精密機械統制會	右ニ同ジ (丸ノ内四八六一)	一六、三、一 一七、一、〇	三八一社	原 清明	會長兼任	三根源太(總務部長) 山座道雄(生産部長) 久富伸彦(資材部長) 松田三郎(技術部長) 松田健太郎(勞務部長) 金田健太郎(考査部長)
自動車統制會	麴町區丸ノ二ノ一八 岸本ビル内 (丸ノ内四四〇一)	一六、三、一 一六、三、四	六社	鈴木重康	鈴木英雄 (企業部長兼務)	岡野榮三(總務部長) 三木吉平(技術部長) 木村靜一(資材・配給部長) 宮田應義(生産部長)
車輛統制會	麴町區大手町二ノ八ノ一 機械工業會館内 (丸ノ内六三九七)	一六、三、一 一六、三、三	九〇社	島 安次郎	秋山正八 (企業部長兼務)	池田勝三郎(資材・監査部長) 長橋茂男(總務部長) 橋本新助(技術部長) 木村知彦(生産部長)

造船統制會	日本貿易會	金屬工業統制會
麹町區丸ノ内二ノ一四 造船會館内 (丸ノ内一〇四一)	日本橋區通り一丁目 白木屋内 (日本橋一三三二)	京橋區築地三ノ一〇 懇話會館内 (築地一一六一六)
二六、三三、三七、一、一八	二六、三三、四〇、九〇、九〇、三六、三六	二六、三三、三七、一、二五
一五社 五協議會	四八社 九〇組合 三六統制會社	二五社 一六共販 六工組
斯波孝四郎	南郷三郎	鈴木元久 島精一
桑原重治		
澁 一廣(組務部長) 陸山金四郎(船務部長) 野村千助(管理部長) 木梨律馬(造船部長) 岩井新文(造船部長)	阿部重兵衛(造船部長) 吉武徳三(造船部長) 衣川武夫(造船部長) 杉田才助(造船部長) 依田長丸(造船部長) 杉村廣(造船部長) 一宮 晃(造船部長) 廣藤吉臣(造船部長) 廣藤辰之助(造船部長) 廣田康三(造船部長) 小島 啓人(造船部長) 高木龜久次(造船部長)	山田源造(造船部長) 山田 三三(造船部長) 小杉 三郎(造船部長) 岩佐 三郎(造船部長) 山口 三郎(造船部長) 木村 三郎(造船部長) 黒田 三郎(造船部長) 南治 三郎(造船部長) 阿部 三郎(造船部長) 吉武 三郎(造船部長) 衣川 三郎(造船部長) 杉田 三郎(造船部長) 依田 三郎(造船部長) 杉村 三郎(造船部長) 一宮 三郎(造船部長) 廣藤 三郎(造船部長) 廣藤 三郎(造船部長) 廣田 三郎(造船部長) 小島 三郎(造船部長) 高木 三郎(造船部長)

備考 △印ハ理事以外ノ部長

統制會の設立に依り産業再編成は愈々積極的具體化の段階に入ったのであるが、これが進展に伴ひ、(イ)遊休未働設備の措置、(ロ)重要物資の強制管理、(ハ)勞務對策の調整、就中、(ニ)中小企業の整備再編が、具體的に緊急處理されねばならぬ必然性を持つたのであり、究極的には官界機構の刷新確立が爲されねばならない。統制會を中心とした場合、尙、(ホ)權限委讓法の發令、(ヘ)金融統制の確立、(ト)南方圏を含む統制會機構の一元化等の課題を持つたが、昭和十六年十二月八日、米英に對する宣戰の大詔發に依つて、あらゆる問題の具體的な方向が決定を見たとしていゝのである。統制會

の育成強化がそれであり、統制會を中心とした日本獨自の大東亞經濟建設の新秩序方式がそれである。

(イ)に關しては第七十七議會の承認を経て、昭和十六年十一月二十五日、産業設備營團法を公布、十二月四日同施行令公布五日より實施を見、藤原銀次郎氏を總裁として産業設備營團の創立となつた。

(ロ)に關しては、十六年九月、總動員法第八條に基き物資統制令が公布された。次いで重要物資管理營團法の議會通過に依り物資管理營團が設立を見た。

(ハ)に關しては勞務調整令に次ぎ十二月一日國民勤勞報國協力令が施行された。

(ニ)中小企業の整備再編に就いては、中小企業再編の眼目が從來、ともすれば轉失業救済の面から見られてゐたものであるが、企業再編が、中小企業者に限らず高度國防國家建設の觀點から全産業の再編に伴ふ勞務轉換を意味することに於て、中小企業の再編に關しても、より積極的建設的觀點から、これが整備に慎重、且、急速に行はねばならない事態に立ち至つてゐることである。このため、政府は、十六年十二月十一日企業許可令を公布十三日施行規則を以て即日實施、事實上の營業免許制を施行した。而して、國民更生金庫を商工省に移管、積極的運営を圖ることとし共助金制度を採用、轉廢業者に對し一人當り六百圓(三百圓政府、三百圓商工業組合支出)を交付することとした。

國民更生金庫の運営に關して、昭和十七年一月二十八日、議會に於て豊田商工省振興部長は轉廢業資金について、轉廢業に要する總資金十億九千萬圓以上の用意ある旨言明した。

積極的整備促進助長を圖るため、十二月、企業整備令を立案、審議會の可決を見た。法制局に於て法文化を急ぎ五月十三日公布を見るに至つた。

(ホ)に關しては目下議會通過の權限委讓に關する法律に基き勅令を立案準備中である。

(ヘ)に關しては昭和十七年一月二十七日總動員審議會に於て金融統制團體令、金融事業整備令が夫々可決(議會承

認可決のものに南方開發金庫、戰時金融金庫、日本銀行法案に依る設立)

(ト) に關しては未だ具體的方針は明確にされてゐないが、その開發その他に關しては、暫定的に軍政下にある現在統制會が中心になるとは云へ、積極性を持つまでに至つてゐないことである。

中小商工業再編成に關しては地方毎に協議會を設置することとなり昭和十七年二月二十三日各地方長官宛、商工、農林、厚生各次官名を以て通牒を發した。協議會要綱左の如し。

### 資料 六 中小商工業再編成協議會要綱

- 一、本協議會ハ中小商工業再編成ノ急速ナル實施ヲ促進スル爲企業ノ整理統合計畫ノ樹立、轉廢業者ニ對スル共助施設ノ整備、職業轉換ノ指導斡旋等ニ關スル事項ヲ協議スルモノナルニト
- 二、本協議會ノ會長ハ地方長官之ニ當リ委員ハ管内ニ於ケル左ニ掲グル者ノ中ヨリ之ヲ任命又ハ委囑スルニト
  - (一) 商業組合、工業組合、商工會議所其ノ他産業團體ノ代表者
  - (二) 緊要産業ノ事業主
  - (三) 關係官公吏(總務部長、經濟部長、學務部長、警察部長、市町村長ノ代表者等)
  - (四) 大政翼賛會關係者其ノ他學識經驗アル者
- 三、本協議會ハ左ノ事項ヲ審議スルモノトス
  - (一) 企業ノ整理統合ノ實施ニ關スル一般方針
  - (二) 共助主體間ニ於ケル共助額ノ均衡化其ノ他共助施設ノ整備ニ關スル事項
  - (三) 職業轉換ノ指導斡旋ニ關スル事項
  - (四) 其ノ他中小商工業再編成實施ニ關スル事項

### 四、本協議會ニ部會ヲ置クコト

部會ハ道府縣單位ノ商業組合、工業組合又ハ同聯合會ガ整備セラレアルトキハ右組合又ハ聯合會ヲ以テ單位トスルコト

五、部會ノ會長ハ知事又ハ道府縣關係部長ヲ以テ之ニ充テ委員ハ管内ニ於ケル左ニ掲グル者ノ中ヨリ會長之ヲ任命又ハ委囑スルコト

- (一) 關係商業組合、工業組合又ハ同聯合會ノ役員又ハ職員
  - (二) 關係官公吏(學務部、警察部、經濟部其ノ他)
  - (三) 大政翼賛會關係者其ノ他學識經驗アル者
- 商業ノ再編成ニ關スル部會ニハ道府縣商業報國會推進隊長ヲ委員ニ加フルコト
- 六、部會ハ左ノ事項ヲ審議スルコト

- (一) 當該商工業ニ於ケル新企業體制ノ整備確立ニ關スル事項
  - (二) 當該商工業ノ整理統合ノ方法ニ關スル事項
  - (三) 職業轉換ヲ爲スベキ者ノ決定ニ關スル事項
  - (四) 轉廢業者ニ對スル共助ニ關スル事項
  - (五) 轉廢業ニ對スル職業轉換ノ指導斡旋ニ關スル事項
  - (六) 其ノ他當該商工業ノ再編成ニ關スル事項
- 七、本協議會ハ部會ノ決議ヲ以テ協議ト爲ス

尙、統制會の設立に關聯、所謂最高經濟會議の設置、及び經濟團體の一元的統合が、愈よ今後に於て具體的機運を見ようとしてゐる現在、從來からも統制會の助産婦を以て任じる重要産業統制團體協議會が二月十四日を以て具體的改組を行つたのは注目される。改組の要點は統制會々長を以て理事を構成したこと、及び統制會理事長會議を持つこと等である。

第一編  
機械工業の再編成

## 第一章 機械工業の趨勢

高度國防國家體制の確立に當つて機械工業の持つ重要性は、それが、軍需資材であること、生産力擴充計畫の具體的遂行に關する中核的役割を受持つこと、及び國民生活用品の最低限度の確保等に及ばず影響に於て、機械工業は、國防國家にとつて決定的位置に立つてゐること、である。

而し、日本に於て、かゝる意味での機械工業があり得たであらうか。

先づ前提とされるものは、國家の必要とする機械の國產自給化の可能性であり、生産設備機械の充實であり、技術水準の確保向上であり、機械製品の規格統一に依る大量生産の可能性であり、最後に、これらの綜合された機械工業の一元的計畫運営であり、綜合的組織機構の確立が云々されよう。

大東亞戰爭の勃發に依り、以上の我が國機械工業に課せられた命題の速やかな解決は、日本を主軸とする大東亞の新秩序經濟の成否を左右するほどの重要且、緊急性を持つものであることは多言を要さない。

さればこそ、昭和十五年八月二日近衛第二次内閣に於て決定せる「基本國策要綱」中に、高度國防國家の建設に當り、特に重化學工業及び「機械工業の劃期的發展」が「國防經濟の根基」を爲すものとして擧げられてゐるのである。基本國策要綱に基く經濟新體制確立要綱に依る重要産業團體令の公布は、機械統制會の設立となり、機械工業の重點的育成強化が、今年度を基點とする第二次生産擴充計畫の中核體となつてクローズアップされてゐるのであるが、尙、機械工業の綜合的一元的運營機構の確立は、その積極的企業整備と共に今後に俟たねばならぬ課題であるとされよう。



## 第二章 機械工業の整備再編

我が國機械工業の發達過程は、輕工業を中心として來たものであり、所謂紡織工業の發展に伴ひ逐次産業分野に進出して來たものであるが、過去に於ける自由主義經濟機構に於ての機械工業は、第三國依存經濟下の實情に於て、何らの指導的立場になかつたことである。

むしろ、それは中小業者の育成を助長せしめたことに於て機械工業の質的向上は望み得ないのみならず、それら技術的問題の第三國依存の形態に於て、我が國機械工業は支那事變を迎へるに至つたのである。

機械工業が支那事變の發生を見るに至つて、軍事的竝に産業的要求から全面的な統制段階に入つたことは云ふまでもない。而し機械工業の本格的統制は昭和十四年度以降と見ていゝ。この年、第一次生産力擴充四ヶ年計畫が決定を見るに至り、それに伴ふ物資配給統制の全面的強化に依り、機械工業の工業組合組織の整備確立が行れた。と同時に計畫産業用機器發注承認制度が採られるに至つたのである。

先に重要機械主要メーカーの鐵鋼配給機關として設立を見た機械工業鐵鋼配給會は、その統制強化に對處するため商工省指定工場のみならず十七工組を組織（後に十九工組）、更に之を一丸とした日本機械製造工業組合聯合會を設立するに至つた。更に日本鐵鋼製品工業組合聯合會に加入、茲に一應機械工業の統制機構は一元化を見ることとなつたのである。

機械工聯の設立は、それが機械工業主要メンバーを包括してゐることに於て、該工業の推進中核的存在として、現在に至るまでの統制機能の發揮は頗る注目されていゝものである。

昭和十四年三月二日設立認可を見た日本機械製造工業組合聯合會の構成メンバーは左の通りである。

## 資料 七 日本機械工業組合聯合會

## 日本蒸氣罐製造工業結合

三菱重工業株式會社、日立製作所、汽車製造株式會社、東洋、ヘルブコック株式會社、川崎造船所、田熊汽罐製造株式會社

## 日本蒸氣タービン製造工業組合

三菱重工業株式會社、日立製作所、石川島芝浦タービン株式會社、川崎造船所

## 日本内燃機關製造工業組合

新潟鐵工所、池貝鐵工所、三菱重工業株式會社、神戸製鋼所、日立製作所

## 日本電機器工業組合

東京芝浦電氣株式會社、三菱電機株式會社、日立製作所、富士電機製造株式會社、明電舎、安川電機製作所、小穴製作所、東洋電機製造株式會社、神戸製鋼所、大阪變壓器株式會社、高岳製作所、川崎造船所

## 日本水壓鐵管製造工業組合

東京石川島造船所、三菱重工業株式會社、田原製作所、酒井鐵工所、川崎造船所、大阪鐵工所、大阪製鐵造機株式會社、鶴見製鐵造船株式會社、關機械製作所

## 日本鐵塔製造工業組合

三菱重工業株式會社、東京石川島造船所、若松服部製作所、巴組鐵工所、日本橋梁株式會社、櫻田機械製造所

## 日本鑛山用機械製造工業組合

住友機械製作株式會社、東京石川島造船所、日立製作所、三菱重工業株式會社、神戸製鋼所大塚工場、栗本鐵工所、新潟鐵工

所、田原製作所、三井鑛山株式会社三池製作所、東京重工業株式会社、幸袋工作所、三菱化工機株式会社、横山工機株式会社、大阪鐵工所、荏原製作所、鶴見製鐵造船株式会社、汽車製造株式会社、今村製作所、永田製作所、古河合名會社尾製所、金城鑿岩機製造株式会社、山本鐵工所、三榮商店三榮精機製作所、下成製作所、帝國鑿岩機製作所、昭榮機械製作所、夕張製作所、中山商店鐵工所、大阪機械製作所、大原鐵工所、東洋工業株式会社、日本鑿岩機工業株式会社

**日本製鐵用機械製造工業組合**

久保田鐵工所、東京石川島造船所、日立製作所、三菱化工機株式会社、東京ロール製作所、青木ロール製作所、住友機械製作株式会社、荏原製作所、神戸鑄鐵所、坂本鑄造鐵工所、函館船渠株式会社、城水組鐵工所、大阪機械製作所、東洋鐵工所、坂口機械製作所、大谷鐵鋼所

**日本化學機械製造工業組合**

月島機械株式会社、田中機械製作所、三菱化工機株式会社、新潟鐵工所、東京石川島造船所、石井鐵工所、神戸製鋼所、大阪鐵工所、日立製作所、荏原製作所、久保田鐵工所、永田造船所、今村製作所

**日本起重機製造工業組合**

東京石川島造船所、住友機械製作株式会社、日立製作所、日本起重機製作所、田中機械製作所

**日本鋼索製造工業組合**

東京製鋼株式会社、東洋製鋼株式会社、關西製鋼株式会社、日本鐵線鋼索株式会社、興國鋼線索株式会社、中央製鋼株式会社、昭和製鋼株式会社

**日本ポンプ及水車製造工業組合**

日立製作所、荏原製作所、三菱重工業株式会社、電業社原動機製作所、西島製作所、富士電機製造株式会社

**日本軸受製造工業組合**

日本精工株式会社、東洋ベアリング製造株式会社、光洋精工株式会社

**日本自動車製造工業組合**

日産自動車株式会社、トヨタ自動車工業株式会社

**日本工作機製造工業組合**

池貝鐵工所、日立工作機株式会社、大隈鐵工所、唐津鐵工所、國産精機株式会社、新潟鐵工所、芝浦工作機株式会社、篠原機械製作所、大阪若山鐵工所、東洋機械株式会社、東洋精機株式会社、津上安宅製作所、大日本兵器株式会社、東京機械製作所、大阪機工製作所、三菱電機株式会社

**日本人造石油機械製造工業組合**

日本製鋼所、新潟鐵工所、三菱化工機株式会社、月島機械株式会社、神戸製鋼所、住友金屬工業株式会社、東京石川島造船所、石井鐵工所、大阪鐵工所、玉造造船所、浦賀船渠株式会社、藤永田造船所、三井鑛山株式会社、三池製作所

**日本電氣通信機製造工業組合**

日本電氣株式会社、沖電氣株式会社、東京電氣株式会社、富士通信機製造株式会社、日立製作所、日本通信工業株式会社、安立電氣株式会社、東洋通信機株式会社、日本無線電信電話株式会社、東京無線電機株式会社

**日本産業車輛製造工業組合**

**日本電氣計測器製造工業組合**

直接軍需、生産力擴充産業に必要な重要機械に於ては、右機械工聯に於て、資材の配給統制、機械の配給統制及び生産の調整配分を行つて、その統制の強化を圖つて來たが客觀狀勢は、かゝる主流メーカーを中心とする重點的統制のみでは不充分であり、府縣工聯傘下業者の積極的整備確立に依る統制強化を必要とするに至つた。機械工業の綜合計畫運営が必然的に要請されることとなつたのである。

限られた資材を以て、限られた資本、設備、勞力から、無限とも云ふべき國家需要に應ずるためには、資材の有効且綜合計畫的配分が必要であり、及び製品の計畫的生產統制が同じく必要とされることも自明なことである。

依つて商工省では機械工聯指定機械を基準として、生産力擴充計畫に必要な機械十五種を指定、主要府縣別に各々業種別工業組合を設立せしめることとし、更に同種組合を一丸とした業種別工聯を設立せしめることとした。尙内燃機關、工具、木造船、鋸螺釘、鑛山ボール、ワイヤーロープ、架線金物等に就いては既に業種別工聯の結成を見てゐるので、これらをして統制を強化せしむることとなつた。

要綱の主なる點を擧げると

- 一、業種別組合を結成すべき業者指定の基準は、一定規模以上の生産を行つてゐるもの
  - 一、一定規模とは、電氣機器、製鐵用機械、鑛山用機器、化學工業用機器、輸送器、ポンプ自動車、蒸氣罐、通信機器、鍛壓機等は、生産額、年十二萬圓、現在使用工員數二人人以上。
  - 風力機器、鋼球軸受は生産額六萬圓、使用工員十五人以上。鍛工品は鍛造用機械（鍛造用水壓機、蒸氣錘、空水錘、落下錘の何れか）能力合計一噸、使用工員十五人以上。可鍛鑄物は可鍛鑄物製造設備を有するもの
  - 一、一業者は原則として四以上の業種別組合加入を許さず。
- とならう。

## 資料 八 府縣工聯關係工業組合改組要綱

### 一、趣 旨

現下ノ時局ニ鑑ミ生産力擴充用機器ノ供給ヲ圓滑ナラシムルコトハ刻下ノ急務ナル處、之ガ生産供給ノ圓滑ハ一般府縣工聯傘下ニ在ル機械工業者ヲ動員スルニ非ザレバ所期シ難キ状態ナリ、於之一般府縣工聯傘下ノ工業組合ノ一部ヲ改組シテ時局關係機器ニ

關スル業種別組合トシ、日本機械工聯ニ於ケル同種品目ノ組合ト併セ考慮シツ、本部ニ於ケル時局關係機器ノ生産配給ヲ一元的ニ指導シ得ル如クスルコト

### 二、業種別組合ノ構成

イ、差當リ左ノ時局關係機器ニ付業種別組合ヲ組織スル（業種別組合ノ取扱品目ニ付テハ別表（一）ヲ参照ノコト）

電氣機器、製鐵用機器、鑛山用機器、工作機械、化學工業用機器、輸送機、ポンプ、自動車、蒸氣罐、風力機器、鋼球軸受、鍛工品、可鍛鑄物、通信機器、鍛壓用機器

ロ、業種別組合ヲ設立セシムベキ府縣

各指定品目ニ付生産額順ニ當該品ノ全生産額ノ約九割ニ達スルマデノ府縣ヲ抽出シ右府縣ニ指定品目別ニ工業組合ヲ作ラシムルコト（別表（二）参照）但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ、組合ノ地區ヲ二以上ノ府縣トスルコト

ハ、業種別組合ノ加入資格

府縣ノ指定ヲ受ケタル業者ニ限ルコト

府縣ノ指定標準左ノ如シ

（A） 加入希望組合ノ取扱品目ニ付、一定規模以上ノ生産ヲ現ニ行ヘルカ又ハ今後引續キ行フコト確實ナ者ヲ指定スルコト

（B） （A）ニ該當セザルモ特殊ノ事情アル者（例ヘバ新規發明品ノ生産者ノ如シ）ヲ指定スルコト

（C） 一業者ヲシテ、原則トシテ四以上ノ業種別組合ニ加入セシメザルコト、但シ別ニ府縣工聯又ハ日本機械工聯ニ加入スル

コトハ此ノ限りニ在ラザルコト

### 三、業種別工聯ノ構成及事業

業種別組合ヲシテ業種別工聯ニ加入セシムルト共ニ原則トシテ當該組合所在府縣ノ府縣工聯ニ加入セシムルコト

前記ノ府縣工聯ヲシテ業種別工聯ニ加入セシムルコト

業種別工聯ハ之ヲ日本鐵工聯ニ直屬セシメ日本鐵工聯ヨリ割當ヲ受ケシムルコト

業種別組合ニ對スル資材ノ割當ハ業種別工聯府縣工聯ヲ通ジテ之ヲ爲スコト但シ右以外ノ事項ニ付テハ業種別工聯ハ直接業種別組合ト折衝スルコト

四、業種別組合同工聯ニ關スル監督

イ、商工省ハ業種別工聯下ノ各組合ニ對スル割當量ノ決定ニ付日本鐵工聯ヲ通ジテ承認ヲ受ケシムル等原則トシテ業種別工聯ニ對スル監督ヲ行フコト

五、府縣工聯改組ニ伴フ措置

イ、地方長官ノ指定ヲ受ケザル事業者ハ之ヲ府縣工聯ニ加入セシムルコト

ロ、前記ノ指定品目以外ノ品目ニ關スル業種別組合ニシテ現ニ府縣工聯ニ所屬シ居ルモノハ、ソノ儘トシテ府縣工聯ニ屬セシメ置クコト

ハ、府縣工聯關係業者ノ營業上支障ヲ來ス場合ニ於テハ業種別組合ノ組合員ニ對スル原材料ノ供給ニ關シ之等業者ニ對スル下請發註確保ノ爲一定ノ條件ヲ附スルコトアルベキコト

六、府縣工聯ヲシテ受註ノ斡旋、過剩割當ノ監視等ヲ爲サシムルコト

資料 九 業種別組合取扱ノ品目範圍

一、電氣機器工業組合取扱品目

タービン發電機(タービン不含)(附屬品共) 交流發電機、交流電動機、必要ナ附帶裝置ヲ含ム調相機、電動發電機、周波數變換機、直流發電機、直流電動機、回轉變流機、變換機、水銀弧光整流器、其ノ他諸整流器、變壓器、變成器、誘導線輪リアクトル

絶緣試驗裝置、附屬品共、高電壓裝置、油清淨裝置、誘導電壓調整器、保安裝置、避雷器、靜電蓄電器、配電盤、配電函、開閉器、開閉器函遮斷器、制御裝置、電氣信號裝置、電氣制動裝置、自動制御裝置、自動電壓調整器、配電盤用電氣計器、繼電器、電氣機關車用及電氣運搬車用電氣品、電車用電氣機械器具、自動車用及航空機用電氣裝置、電氣動力計、電磁石電磁分離器、電動揚貨機及電動ホイスト、電動緊船裝置、電動揚船機、電動操舵裝置、電氣爐用電氣品、電氣熔接裝置、電氣收塵裝置用電氣品、電氣冷凍器、電熱器、電動昇降機用エスカレーター用電氣品、電氣照明、電動送風機、電動ポンプ、電動壓縮機、電動工具、モーターサイレン、配電器具、電氣醫療器

二、製鐵用機器工業組合取扱品目

熔鑪爐(ソノ部分品、附屬品ヲ含ム以下同ジ)、原料運搬設備、鑛石處理設備、骸炭製造準備設備、爐設備、鑛滓處理設備、熔鐵處理鑄鐵機、回轉爐、製鋼爐、平爐、轉爐、電氣爐、混鐵爐、取鋼鋼塊鑄型、壓延機、加熱及場熱爐、鐵鋼用爐、鋼管製造機、瓦斯利用設備

三、鑛山用機械工業組合取扱品目

試錐機、浚渫機、掘鑿機、砂金採取船、鑿岩機、ドリル・シャープナ、截炭機、コイルピツク、坑内冷凍機、採油機、鑿井機、捲揚機、積込機、エンドレスワープ機、鑛車、選炭機、洗炭機、微粉炭回收裝置、碎鑛機、磨鑛機、分級機、漚過機、淘汰盤、跳汰盤、給鑛機、篩分機、濃集機、攪拌機、遠心機、鑛塵裝置、乾燥裝置、浮選機、磁選機、燒結機、試料採取機、硫酸回收裝置、爐、濕式精鍊裝置、前各號ノ附屬機械、ソノ他ノ鑛山用特殊機器

四、工作機械工業組合取扱品目

旋盤、ボール盤、中グリ盤、フライス盤、研磨盤、齒切盤、平削盤、形削盤、壓削盤、金切鑛盤、ブローチ盤、ソノ他ノ切削研磨用金屬工作機械、以上ニ掲グル製品ノ部分品及附屬品

五、化學用機械工業組合取扱品目

精選機、篩別機、除塵機、收塵機、破碎機、粉碎機、電磁分離機、裁斷機、蒸餾機、熔解器、熔解機、浸出器、壓延機、壓搾機

脱水機、乾燥機、洗滌機、混合機、浸漬機、加熱機、濾過機、沈澱機、傾斜機、脫色機、脫臭機、冷凍機、熱交換機、蒸發機、濃縮機、凝固機、清淨機、除濕機、調濕機、捏和機、攪拌機、蒸溜器、監析器、飽和機、反應器、吸着器、解着器、電解器、消化器、熟成器、醱酵機、冷却器、凝縮機、燒成爐、乾溜裝置、瓦斯發生裝置、結晶器、昇革器、遠心分離機、抽出機、瓦斯分離精製裝置、膠質化學用機器、調合機、型成機、化學工業用壓延機、化學工業用特殊機器

六、輸送機工業組合取扱品目

起重機、卷上機、コンベア、ホイスト、エレベーター、エスカレーター、陸上機、積込機、索道、ロープテルハ、タインラール、トラバースァー、スクリーン、トレーラー、トラック及トラクター、運搬車、ウクンチ、キヤスブタン、其ノ他荷役、輸送用機械

七、ポンプ工業組合取扱品目

渦巻ポンプ、タービンポンプ、軸流ポンプ、深井戸ポンプ、各種回転式ポンプ、各種往復式ポンプ、蒸気直働ポンプ、水壓ポンプ、水壓機

八、自動車部品工業取扱品目

内燃機關（部分品ヲ含ム以下）、燃料裝置、冷却裝置、動力傳達裝置、車輛品發條裝置、制働裝置、操向裝置、車體、臺秤、電氣裝置、計器類、附屬品

九、蒸気罐製造工業組合取扱品目

蒸気罐、過熱器、再熱器、火爐、燃燒裝置、微粉炭裝置、節炭器、給水加熱器、空氣豫熱器、配管類、煙道及風道、收塵裝置、石炭取扱裝置、灰取扱裝置、特殊附屬品（煤掃除器、自動給水加減器、高低水位警報裝置、過熱低減器、罐水連續吹出裝置、給水軟化裝置自動燃燒制續裝置、蓄熱器等）

十、風力機器工業組合取扱品目

送風機、排風機、壓縮機、真空ポンプ

十一、軸受工業組合取扱品目

球軸受、コロ軸受、鋼球、ハウジング、ハンガー、ブランマープロツク、トロツコケース

十二、電氣通信機工業組合取扱品目

有線電信電話用機器、無線電信電話用機器、搬送電信電話用機器、同上用附屬品並ニ部分品ヲ含ム

十三、鍛壓用機器工業組合取扱品目

鍛造機、水壓機、截斷機、打拔機

資料 十 業種別組合ヲ結成セシムベキ府縣

一、電氣機器

東京、神奈川、大阪、愛知、兵庫、福岡、京都、佐賀

二、製鐵用機器

東京、大阪、兵庫、福岡

三、鑛山用機器

東京、福岡、山口、大阪、福島、北海道、新潟

四、工作機械

東京、大阪、愛知、新潟、静岡、兵庫、神奈川

五、化學工業機器

東京、大阪、兵庫、京都、神奈川、新潟、福岡

- 六、輸送機、起重機、コンベア等
- 東京、大阪、兵庫、福岡
- 七、ポンプ
- 東京、大阪、愛知、兵庫
- 八、自動車
- 東京、大阪、神奈川、愛知
- 九、蒸気罐
- 東京、神奈川、大阪、兵庫、
- 一〇、風力機器
- 東京、大阪、兵庫
- 一一、通信機器
- 東京、神奈川、大阪、兵庫

### 資料十一 府縣ニ於ケル業種別組合設立要綱

- (一、二、三、四)ハ略
- 五、既ニ府縣工聯傘下ニ指定品目ト同一ノ品目ニ付業種別組合ノ存スル場合ニ於テ、新業種別組合設立後モ指定ニ洩レタル者ヲシテ同品目ニ關スル業種別組合ヲ別箇ニ存續セシメントスルトキハ、從來ノ業種別組合ヲ解散スルコトナク、別ニ新業種別組合ヲ設立セシムルコト
- 新業種別組合ノ名稱ハ之ヲ××ニ第一××工業組合トシ

從來ノ組合ハ之ヲ〇〇第二〇〇工業組合トスルコト

### 六(略)

- 七、新ニ業種別組合ノ組合員トシテ指定ヲ受ケタル者が從來ノ組合ヲ脱退スルコトニ依リ、當該組合ノ事業運営上支障ヲ來スガ如キ場合ニ於テハ府縣ニ於テ之ガ適當ナル對策ヲ講ズルコト
- 八、業種別組合ヲシテ業種別工聯ニ加入セシムルト共ニ原則トシテ當該組合所在府縣ノ府縣工聯ニ加入セシムルコト
- 前記ノ府縣工聯ヲシテ業種別工聯ニ加入セシムルコト
- 業種別組合ニ對スル資材ノ割當ハ業種別工聯ヨリ府縣工聯ヲ通ジテ、之ヲ爲スコト、但シ右以外ノ事項ニ付テハ業種別工聯ハ直接業種別組合ト折衝スルコトヲ得ルコト
- (備考) 資材ノ配給統制ニ關シテハ業種別工聯ハ日本鐵工聯ヨリ受ケタル割當ニ基キ之ガ所屬各組合ニ對スル具體的割當ノ決定ヲ爲スコト
- 九、軸受ニ付テハ當省ニ於テ全國第一組合ヲ設立スル趣旨ノ下ニ手續ヲ進ムル方針ナリ
- 一〇、機器配給協議會ノ委員、下請委員會ノ委員ニハ府縣工聯ノ理事者ヲ加ヘルコト
- 一一、業種別組合設立事務進捗左ノ如シ
- (イ) 業種別組合創立一八月十日迄ニ
- (ロ) 業種別工聯創立委員會一九月十日迄ニ

### 資料十二 業種別組合ノ組合員以外ノ業者ニ對スル方策要綱

- 一、業種別組合(指定品目ノ組合ヲ謂フ以下同ジ)ニ對スル割當量決定上ノ考慮
- 業種別組合ニ對スル割當量決定ニ際シテハ一般府縣工聯關係業者ニ對スル割當量ニ急激ナル變化ヲ與ヘザルヨウ適度ノ考慮ヲ拂フコト

尙業種別組合ノ組合員ニ對スル府縣工聯ヨリノ割當ハ可及的ニ之ヲ制限スルコト

二、小組合制度ノ活用

小組合ノ結成ニ依リ業種別工業組合ニ加入スルコトヲ勸奨指導スルコト

三、下請關係ノ確立

(一) 下請發註ノ確保方法

(イ) 機工聯所屬組合ノ組合員、業種別組合ノ組合員ニ對シテハ原則トシテ一定ノ下請發註義務數量ヲ決定シ之ガ勵行ニ努ムルコト

(ロ) 下請發註ノ指導促進ヲ圖ル爲ニ指定品目ノ機器配給協會ニ下請委員會ヲ設置シ府縣關係官、業種別組合ノ代表者、關係下請業者等ヲ其ノ委員トスルコト

下請委員會ハ府縣工業組合ノ連絡會ト緊密ナル連絡ヲ保チツ、其ノ事業ノ圓滑ナル遂行ヲ圖ルコト

(ハ) 必要ニ應ジ下請業者ノ屬スル組合又ハ府縣工業組合ノ連絡會ニ指定品目ノ下請業者ヲ以テ下請ニ關スル部ヲ品目別ニ設ケルコト

(ニ) 機工聯所屬組合ハ所屬組合員別下請發註數量ヲ決定シ商工省ノ承認ヲ受ケルコト

機工聯所屬組合ノ組合員ハ發註先別下請發註數量ヲ關係府縣及商工省ニ通知スルコト

(ホ) 業種別組合ハ下請業者ノ團體トノ間ニ下請發註數量ニ付協定ヲナシ下請委員會ノ承認ヲ得ルコト

業種別組合ハ組合員ニ前記ノ協定數量ニ相當チ組合員ヲシテ右ノ割當數量(下請發註義務數量)ノ發註ヲ爲サシムルコト

(ヘ) 業種別組合ノ設置ナキ府縣ノ業者ニ對スル下請發註ニ付キテハ發註先別數量ヲ關係府縣ニ通知スルコト、尙其ノ下請發註ノ擴大ヲ圖ルコト

(二) 加工賃ノ調整

前記ノ下請委員會ヲシテ加工賃ノ調整ヲ行ハシムルコト

四、材料附下請受註量ノ届出義務制度ノ實施

下請業者ヲシテ一切ノ材料附下請受註量ヲ府縣ニ届出デシメ、下請業者所屬ノ組合ニ於ケル材料ノ割當ニ際シ之ヲ參考トシテ割當ノ衡平ヲ圖ラシムル如クスルコト

五、下請發註ノ指導斡旋に關する府縣職員ノ充實を圖ること

資料十三 業種別組合設立ニ伴フ既存工業組合ニ對スル措置

一、脱退シタル組合員(業種別組合有資格者)ガ當該組合(既存工業組合)ノ役員トシテ組合ノ債務ノ保證ヲ爲シ居ル場合ハ脱退後モ當該組合ノ理事(工組法第二十三條第三項ノ規定ニ依ル所謂員外理事)トシテ選任セシメ相當期間引續キ組合ノ債務ノ保證ヲ爲サシムルコト

二、新ニ業種別組合ノ組合員トシテ指定ヲ受ケタ者ガ從來ノ組合ヲ脱退スルコトニ依リ當該組合ノ共同設備ノ利用困難トナル處レアルトキハ、脱退シタ組合員ヲシテ、「アウトサイダー」トシテ當該共同設備ヲ利用セシメ又ハ當該共同設備ノ利用ヲ必要トスル製品ノ受註ヲ殘留組合員ニ委讓スルト共ニ技術上ノ指導ヲ爲サシメ共同設備ノ有效ナル利用ヲ繼續セシムルコト

三、業種別組合ノ組合員ノ下請發註ニ就イテハ業種別組合ノ組合員ヲシテ從來其ノ者ガ所屬シ居リタル組合ニ對シ其ノ製造スル機器ノ部分品ノ發註ヲ爲サシメ以テ當該組合ニ殘留セル業者ノ企業維持ヲ圖ラシメルコト

四、脱退シタ組合員ニ對シ、其ノ持分ノ拂戻シヲ爲スコトニ依リ組合ノ資力減少シ事業經營困難トナル處レアルトキハ、持分拂戻シ請求權ヲ放棄シ又ハ相當期間其ノ行使ヲ猶豫セシムル等ノ措置ヲ講ゼシムルコト

五、府縣ニ於テ業種別組合ノ組合員タル資格ヲ有スルモノ、指定ヲ爲スニ當リテハ當該業者ガ前各項ノ其ノ他適當ノ方法ニ依リ其ノ者ガ從來所屬シ居リタル組合ノ事業經營上支障ナカラシムルコトニ協力スルヤ否ヤヲ參酌シテ之ヲ爲スコト

以上に依つて、即ち、「機械工聯」「新業種別組合」の設立運営に依つて重要機械の生産配給統制は一應の體制を整へ

たことになつた譯であるが、尙情勢の進展に伴ひ、適時整備体制の急速なる確立を行つて来たことは、我國に於ける機械工業が未だ組織機構に於て、技術に於て著しい低位にあることを否定出来得ない事實として示したものである。

機械工聯、新業種別組合の、夫々の指定より除外された業者の措置に關しては、從來に於て機械工業が、謂はゞこれらの中小業者に依つて育成を見て来たことに於て、その具體的措置に當つては極力、統制強化に依る打撃を緩和するような努力が拂はれたことである。

かゝる弱小業者に對する措置として第二工業組合、及び一般機器工業組合への抱含と、小組合を組織して業種別組合に加入せしむること、強制的に、機械工聯、業種別組合員をして、これら業者に下請發註の義務を負はせる對策を採つたのである。

### 第三章 機械工業の企業整備

如上の如く機械工業の生産機構は一應その體制を整へたと見られるに至つたが、日獨伊軍事同盟の締結、日米通商條約の廢棄等、緊迫せる客觀狀勢の推移は、その後、遂に近衛内閣に於ける基本國策要綱決定となり經濟新體制確立要綱の發表となるに及んで茲に東亞共榮圈の確立を基礎としたる高度國防國家體制完成への急速な段階に突入したのである。

機械工業が、その技術的低位を解決し、積極的生產擴充を爲すためには、機械工業のヨリ高度の組織化と生産配給消費に亘る綜合的計畫化の實施と、技術的には國家目的に即應した機構體制を必要とすること言を俟たない。日本に於ける機械工業の自給國産化が差當り内外情勢に對しての機械工業に與へられた緊急命題であり、その觀點から機械

工業の企業整備が進められるに至つたのは當然であらう。

獨ソ戰爭の勃發、以後の内外情勢の逼迫は、國內臨戰體制確立への急速な進展に拍車を加へたが、大東亞戰爭に至り、機械工業の高度確立は絶對的となつた。所謂機械五箇統制會の設立に依り、その機構の一元的確立を見、重要機械製造事業法の實施具體化を見るに至つて、生産、配給の統制段階より漸く技術的、綜合的、質的發展段階に到達した譯である。

電氣機械、産業機械、精密機械、自動車、車輛の重要機械五箇統制會は昭和十七年一月十五日を以て創立を完了、四月一日を以て本格的業務開始を見たが、この間の整備過程を振り返ると、昭和十五年十二月二十一日「機械鐵鋼製品工業整備要綱」が發せられ、右要綱に基く下請工業の整備、新品種別の結成等が、具體的措置を見るに至つた。

「機械鐵鋼製品工業整備要綱」實施の持つ狙ひは國防國家建設を目標とする機械工業の確立にあること、所謂生産性の昂揚に重點を置くことに於いて、大工場はもとより、中小工場中技術、設備能力比較的優秀なものを積極的に再編成機構に抱括すること、及び以上の綜合的生產能力の増強、資材、勞力の圓滑需給を圖ることにあり、具體的には、生産分野の劃定に依つて、製品の専門化を圖ると共に技術の向上、自給國産化を助長育成すること、下請制度の確立に依る企業經營の合理化、非能率工場整理の強化實施にある。

#### 資料十四 機械鐵鋼製品工業ノ整備ニ關スル件

(昭和十五年十二月二十一日一五機第四八四五號)  
(商工次官ヨリ各地方長官宛通牒)

我國現下内外ノ諸情勢ニ鑑ミ今般別紙要綱ニ依リ機械鐵鋼製品工業ノ整備ヲ圖ルコト相成候ニ付テハ左記事項御了悉ノ上貴管下當業者ニ對シ可然措置相成度此段及通牒候也



- 一、新業種別工聯傘下業者ニシテ下請發註ノ抑止ニ因リ差當リ事業維持ノ上ニ著ルシク困難ヲ來ス處アリト認メラレル業者及下請受註量多量ニシテ下請工場トシテ維持存續セシメ新業種組合ヨリ脱退セシムルヲ適當ト認ムル業者ニ付貴廳ニ於テ調査ノ上昭和十六年二月末日迄ニ其ノ理由、生産狀況等ヲ明ニシ當省ニ進達協議セラレ度キコト(要綱實施方法一ノ(3)參照)
- 二、下請工場ノ指定ニ際シ機械工聯及新業種別工聯傘下各組合ニ於ケル指定委員會並ニ其ノ他ノ民間發註工場ヨリ協力方依頼アリタルトキ又ハ貴廳ニ於テ必要アリト認ムルトキハ關西方面ト連絡ノ上下請工場ノ實情調査、下請工場ノ選定、企業合同ニ依リ指定ニ入ルル場合ニ於ケル指導等ニ付協力セラレ度キコト(要綱實施方法二ノ(1)及(3)參照)
- 三、品種別工聯(單一組合ヲ含ム)傘下業者ノ企業ノ合同及整理ニ付テハ當省ニ於テ各工聯ヲシテ大綱ノ計畫ヲ樹テシメ之ヲ指示スベキニ付貴廳管下ノ業者ニ付テハ貴廳ニ於テ右ニ基キ各組合ニ於ケル具體案ノ樹立及實施ニ付指導セラレ度キコト(要綱實施方法三(1)ノ參照)
- 四、道府縣工聯傘下業者ノ工場中國民生活用又ハ輸出用ノ機器及鐵鋼製品等ニシテ比較的設備、技術を要スル爲道府縣工聯ヨリ抽出スベキモノノ取扱方法ニ付テハ追テ當省ヨリ指示アル迄ハ一應道府縣工聯傘下業者トシテ要綱實施方法三ノ(3)ニ依リ措置セラレ度キコト(要綱實施方法三ノ(2)參照)
- 五、道府縣工聯傘下業者ノ企業ノ合同及整理ノ基準トナルベキ所要原材料ノ配給見込額ハ追テ當省ヨリ之ヲ指示スベキコト(要綱實施方法三ノ(3)參照)

機械鐵鋼製品工業整備要綱

趣 旨

高度國防國家建設ヲ目標トスル機械鐵鋼製品工業ノ整備に付テハ重點ヲ其ノ生産性ノ昂揚ニ置キ大工場ノ生産能率ヲ充分發揮セシムルト共ニ中小工場中技術、設備能力比較的優秀ナルモノヲ積極的ニ再編成機構中ニ參加セシメ其ノ有スル能力ヲ活用シ以テ綜合生産能力ノ増強、資材及勞力ノ有効利用ヲ圖ルコト緊要ナルヲ以テ差當リ左記方針ニ基キ生産分野ノ劃定、下請制度ノ整備

企業形態ノ合理化、非能率工場ノ整理等ヲ實施セントス

方 針

- 一、時局産業機器工業ニ於ケル生産分野ノ劃定
  - 時局産業機器工場ニ於ケル生産分野ヲ劃定シ製品ノ専門化ヲ圖リ以テ機械ノ質的向上及不足機種ノ國産化ニ資スルコト
  - 機械工聯(日本鐵道車輛製造工業組合ヲ含ム以下同ジ)及新業種別工聯傘下業者ノ製作スベキ機種ヲ劃定スルコト
  - 部品専門工場ヲ育成シ之ニ適スル品目ニ付テハ各専門工場ノ整備ニ伴ヒ機械工聯及新業種別工聯傘下業者ニ於ケル製作ヲ漸次抑制スルコト
  - 下請制度ヲ整備シ下請製作又ハ加工ニ適スル品目ニ付テハ機械工聯及新業種別工聯傘下業者ニ於テ出來得ル限り下請工場ヲ利用セシムルコト
- 二、下請工業ノ整備
 

中小工場中技術、設備能力比較的優秀ナルモノヲ可及的ニ下請工場トシテ動員シ親工場トノ間ニ定常的有機的關係ヲ持續セシムル爲下請工場指定制度ヲ設クルト共ニ錯綜セル下請關係ノ整備ヲ圖ルコト

  - 民間發註工場(機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ工場其ノ他之ニ準ズル工場ヲ謂フ以下同ジ)ニ於テ利用スベキ下請工場ノ指定制度ヲ採ルコト
  - 下請工場ノ民間發註工場ヘノ專屬化、製品ノ専門化ヲ圖ラシムルコト
  - 民間發註工場ヲシテ下請工場ノ經營改善、技術向上ニ關スル指導、金融ノ援助等ヲ爲サシムルト共ニ下請工場ノ事業繼續ニ對シ協力セシムルコト
  - 下請工場ヘノ下請發註ヲ確保スル爲民間發註工場ニ對シ發註義務ヲ課スルコト
  - 民間發註工場及關係道府縣廳ノ指導ノ下ニ必要アルトキハ下請工場ノ企業合同又ハ共同經營ヲ促進シ、技術設備能力ノ向上ヲ圖ラシムルコト

- (6) 民間發註工場ヲ中心トスル下請工場ノ團體ヲ組織セシメ下請工場ノ統制ヲ圖ラシムルコト
  - (7) 下請工業ノ連絡、整備等ヲ圖ル爲全國ヲ數個ノブロックニ分チタル地方下請工業協會ヲ設置スルコト
  - (8) 陸海軍其ノ他ノ發註官衙ニ於テ直接利用スル下請工業ノ整備ニ付テハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 三、國民生活用其ノ他ノ機器及鐵鋼製品工業ノ整備
- 國民生活用其ノ他ノ機器及鐵鋼製品工業ノ技術ノ向上、生産ノ合理化ヲ圖ルコト
- (1) 國民生活用又ハ輸出用ノ機器、鐵鋼製品等ニシテ比較的設備、技術ヲ要スルモノニ付テハ其ノ製造工場ノ製品ノ専門化及企業ノ組織化、合理化ヲ圖ラシムルコト
  - (2) 鑄物工場及鍛工品工場ノ製品ノ専門化及企業ノ組織化、合理化ヲ圖ラシムルコト
  - (3) 簡易ナル雜機器及雜鐵鋼製品工場又ハ修繕工場ノ企業ノ合理化ヲ圖ラシムルコト
- 四、中小ノ機器及鐵鋼製品工業ノ整理
- 中小ノ機器及鐵鋼製品工場ハ其ノ能力ニ應ジ出來得ル限り前各項ノ實施ニ依リ其ノ活用ヲ圖ルト共ニ設備、技術、原材料、配給等ノ關係上已ムヲ得ザレ場合ハ之ガ整理ヲ行フコト

實施方法

- 一、生産分野ノ劃定ニ付テハ差當リ左ノ方法ニ依ルコト
  - (1) 機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ製作スベキ機器ノ種類ハ各工場毎ニ品目ヲ選定シ所屬組合及所屬工聯ヲ經テ商工省ノ承認ヲ受ケシムルコト
  - (2) 部品専門工場ニ於テ製作セシムベキ品目ハ關係業者ノ團體ノ意見ヲ徵シ商工省ニ於テ之ヲ選定スルコト
  - (3) 新業種別工聯傘下業者ヲシテ時局産業機器ノ専門業者タラシムル爲下請受註ハ原則トシテ之ヲ抑止スルコト
- 下請受註ノ抑止ニ因リ差當リ事業維持ノ上ニ著シク困難ヲ來ス虞アリト認めラルル業者ニ付テハ商工省ノ承認ヲ受ケ下請工場ノ指定ヲ受クルコトヲ得シムルコト

下請受註多量ニシテ下請工場トシテ維持存續セシムルヲ適當ト認めラルル者ニ付テハ道府縣廳ニ於テ新業種別組合ヨリ脱退セシムルコト

(備考)

本要綱ニ於テ下請トハ當該機器ニ特有シ一般性ナキ部分品ノ製作又ハ一般加工ヲ謂フ

- 二、下請工業ノ整備ニ付テハ差當リ左ノ方法ニ依ルコト
  - (1) 下請工場ノ指定ハ機械工聯及新業種別工聯傘下業者ニ在リテハ各組合毎ニ選出スル委員ヲ以テ組織スル委員會ニ於テ、其ノ他ノ民間發註工場ニ在リテハ當該工場ニ於テ之ヲ爲シ商工省ノ承認ヲ受ケシムルコト
- 指定セラルベキ下請工場ガ陸海軍發註官衙ヨリ民間發註工場ニ發註セラレタルモノノ下請ヲ爲スモノナルトキハ指定ニ先チ當該發註官衙ノ承認ヲ受クルコト
- (2) 下請工場指定ノ範圍ハ左ニ依ルコト
    - (イ) 從來下請工場トシテ利用セルモノハ一應原則トシテ全部指定ニ入ルルコト
    - (ロ) 未ダ下請工場トシテ利用セザル中小工場ニシテ技術、設備能力比較的優秀ナルモノヲ指定ニ入ルルコト
    - (ハ) 企業合同又ハ共同經營ヲ爲サシムルコトニ依リ下請工場トシテノ適格ヲ有スルニ至ルモノアルトキハ關係發註工場及道府縣廳指導ノ下ニ努メテ之ヲ實現セシメ指定ニ入ルルコト
  - (3) 指定セラレタル下請工場ハ原則トシテ下請作業ノミニ依リ其ノ事業ヲ營マシメ下請以外ノ製品ノ製作ヲ抑止スルコト但シ已ムヲ得ザル事情アルトキハ當分ノ内道府縣廳ノ承認ヲ受ケ下請以外ノ製品ノ製作ヲ爲スコトヲ得シムルコト
  - (4) 下請發註ハ原則トシテ指定ヲ受ケタル下請工場以外ニハ之ヲ爲サザルコト
  - (5) 下請發註ニ際シテハ原則トシテ直接所屬原材料(切符ヲ含ム)ハ發註工場ヨリ之ヲ支給セシムルコト
  - (6) 下請發註義務ハ物資配給ニ際シ一定限度ヲ量トシテ之ヲ定ムルコト
  - (7) 第二次以下ノ下請制度ハ原則トシテ之ヲ認めザルコト但シ設備技術等ノ關係上特ニ必要アルトキハ所屬上位ノ發註工場ノ關

係ヲ明カニシ之ヲ下請工場トシテ指定スルコトヲ得ルコト

(8) 下請ノ發受註ニ付テハプロカー、間屋等ノ仲介ヲ認メザルコト

(9) 地方下請工業協力會ハ左ニ依リ之ヲ設置スルコト

(イ) 協力會ハ全國ヲ左ノプロックニ分子之ヲ設置スルコト(〇印ハ幹事府縣トス)

北海道地區 (北海道)

關東、東北地區 (〇東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、山梨、茨城、千葉、福島、宮城、山形、岩手、秋田、青森)

北陸地區 (〇新潟、富山、石川、福井)

中部地區 (〇愛知、靜岡、岐阜、三重、長野)

近畿地區 (〇大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、和歌山)

中國、四國地區 (〇廣島、鳥取、島根、岡山、香川、徳島、高知、愛媛)

九州地區 (〇福岡、大分、佐賀、宮崎、熊本、長崎、鹿児島、山口、沖繩)

(ロ) 協力會ハ陸海軍其ノ他ノ發註官衛關係官、道府縣廳關係官、民間發註工場代表者、下請工場代表者、學識經驗アル者等

ヲ以テ之ヲ組織シ會議ノ開催其ノ他協力會運用ニ關スル事務ハ幹事府縣ニ於テ之ヲ掌理スルコト

(ハ) 協力會ハ概ネ左ノ事項ニ付協議スルコト

1 下請工業ノ註文ノ配分調整ニ關スル事項

2 下請工業ノ調査及連絡統制ニ關スル事項

3 下請工業ノ整備確立ニ關スル事項

三、國民生活用其ノ他ノ機器及鐵鋼製品工業ノ整備ニ付テハ差當リ左ノ方法ニ依ルコト

(1) 品種別工聯(單一組合ヲ含ム以下同ジ)ヲ組成セル工業ニシテ原材料ノ供給減等ノ事由ニ依リ整理ヲ必要トスルモノニ付テ

ハ左ニ依リ企業ノ合同及整理ヲ行フコト

(イ) 企業ノ合同及整理ノ基準トナルベキ所要原材料ノ配給見込額ハ各品種別ニ商工省ヨリ指示スルコト

(ロ) 各品種別ノ工聯(工聯ナキモノハ單一組合)ニ於テハ右ノ配給見込額ヲ基準トシ商工省指導ノ下ニ企業ノ合同及整理計畫ヲ樹ツルコト

(ハ) 各所屬工業組合ニ於テハ右計畫ニ基キ關係道府縣廳指導ノ下ニ具體案ヲ樹テ實施スルコト

(ニ) 企業合同ハ可及的ニ優秀工場ヲ中心トシテ設備ノ集中ヲ行フコト但シ資材、地理的事情等ノ關係上已ムヲ得ザルトキハ差當リ設備ノ集中ヲ行ハズ經營ノ統合ノミヲ行フモ差支ナキコト

(ホ) 企業合同ノ形態トシテハ商法上ノ會社、有限會社、工業小組合ノ中適宜選擇シ差支ナク又已ムヲ得ザルトキハ商法上ノ匿名組合又ハ組織者中ノ一名ヲ業務執行者トシ之ニ組合員ノ營業權一切ヲ委託シ經營ヲ爲サシムル契約ニ基ク民法上ノ組合等ノ形態ヲ採ルコト

(ヘ) 企業合同ニ際シテハ遊休設備ハ合同體ニ於テ整理スルコト

(ト) 業者ニシテ企業合同ニ依ラズ單獨整理ヲ爲サントスル者アルトキハ之ニ依ラシムルコト

(2) 道府縣工聯傘下業者ノ工場中國民生活用又ハ輸出用ノ機器、鐵鋼製品等ニシテ比較的設備技術ヲ要スルモノノ製造工場ニ付テハ之ヲ道府縣工聯ヨリ抽出シ品種別組合ノ取扱ノ例ニ準ジ其ノ組織化及企業ノ合同整理ヲ圖ラシムルコト

(3) 道府縣工聯傘下業者ノ企業ノ合同及整理ハ左ニ依ルコト

(イ) 企業ノ合同及整理ノ基準トナルベキ所要原材料ノ配給見込額ハ道府縣毎ニ一括シテ商工省ヨリ指示スルコト

(ロ) 道府縣工聯ニ於テハ右配給見込額ヲ基準トシ道府縣廳指導ノ下ニ企業ノ合同及整理ノ計畫ヲ樹テ實施スルコト

(ハ) 企業合同ノ方法及遊休設備ノ整理ニ付テハ(1)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)ニ準ズルコト但シ特ニ左ノ事項ヲ留意スルコト

1 存續セシムベキ業者ノ選定ニ付テハ當該工場ニ於ケル製品ノ需用關係、他産業ニ及ボス影響等ヲ考慮シ之ヲ爲スコト

2 存續セシムベキ業者ノ操業率ヲ出來ル限り高メシメ操業率低キ工場ヲ多數殘存セシムルガ如キコトナキ様措置スルコト

3 原材料ノ配給ニ付テハ單ナル實績主義ニ依ラズ最モ有效適切ナル配分ヲ行フ様留意スルコト

4 地方ノ事情ニ即シ可及的業者ノ希望ヲ尊重シ一律ナル合同及整理ノ方針ヲ強制スルガ如キコトナキ様措置スルコト

(4) 企業ノ合同及整理ニ伴フ措置ニ付テハ左ニ依ルコト

- (イ) 企業ノ合同ニ際シテハ左ノ措置ヲ採ルコト
  - 1 新規設備ノ増設ハ原則トシテ之ヲ認メザルモ從來ノ設備ヲ能率的ニ活用スル爲特ニ必要アル場合ニ於テハ若干ノ増設ヲ認ムルコトアルベキコト
  - 2 資金調整、設備制限等ノ取扱ニ付テハ前各項ニ準據セル企業合同ハ原則トシテ之ヲ認ムルコト
- (ロ) 各業者ノ團體ニ於ケル企業ノ合同及整理計畫ニ基キ合同體ニ於テ整理ヲ爲ス場合ニ生ズル遊休設備及業者單獨ニ整理ヲ爲ス場合ニ生ズル遊休設備ハ國民更生金庫其ノ他ノ施設ニ於テ之ヲ買上グルコト

### 資料十五 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル下請工業ノ範圍ニ關スル件

(昭和十六年四月九日一六機局第一四八四號  
商工省機械局長、振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

機械鐵鋼製品工業整備要綱中下請工業ノ整備ニ關シ指定制度ノ對象トナルベキ下請工業ノ範圍ニ付テハ「別紙下請工業ノ範圍」ニ依リ取扱フコトト相成候條右御了承ノ上可然御配意相成度候也追テ貴管下當業者ニ對シ右周知方可然御措置相成度申添候

#### 下請工業ノ範圍

機械鐵鋼製品工業整備要綱中指定制度ノ對象トナルベキ下請ノ範圍ニ付テハ左記ニ依リ取扱フモノトス

記

- 一、本要綱ニ於ケル下請トハ系統關係ニ於テ左ノ民間發註工場ト之ニ所屬スル受註工場トノ關係ヲ謂フコト
  - (1) 機械工聯鐵道車輛工聯ヲ含ム傘下業者ノ工場
  - (2) 新業種別工聯(内燃機工聯ヲ含ム)傘下業者ノ工場

(3) 其ノ他之ニ準ズル工場(兵器關係工場、航空機關係工場、造船關係工場等ニシテ別ニ定ムルモノ)

二、陸海軍發註官衙ヨリ前項ノ民間發註工場ニ發註セラレタルモノノ下請ノ範圍ハ本規程ニ依ルモ具體的決定ハ發註官衙又ハ監督官ノ指示ニ依ルコト

陸海軍發註官衙ニ於テ直接利用スル下請工業(統制工業及單獨利用ノ下請工業)ノ範圍ハ從來ノ取扱ニ依ルモノトシ本規程ニ依ラザルコト

三、第一項ニ掲グル民間發註工場相互ニ於ケル加工ノ委託ハ下請トシテ取扱ハザルコト

四、本要綱ニ於テ下請トハ作業關係ニ於テ「當該機器ニ特有シ一般性ナキ部分品ノ製作又ハ一般加工」ヲ謂フモ之ガ範圍ノ決定ハ左ニ依ルコト

- (1) 別表ニ掲グル製品ハ通常一般性アルモノト認メラルルヲ以テ之ガ受註ハ原則トシノ下請トシテ取扱ハザルコト
- 別表ニ掲グル製品ノ受註ヲ爲ス場合ト雖モ發註者ニ於テ製作技術ノ指導ヲ爲ス場合等ニ於テ特別ノ事情ニ依リ下請工場トシテ指定スルノ要アルトキハ下請トシテ取扱フコトヲ得ルコト
- (2) 鑄造及鍛造ハ下請トシテ取扱ハザルコト
- (3) 一般加工トハ切削、研磨、熔接、熱處理、鍍金等ノ中間及仕上加工ヲ謂フコト

(別表)

#### 蒸氣タービン關係

- 減速裝置、復水裝置(復水器、復水ポンプ、循環水ポンプ、抽氣器)
- 給水加熱裝置(抽氣給水加熱器、ドレンポンプ、ドレン給水加熱器)
- 空氣分離裝置(空氣分離器、押上ポンプ)
- 蒸化及蒸溜裝置(蒸化器又ハ熱交換器、蒸溜器、補給水ポンプ、驅鹽ポンプ、補給水豫熱器)
- 蒸氣再熱裝置(蒸氣再熱器、ドレンポンプ)

蓄熱装置、潤滑油装置（潤滑油ポンプ、油冷却器、油タンク、油濾過器、油清浄機）

蒸氣分離器、各種管系其ノ他、計器類

蒸氣罐關係

過熱器、再熱器、燃燒裝置、微粉炭裝置、節炭器、給水加熱器、空氣豫熱器、送風器、罐用ポンプ、收塵裝置、石炭取扱裝置

過熱低減裝置、波形管寄

附屬品（煤掃除器、自動給水加減器、高低水位警報裝置、過熱低減器、罐水連續吹出裝置、給水軟化裝置、自動燃焼制御裝置、計器類、弁類等）

軸受裝置、銕螺子類

電氣機器關係

配電盤附屬器（電氣計器、開閉器類、繼電器、變成器、蓄電池、乾電池）

避雷器、乾式ガラス整流器、カーボンブラッシュ

電氣通信機器關係

電氣機器類（通信機用變壓器、誘導電壓調整器、電動機、發電機、通信機用配電盤、開閉器、繼電器等）

電氣計測器（各種測定器及各種計器）

ポンプ、送風機、冷却機

蓄電池、乾電池、内燃器、整流器

真空管、靜電蓄電器、送受器、擴聲機、抵抗器類、寒流線輪、小型繼電器、無線用チャック及プラグ、標示灯、水晶發振子螺子類

電氣計測器關係

分流器、倍率器、變成器、熱分流器、分壓器、リアクタンス函、蓄電池、乾電池、マイクロホン、受話器、ランプ及スケール  
接地抵抗計用地棒、小型電動機、電觸液抵抗測定用電極、開閉器、檢流計用除震架臺、磁束計コイル、熱電對、感熱抵抗管、補償導線、アスピレーター、切替スイッチ、絞機構、螺子類、濾過機、冷却器、寶石軸受、ポンプ、整流器

内燃機關係

冷却水槽、放熱器、油清浄器、起動空氣槽、消音器及排氣管裝置、共通臺床、基礎ボルト、管系、調車、延長軸及軸受、クラッチ、變速裝置、空氣濾器、過給器、冷却水ポンプ、冷却用送風機、燃料移送ポンプ（給油ポンプ及噴射弁ヲ含ム）潤滑油ポンプ、起動空氣壓縮機、充電用發電機、起動電動機、蓄電池、計器類  
マグネット、プラグ、カビレーター、軸受裝置、銕螺子類、弁類

輸送機關係

傳導裝置、鋼索、車輪、チェイン、チェインプロック、ホイスト、オイルカップ、レール、フック、スチールベルト、銕螺子類

軸受裝置

工作機械關係

電氣部分品（直結電動機、スイッチ等）

水車 關係

注油裝置、變速裝置、クラッチ、チャック、軸接手、フェースプレート、割出臺、萬力、銕螺子類、軸受類  
調速裝置、自動裝置、壓力調整裝置、水位調整裝置、豎軸推力軸受、給油、排水、給氣等ノ諸裝置、弁コック類、弁操作裝置  
電氣關係部品、銕螺子類

ポンプ水壓機關係

傳導裝置、呼水裝置、自動裝置、蓄勢機、濾過器、注油機、弁コニク類、弁操作裝置、附屬計量裝置、計器類、電氣關係部品

風力機關係

空氣(瓦斯)濾過裝置、空氣(瓦斯)洗滌裝置、附屬空氣槽、中間及最終冷却器、各種調整裝置、自動裝置、傳導裝置、消音器、注油裝置、附屬計量裝置、附屬給水裝置、油及水分離器、弁コツク類及ダンパー類、計器類、電氣關係部品、軸受裝置、

自動車類

自動車關係

自動車ノ組立又ハ修理取替用トシテ使用セラルル部分品

鐵道車輛關係

罐給水裝置、給炭裝置、水揚裝置、給油裝置、制動裝置、軸受裝置、變速裝置、戸閉裝置、引張摩擦裝置、バネ裝置、逆轉器

電氣機器裝置、計器類、暖房裝置等、鉄螺子類

水壓鐵管關係

門扉、捲揚機、鋼索、電氣部品、バルブ類、基礎金物等、鉄螺子類

鑄山機械關係

特殊ポンプ、特殊送風機、特殊電氣機器、特殊計器類、軸受裝置、鉄螺子類

製鐵機械關係

特殊ポンプ、特殊送風機、特殊電氣機器、減速裝置、特殊計器類、バーナー、軸受裝置、鉄螺子類  
化學機械及人造石油機械關係

特殊ポンプ、特殊送風機、特殊電氣機器、減速裝置、特殊計器類、軸受裝置、鉄螺子類、弁類

資料十六 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル下請工業ノ

整備ニ關スル件

(昭和十六年五月十七日一六機局第二一二三號  
商工省機械局長、振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

標記ノ件ニ關シ客年十二月二十一日一五機第四八四五號ヲ以テ通牒相成之ガ實施ニ關シ御配意中ノコトト存候處右要綱中下請工業ノ整備ニ付テハ差當リ左記ニ依リ實施致度候條右御了悉ノ上然可御措置相成度此段及通牒候也

記

一、機械工聯(日本鐵道車輛製造工業組合ヲ含ム以下同ジ)及新業種別工聯(日本内燃工聯ヲ含ム以下同ジ)傘下業者ノ利用スベキ下請工場ノ指定ハ不取敢機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ現ニ利用セル工場ノ中ヨリ之ヲ行ヒ新ニ下請工場トシテ利用スベキ工場(企業合同ニ依ルモノヲ含ム)ニ付テハ第二次ニ指定ヲ行フコト但シ新ニ利用スベキ工場ト雖モ明確ナルモノハ第一次ニ指定ヲ行フモ差支ヘナキコト

下請工場指定ノ手續ハ別添機械工聯關係下請工場指定要綱、新業種別工聯關係下請工場指定要綱ノ通ニ付右ニ依リ御措置相成度特ニ新業種別組合ニ於ケル下請工場指定委員會ノ指導方御配意相成度キコト

二、下請工場ガ二以上ノ親工場ヘ分屬スル場合ニ於テハ之等親工場ノ指定ヲ受クルコトハ之ヲ認ムルモ將來漸次下請工場ノ專屬化ヲ圖ラシムルコト

指定セラレタル下請工場ガ下請以外ノ製品ノ製作ヲ爲スコトハ事業維持困難ヲ來ス處アル場合其ノ他已ムヲ得ザル事情アル場合ニ於テハ之ヲ認ムルコトトシ道府縣廳ノ承認ヲ受ケシムルコト

三、下請工場トシテ指定ヲ受ケタル工場ガ親工場ヨリ受クベキ原材料以外ノ原材料配給其ノ他ノ關係ニ於テ必要アル場合ハ從來通り道府縣工聯傘下工業組合ニ所屬スルモ差支ヘナキコト

四、機械工聯及新業種別工聯傘下業者ノ工場、兵器専門工場、航空機關係工場（航空機製造事業法ニ依ル許可會社）造船關係工場（造船事業法ニ依ル許可會社）以外ノ工場ニシテ「下請工業ノ範圍（一六機局第一四八四號機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル下請工業ノ範圍參照）第一項第三號ニ依ル民間發註工場トシテノ適格性ヲ有スルモノハ當省ニ於テ指定スベキヲ以テ貴管下當業者ニシテ之ニ該當スルト認メラルモノニ付昭和十六年六月十五日迄ニ別紙様式ニ依リ調査ノ上御報告相成度キコト

五、從來機械工聯又ハ新業種別工聯關係組合ニ加入セザル業者ニシテ發註承認書等ノ受給ニ依リ時局産業機器ノ製作ヲ爲シ居リタル者ニ付テハ當分ノ内從來ノ取扱ヲ認ムルコト

様式

(一)自家修理加工者名	(二)經營スル事業ノ種類	(三)自家修理開始年月日	(四)自家修理加工設備ノ概況	(五)所有自動車臺數	(六)自家修理加工率	(七)自家修理加工資材取得ノ有無	(八)自家修理加工ノ種類	(九)備考

記載上ノ注意

- 一、(一)ノ欄ノ業者氏名ノ下ニ其ノ有スル工場數ヲ記載スルコト
- 一、(四)ノ欄ニハ職工數修理加工用機械工場面積其ノ他ヲ記載スルコト
- 一、(六)ハ全修理加工ニ對スル自家修理ノ加工比率ヲ記載スルコト
- 一、(七)ニ關シ從來資材ヲ取得セル者ハ其ノ數量並系統（工業組合其ノ他）ヲ併記スルコト
- 一、(八)ノ欄ニハ機關ノ修理車體ノ修理電製品ノ修理又ハ修理全般等自家テナシ得ル修理ノ種類ヲ記載ノコト

一、工場名	二、代表者又ハ工場主名	三、工場所在地	四、工場經營歴概要 (創業年月)	五、所屬團體名	六、拂込資本金額又ハ投資額	七、生産狀況	八、工場規模		九、下請發註狀況
							合 計	最近一箇年製品ノ種類別數量及金額	
		從業員		合 計		種類別數量			
		工員		其ノ他		面積			
		(人)		(人)		工場敷地			
		主要設備機械		臺數		建坪(延)			
		合 計		下請發註工場名及所在地		最近一箇年主要下請發註品種類別數量及金額			
		工場名		所在地		種類別數量		金額	
								(圓)	

資料十七

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル國民生活用其ノ他

機器工業ノ整備ニ關スル件

(昭和十六年十二月十日一六機局第五六一號  
商工省機械局長、振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

機械鐵鋼製品工業ノ整備ニ關シテハ曩ニ及通牒置候機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ基キ之ガ整備進捗中ノ處今般別紙要綱ニ依リ國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ヲ圖ルコトト相成候條左記事項御了悉ノ上之ガ整備ニ付適切迅速ナル措置相成萬遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

道府縣工聯所屬工業組合ノ整備ニ當リテハ各道府縣ノ實狀ニ應ジ之ヲ實施スルコトトシ左ノ事項留意ノ上昭和十七年一月十五日迄ニ之ガ整備案ヲ樹立シ當省ニ協議相成度キコト

一、工業組合ノ再編成ニ伴ヒ工業組合ノ有スル共同設備ヲ處理スル要生ジタル場合ニ於テハ當該共同設備ヲ中心トシテ設立スベキ商法上ノ會社、有限會社等ノ合同體又ハ地方統制工業組合其ノ他ノ新設若ハ存續スベキ工業組合ニ之ヲ承繼セシムル等適切ナル處置ヲ講ズルコト

二、工業組合ノ設立、合併ニ當リ行フベキ組合役員ノ選任ニ付テハ道府縣廳ノ承認ヲ受ケシメテ以テ工業組合運営ノ圓滑ヲ期セシムルコト

國民生活用其ノ他機器工業ノ整備要綱

國民生活用其ノ他機器工業ノ整備ハ各工業ノ實態ニ即シ各業種別ニ計畫ヲ樹立セシメ實施スルコトトシ商工省ノ指示ノ下ニ鑄物鍛工品、電氣架線金物、度量衡器計量器、自轉車、纖維機械、木造船、自動車部分品、小型自動車、農機具、蠶絲機械、醫療器械齒科器械、自動車修理加工、消防ポンプ、製材木工機械、事務用機械、土木機械、バルブコック、空氣機械、ダイヤモンド器具、理化學器機ニ付テハ整備ヲ進メツツアルモ其ノ他ノ器機工業ニ付テハ左ニ依リ之ガ統制組織ヲ完備スルト共ニ企業ノ整理統合ヲ行

フモノトス

(一) 品種別工聯(品種別組合ヲ含ム以下同ジ)ノ結成

(一) 道府縣工聯傘下業者中ヨリ抽出シテ品種別工聯ヲ結成セシムベキ品目次ノ如シ

- (1) 齒車(齒車變速裝置ヲ含ム) (2) 發條 (3) 工作機械用精密完成部分品 (4) 鋸刃(金切弓鋸刃圓、鋸刃、帶鋸刃、糸鋸刃) (5) 鑽
  - (6) 精密螺子 (7) ミシン (8) 工場用道具(スパナ、レンチ、スコヤ、ハンマー、コンパス等) (9) 牽引自動車(被牽引車ヲ含ム)
  - (10) 電氣用品(ラヂオ、真空管、電球、蓄電器、配線器具、乾電池、照明器具)
- 右品目ニ關スル組合ノ加入資格ノ基準及地區ニ付テハ追テ指示スベキヲ以テ組合結成迄ハ從來通り道府縣工聯傘下ニ所屬セシムルモノトス

(二) 農機具、醫療器械、齒科器械、自動車修理加工、消防ポンプ、製材木工機械、事務用機械、土木機械、バルブコック、空氣機械、ダイヤモンド器具、理化學機器、時計、鍛工品ノ品種別工聯及今後結成スベキ品種別工聯所屬ノ組合ハ之等工聯及所屬組合ノ整備ニ伴ヒ道府縣工聯ヨリ脱退セシメ品種別工聯ヨリ資材ノ割當ヲ受ケシムルモノトス

二、道府縣工聯所屬組合ノ整備

道府縣工聯所屬組合ハ之ヲ左ニ依リ再編成スルモノトス

(一) 組合再編成方針

- 工業組合ノ再編成ニ當リテハ左ノ方針ニ依ルモノトス
- (1) 設立スベキ組合數ハ出來得ル限り少クスルコト
  - (2) 工場ノ組合加入ハ一工場一組合ヲ原則トスルコト
  - (3) 資材配給ヲ簡易ナラシムル組織トスルコト
- (二) 組合ノ編成方法
- (1) 前項ノ組合再編成方針ニ基キ道府縣ノ實情ニ應ジ組合ヲ組織セシムルモノトシ組合ノ設立ハ左ノ分類ニ依ルモノトス



- (イ) 建築金物
- (ロ) 利器
- (ハ) 輕車輛(リヤカーヲ除ク)
- (ニ) 野鍛冶
- (ホ) 蹄鐵
- (ヘ) 板金加工
- (ト) 熔接
- (チ) 電氣機器加工修理
- (リ) 內燃機關加工修理
- (ヌ) 機械加工修理(機械工場以外ノ工場ノ自家機械修理ヲ含ム)
- (ル) 鐵鋼器具

(2) (1)ノ品目毎ニ組合ヲ設立スルコト不適當ナル場合ニ於テハ數品目ヲ一括シ一組合ヲ結成シ得ルモノトシ組合内ニ品目毎ニ部會ヲ設置スルモノトス

(3) (1)ノ品目毎ノ組合ノ業態ヲ更ニ分割スベキ要アル場合ニ於テハ組合内ニ部會ヲ設置スルモノトス、

(4) 組合ノ地區ハ原則トシテ道府縣ヲ一圓トスベキモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ道府縣ヲ適當ノ地區ニ分チ組合ヲ設立シ得ルモノトス

三、組合加入關係の整備

(一) 道府縣工聯傘下業者ハ道府縣工聯所屬ノ組合ノ何レカ一組合ニ加入セシムルモノトス但シ已ムヲ得ザル事情アル場合ハ道府縣廳ノ承認ヲ得テ二組合ニ加入シ得ルモノトス

(二) 機械工聯、新業種別工聯及品種別工聯傘下業者ハ道府縣工聯所屬組合ニ加入シ得ザルモノトス但シ機械工聯、新業種別

工聯及品種別工聯取扱品目以外ノ製品ノ製作ヲ爲ス場合ニ於テハ道府縣廳ノ承認ヲ得テ道府縣工聯所屬ノ一組合ニ加入シ得ルモノトス

(三) 「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ニ依ル指定協力工場ハ品種別工聯及道府縣工聯所屬ノ組合ニ加入シ得ザルモノトス

但シ道府縣廳ノ承認ヲ受ケ協力工業關係以外ノ製品ノ製作ヲ爲ス場合ニ於テハ其範圍内ニ於テ關係組合ニ加入シ得ルモノトス

(四) 「陸海軍其ノ他ノ發註官衙直接利用ノ下請工業整備要綱」ニ依ル集團利用指定工場(機械鐵鋼製品工業及木工工業關係)ヲ以テ地方統制工業工業組合ヲ結成セシムルモノトス地方統制工業工業組合ニ加入セル者ハ陸海軍其ノ他ノ發註官衙ヨリノ受註品以外ノ製品ノ製作ヲ爲スコトヲ得ルヲ以テ其ノ範圍ニ於テ關係工業組合ニ加入シ得ルモノトス

地方統制工業工業組合ハ道府縣工聯ニ所屬セシムルモノトス

四、道府縣工聯傘下業者ノ企業ノ整理統合

道府縣工聯所屬組合ノ整備ニ伴ヒ「機械鐵鋼製品工業整備要綱」ニ基キ道府縣廳ノ指導ニ依リ之等組合別ニ所屬組合員ノ企業ノ整理統合ヲ行フモノトス

五、指定承認申請ハ八月末日迄ニ提出シ得ル様措置スルコト

資料十八 機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル品種別工業組合結成

二 開スル件 (昭和十六年七月二十八日一六機局第三四七六號 商工省機械局長、振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

標記整備要綱ニ關シテハ昭和十五年十二月二十一日附一五機局第四八四五號ヲ以テ及通牒置候處右整備要綱ニ基キ道府縣工聯傘下業者ノ工業中之ヲ道府縣工聯ヨリ抽出シテ品種別工業組合ヲ結成セシメ企業ノ整備ヲ圖ラシムル爲メ昭和十六年四月四日附一六振興部第七六二號、昭和十六年四月二十三日附一六機局第一六二九號ヲ以テ夫々醫療器械製造業者、自動車修理加工業者ニ付品種

別工業組合結成方通牒致置キタル次第ナルガ今般更ニ別紙要綱ニ依リ消防ポンプ外七機械ニ付品種別工業組合ヲ結成セシメ企業ノ整備ヲ圖ルコトト相成タルニ付委細右ニ依リ了知ノ上本件實施上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依ル品種別工業組合結成ニ關スル件

道府縣機械鐵鋼製品工業組合聯合會（以下道府縣工聯ト稱ス）傘下業者ノ工場中機械鐵鋼製品工業整備要綱ニ依リ之ヲ道府縣工聯ヨリ抽出シテ品種別工業組合（以下品種別組合ト稱ス）ヲ結成セシメ企業ノ整備ヲ圖ラシムルニ付テハ左記ニ依ルモノトス

第一 品種別組合ノ構成

- (一) 差當リ左ノ機械ニ付品種別組合ヲ組織セシムルコトトシ、其ノ取扱品目ハ別表ノ通トスルコト  
消防ポンプ、製材木工機械、事務用機械、土木機械、バルブロック、空氣機械、輕車輛、ストロカ
- (二) 品種別組合設置ノ府縣ハ別表（一）ノ通トスルコト  
組合ノ地區ハ關係道府縣協議ノ上其ノ地區ヲ擴張スルコト
- (三) 品種別組合ノ加入資格
  - (1) 道府縣廳ノ指定ヲ受ケタル事業者ニ限ルコト
  - (2) 道府縣廳ニ於テ前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ各機種毎ニ夫々別紙工場調査表添附ノ上豫メ商工省ニ協議スルコト
  - (3) 道府縣廳ノ指定基準ハ別表（一）ノ通トスルコト但シ指定基準ニ達セザルモ特ニ技術優秀ナルモノハ之ヲ指定スルコトヲ得ルコト
  - (4) 右指定基準ニ達セザル事業者ニ付テハ可成企業ノ合同化ヲ圖リテ指定基準ニ達セシメ組合ニ加入セシムル様措置スルコト

第二 各品種別工業組合聯合會（以下品種別工聯ト稱ス）ノ構成及事業

- (一) 各機種別ニ工聯ヲ組織セシムルコト

(二) 各品種別組合ヲシテ夫々各機種別工聯ニ加入セシムルト共ニ當該組合所在道府縣ノ道府縣工聯ニ加入セシムルコト

(三) 各機種別工聯ハ之ヲ日本鐵鋼製品工業組合聯合會（以下日本鐵工聯ト稱ス）ニ直屬セシメ日本鐵工聯ヨリ割當ヲ受ケシムルコト

(四) 各品種別組合ニ對スル資材ノ割當ハ夫々各機種別工聯ヨリ道府縣工聯ヲ通ジテ之ヲ爲スコト但シ右以外ノ事項ニ付テハ各品種別工聯ハ夫々直接各機種別組合ト折衝スルコト

(五) 各機種別工聯ハ商工省ノ指示ニ依リ資材ノ配給計畫ヲ樹立シ之ニ基キ組合員ノ製品ノ生産及配給ヲ統制スルコト但シリヤカーノ生産及配給ニ付テハ昭和十六年一月二十七日附一六機局第三六九號商工次官通牒ニ依ルコト

第三 各品種別組合及同工聯ニ對スル監督

- (一) 商工省ハ各機種別工聯傘下ノ各組合ニ對スル割當量ノ決定ニ付日本鐵工聯ヲ通ジテ承認ヲ受ケシムル等原則トシテ各機種別工聯ニ對スル監督ヲ行フコト
- (二) 道府縣廳ハ各機種別組合ヲシテ組合員ニ對スル割當量ノ決定ニ付承認ヲ受ケシムルコトト割當材料ノ使用先ヲ監視スルコト等管下品種別ニ對スル監督ヲ行フコト

別 表 (一)

機 種 別	取 扱 品 目	組 合 設 置 府 縣	組 合 加 入 資 格 ノ 基 準
一、消 防 ポ ン プ	自動車ポンプ 手挽ポンプ 腕用ポンプ	東京府 愛知縣 大阪府	(イ) 年生産額一萬圓以上 (ロ) 職工數五人以上
二、製 材 木 工 機 械	製材機械 木工機械 ベニヤ機械	東京府 愛知縣 大阪府	(イ) 設備工作機械十臺以上 (ロ) 職工數二十人以上

三、事務用機械	青計 寫真 機	大東 阪京 府府	(イ)(ロ) 設備工作機械十臺以上 職工數十五人以上
四、土木機械	別表(二) 取扱品目ヲ参照スル コト	大愛東 阪知京 府縣府	(イ)(ロ) 年生産額十二萬圓以上 職工數二十各以上
五、バルブ・コック	バルブ・コック製造 (鑄造專業者ヲ除ク)	大愛東 防知京 府縣府	(イ)(ロ) 年生産額一萬圓以上 職工數五人以上 但シ高壓ハ(イ)設備工 作機械十臺以上及(ロ) 職工數二十人以上
六、空氣機械	空氣 空氣 空氣 空氣 空氣 空氣 空氣 其以上及 及附屬品	大愛東 阪知京 府縣府	(イ)(ロ)(ハ) 設備工作機械十五臺以上 職工數二十人以上 年生産額十二萬圓以上 空氣動機ニ付テハ日本機械製造工業組合 聯合會又ハ新業種別工業組合聯合會所屬ノ工業組 員ヲ除クコト
七、輕車輛	リヤカー(乗用ヲ含) 荷車(牛馬牽引 車ヲ含)	各道府縣 二府縣以上ヲ以 テ單一組合ヲ組 織スルヲ遮ゲズ	(イ)(ロ)(ハ) 設備工作機械三臺以上 又ハ 職工數 五名以上 又ハ 過去一箇年ノ自工場ニ於ケル製造組立實績 リヤカー 其他ノ 五〇〇臺以上 一〇〇臺以上

別表(二)

土木機械製造工聯取扱品目

- 備考 1 工作機械ハ切削研磨用工作機械ヲ謂フコト  
2 職工數ハ當時使用職工數ヲ謂フコト  
3 年生産額ハ最近一年間生産ヲ謂フコト
- 八、ストリーカ  
上下方式給炭燃機  
下方式給炭燃機  
移動式給炭燃機  
布式給炭燃機  
撒粉炭燃機
- 掘鑿機(水力、電氣工事、隧道工事、岩壁工事、河川工事、橋梁工事、船渠工事等ノ掘鑿機)  
1 シヨベル掘鑿機 2 バケツ掘鑿機 3 ドラグイン掘鑿機
- 杭打工事用機械(基礎工事、地下鐵工事、河川工事、護岸工事、等ノ杭打シートパイル打、竝ニ引拔用機械器具)  
1 パイルハンマ 2 杭打器具 3 杭引拔插及器具
- 混凝土工事用機械(混凝土及モルタル製造竝ニ混凝土モルタル打機)  
1 混和機 2 混凝土材料測定器 3 セメント注入機
- 道路工事用機械(道路竝ニ飛行場工事ニ専門ニ使用セラレル機械器具)  
1 道路輓壓機 2 アスファルト工事機械器具
- 土木用工作船(港灣河川工事ノ如キ水上テ作業スル土木用工作船竝ニ機械)  
1 浚渫機竝ニ浚渫船 2 杭打船
- 其ノ他特殊土木機械

### 資料十九 品種別十五工組

#### 結成方針、取扱品目範圍、組合設置府縣、地區等指定の内容

國民生活用ソノ他機器工業ノ整備要綱ニ依ル品種別工業組合結成ニ關スル件

國民生活用ソノ他機器工業ノ整備要綱ニ依ル品種別工業組合ノ結成ハ左ニ依リ之ヲ行フモノトス  
取扱品目ノ範圍

- 一、左ノ機械ニ付品種別工業組合(以下品種別組合ト稱ス)ヲ組織セシメソノ取扱品目ノ範圍ハ別表ノ通りトスルコト
- (1)齒車 (2)發條 (3)工作機械用精密完成部品 (4)鋸刀 (5)鋸 (6)ネヂ (7)ミシン (8)作業用具 (9)電球 (10)眞管 (11)乾電池
- (12)ラジオ (13)蓄電器 (14)照明器具 (15)配線器具

組合設置府縣

二、品種別組合設置ノ府縣オヨビ組合ノ地域ハ別表ノ通りトスルコト、既設組合ハ關係道府縣協議ノ上ソノ地區ヲ擴張スルコト

組合ノ加入資格

三、品種別組合ノ加入資格

- (1) 組合ノ設置府縣ノ指定ヲ受ケタル事業者ニ限ルコト
  - (2) 府縣ニオイトテ前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ各機種毎ニ夫々別添様式ニヨル工場調査表添付ノ上豫ジメ商工省ニ協議スルコト
  - (3) 府縣ノ指定基準ハ別表ノ通りトスルコト、但シ指定基準ニ達セザルモ特ニ技術優秀ナル者ハコレヲ指定スルコトヲ得ルコト、一、索引自動車ノ整備ニ就テハ別途考究中ニ付一應本件ヨリ除外スルコト
- 【括弧内ハ組合設置府縣オヨビ組合地區】

△齒車 機械切齒車(研磨仕上ノモノヲ含ム)齒車變速裝置

【東京府、内地一圓】 齒切盤十臺以上ヲ含ミ設備工作機械二十臺以上ノモノナルコト

△發條 板バネ、蔓卷バネ、針金バネ、スプリングワッシャー、薄板加工ノスプリング、ゼンマイ

【東京府、内地一圓】 板バネニ就テハ(イ)能力一〇噸以上ノ試験機一臺以上(ロ)職工三〇名以上ノモノナルコト、蔓卷

バネニ就テハ(イ)能力一〇噸未満ニシテ一噸以上ノ試験機一臺以上(ロ)職工數一〇名以上ノモノナルコト

針金バネ、スプリングワッシャーオヨビ薄板加工ノスプリングニ就テハ(イ)壓縮オヨビ伸張用一トン未満ノ試験機一

臺以上(薄板加工ノ場合ハコレニ相當スル試験機)(ロ)職工數一〇名以上ノモノナルコト

ゼンマイニ就テハ(イ)張力試験機硬度試験機各一臺以上(ロ)職工數一〇名以上ノモノナルコト

△工作機用精密完成部品 チヤック(電磁チヤックヲ除ク)サーキユレーターブル割出臺、接手、齒車ポンプ、オイルヒルター

油壓裝置、注油器、レボルビングセンター、ホーンヘッド【東京府、内地一圓】 設備工作機械一五臺以上ノモノナルコト

△鋸刃 金切弓鋸刃、圓鋸刃、帶鋸刃、糸鋸刃【東京府、内地一圓】 鋸刃目切用機五臺以上ノモノナルコト

△鋸 鋸【東京府、靜岡縣、長野縣、富山縣オヨビ石川縣以東ノ各道府縣】【大阪府、愛知縣、岐阜縣オヨビ福井縣以西ノ各府

縣】 鋸目立機五臺以上ノモノナルコト

△ネヂ ボールト、ナット、小ネヂ、止ネヂ等【東京府、靜岡縣、長野縣、富山縣オヨビ石川縣以東ノ各道府縣】【大阪府、愛

知縣、岐阜縣及ビ福井縣以西ノ各府縣】ネヂ切削研磨用機械(旋盤、フライス盤、研磨盤)一〇臺以上

△ミシン 完成ミシン、鋼材部分品【東京府、内地一圓】完成ミシンニ就テハ設備工作機械百臺以上ノモノナルコト、鋼材部分

品ニ就テハ設備工作機械五十臺以上ノモノナルコト

△作業用具 テーパードリル用センターキー、テーパードリル用ソケット及スリーブ、リーマー用アーバ、ダイヘッド、コレツ

ト、タツプホルダー、ペンチ、レンチ、プライヤ、ニツパー、クリツパー、ヤットコ、スパナ、ラチエフトハンドル、スク

レーバー、ポンチ及タガネ刻印、ネチ廻、ハンドドリル、ブレース、鋸、クランプ、フロツク、レースドツク、旋盤用振り止

メ、萬力、ハンマー、コンパス、トースカン、鐵製レベル、ストレートエッジ、スクエア、ダイヤモンド以外ノドレッサー  
○註 機械加工セシモノノミニテ可鍛鑄鐵製品ノモノヲ除クコト

【東京府、内地一圓】(イ)職工數一〇名以上 (ロ)生産額五萬圓以上

△電球 【東京府、内地一圓】(イ)ベンチ式排氣裝置五臺以上又ハ自動排氣裝置(ユニット)一臺以上及(ロ)職工數二〇名以上ノモノナルコト(別紙二)

△真空管 【東京府、内地一圓】(イ)排氣裝置三臺以上又ハ自動排氣裝置(ユニット)一臺以上及(ロ)職工二〇名以上ノモノナルコト(別紙二)

△乾電池 マンガン電池、マグネシウム電池、耐熱電池、空氣電池、耐寒電池、ソノ他ノ一次電池【東京府、内地一圓】(イ)プレス三臺以上オヨビ(ロ)職工數二〇名以上ノモノナルコト

△ラジオ 放送無線電話聴取受信機【東京府、内地一圓】(イ)設備工作機械及ビ卷線機一五臺(プレス一臺ヲ以テ工作機械ニ臺ニ換算ス)以上並ニ(ロ)職工數六十名以上ノモノナルコト

△蓄電器 空氣蓄電器、紙蓄電器(強電用ヲ除ク)雲母蓄電器、電解蓄電器、チタン蓄電器【東京府、内地一圓】工作機械五臺以上(プレス一臺ヲモツテ工作機械ニ臺ニ換算ス)マタハ化成用直流電源設備出力五キロワット以上又ハ真空乾燥器、真空含浸器容積三立方メートル以上ノモノナルコト

△照明器具 【東京府、内地一圓】(イ)ポール盤若ハ旋盤二臺以上マタハボール盤、旋盤各一臺以上オヨビ(ロ)職工數一〇名以上ノモノナルコト(別紙三)

△配線器具 【東京府、内地一圓】 逓信省電氣用品取締規則ノ品目中、可熔器、開閉器、點滅器、接續器ノ製造免許オヨビ正式承認ヲ受ケ且工場法ノ適用ヲ受ケタルモノナルコト(別紙四)

備考 1 設備工作機械ハ金屬工作機械ヲ謂フモノナルコト

2 職工數ハ常時使用職工數ヲ謂フモノナルコト

別 紙 (一)

一般照明用電球 (一)直線織條電球 (二)單コイル織條電球 (三)單コイル二段切替電球 (四)單コイル三段切替電球 (五)二重コイル織條電球 (六)晝光色電球 (七)内面着色電球 (八)普通耐震電球 (九)寸丸電球

特殊大型電球 (一)漁業用電球 作業燈用オヨビ集魚燈用電球、投光器用電球、手提燈用電球、浮標用電球 (二)寫真用電球 撮影用電球、引伸用電球、暗室用電球 (三)集光型織條電球 (イ)並型集光織條電球(投光器用オヨビ前照燈用電球、燈臺用電球、水中作業用電球)(ロ)平面集光織條電球(スポット燈用探照燈用着陸照明用オヨビ航空路標識燈用電球、幻燈用電球)

(ハ)プラネタリウム用 (四)放電電球 neon電球、アルゴン電球、螢光放電燈 (五)角燈信號用電球オヨビ通信用電球 航海燈用電球、鐵道用オヨビ軌道用電球、通信用電球 (六)測定用オヨビ測定器用電球 定方向用オヨビ球面光度用測光標準光高溫計用標準電球、光高溫計出電球、感光度測定用電球オヨビ歪検査器用電球 (七)抵抗用電球 (八)耐震安全電球 (九)飛行機用電球 (十)保健用電球 健康電球オヨビバイタライト電球、醫療用大型電球 (十一)紫外線及ビ赤外線電球 (十二)管型電球 (十三)炭素織條電球 (十四)船舵用電球 (十五)列車用電球 (十六)電車用電球 (十七)防空用電球 (十八)海軍型電球 (十九)雜電球

特殊中型電球 (一)羅針盤用全光電球 (二)集光型織條電球(特殊大型ト異ナルモノ)プラネタリウム用電球、探見燈用探照燈用電球 (三)鑛山安全燈用電球 (四)顯微鏡用電球 (五)計測器用電球 (六)メーター用電球 (七)標示用電球 (八)トーカー、エキサイター用電球 (九)燈明用電球 (十)電話用電球 (十一)飛行機用電球(特殊大型ト異ナルモノ)(十二)醫療用小型電球 (十三)海軍型電球 (十四)雜電球 自動車用電球、豆電球

別 紙 (二)

一、取扱品目 真空管及特殊管(照信用電球ヲ除ク)

二、取扱品目ノ細目

(イ) 放送受信用真空管 放送受信用二極真空管、同三極真空管、同多極真空管、同陰極水銀整流管、同安定抵抗管、電視用

ブラウン管

(ロ) 通信用真空管、通信用二極真空管、同三極真空管、同多極真空管、同熱陰極水銀整流管(例、サイクトロン) 磁電管、電  
視用送像管(例、アイコノスコープ、テコスコープ)

(ハ) 機器用真空管

- (1) 醫療用真空管、エックス線管、エックス線用整流管(例、ケノトロン) 醫療用放電管(例、石炭水銀燈)
- (2) 整流用真空管、熱陰極ガス入整流管(例、タンガールバルブアルマー整管、水銀、バリウム整流管) 冷陰極水銀整流管(例、水銀整流管、格子付水銀整流管イグナイトロン) 真空振動子管
- (3) 計測用真空管、ブラウン管(電視用ヲ除ク) 光電管、二次電子管、定電壓放電管、真空熱電對、波長計用ネオン管、ネオン檢電管、スペクトル用放電管、録音用放電管、格子抵抗管、安定抵抗管(放送受信用ヲ除ク)
- (4) 保安用真空管、水銀避雷管、真空ヒューズ管
- (5) 繼電用真空管、グリム繼電管、真空水銀スイッチ、真空切斷管
- (6) 雜真空管、真空蓄電器、青銅用高壓水銀ランプ

別 紙 (三)

【特殊照明器具】 投光器、前照燈反射器、反射器、反射鏡、放電燈、探照燈、自在點滅器、調光器、燈臺燈、信號燈、船舶石油燈、飛行機用照明器、船艦用照明器、車輛用照明器、醫療用照明器、着陸場照明器

【鑛工照明器具】 反射燈、天井燈、ブラケット、パイプペンダント、チェンペンダント、耐燻用照明器、耐濕用照明器、避間燈、電球保護網

【携帯電燈】 ペンライト、ベビライト、探見電燈、自轉車ランプ、作業燈、手廻電燈、發電ランプ

【一般照明器具】 セード、反射燈、燈火管制用器具、天井燈、ペンダント、チェンペンダント、ブラケット、街路照明器具、洋風スタンド、和風スタンド、明視スタンド

## 第二編 機械工業統制會の概論

## 第一章 機械工業の體制確立

經濟新體制確立要綱に依る重要生産團體令が十六年八月三十日公布を見、引續き同令施行規則の公布を見た事は、國防國家體制確立の中核體を爲す機械工業の、どうあるべきかを決定的ならしめたことである。統制會設立に依る機械工業の綜合的一元的計畫運営は、特にその高度化、組織化の要望されてゐる該工業にあつては、既に支那事變以來、その線に沿つて機構を整備してゐたとも云へるからである。

十月三十日閣令を以て他の七部門と共に機械工業部門、即ち電氣機械、産業機械、精密機械、自動車、車輛の五部門が統制會を設立すべき指定を受け、十一月二十九日、夫々商工省の設立命令を受くるに至つた。

統制會の設立は、必然的に従來の「機械工聯」の傘下業者、「新業種工聯」の傘下業者を抱括するに至つて、機械工聯、新業種工聯の發展的解消を齎した。と共に、機械統制機構の根本的再編確立が爲されねばならなくなつて來たのである。

即ち、團體令に伴ふ、鐵鋼統制會、機械統制會の設立は、機械工業の綜合構成團體である、日本鐵鋼製品工業組合聯合會（舊工聯）の具體的改組を要求することゝなつた。現在の組織機構である機械及び鐵鋼第二次製品團體との混合を整理し、再編する必要が生れるに至つたのである。

依つて、日工聯の改組方策に就いて、商工省では、日工聯を解消せしめ、鐵鋼製品工業組合と、機械器具工業組合聯合會の二つに分離設立せしめることゝなつた。

十二月十七日、新日本鐵鋼製品工業組合設立要綱が決定發表を見た。

設立要綱、事業計畫は左の通りである。

### 資料二〇 日本鐵鋼製品工業組合設立要綱

#### 一、方針

鐵鋼第二次製品ノ生産オヨビ配給ニ關スル綜合的統制運籌ヲ圖ルトモニ企業ノ改良發達ヲ期スルタメ鐵鋼製品工業組合聯合會ヲ設立セントス、即チ現在ノ日本鐵鋼製品工業組合聯合會ハ機械關係ノ統制會設立ニ關聯シコレヲ解消セシメ、機械製品關係トヲ區分シ後者ニツキ鐵鋼製品工業組合聯合會ヲ改メテ設立セシメ、モツテソノ性格ヲ明確ナラシメルト機能發揮ノ完全ヲトモニ期セントス

#### 二、要領

1. 名稱 本會ノ名稱ハ鐵鋼製品工業組合聯合會トスルコト
2. 本會ハ別記會社オヨビ團體ヲモツテコレヲ構成スルコト
3. 性格 イ、本會ハ工業組合法ニ基ク工業組合聯合會タルコト ロ、本會ハ鐵鋼需給統制規則及ビソノ他鐵鋼關係規則ノ規定ニ基ク指定需要統制機關タルコト
4. 事業 本會ハ左ノ事業ヲ行フコト
  - イ、本會ハ別記鐵鋼製品(以下鐵鋼製品ト稱ス)ノ生産及ビ配給並ニ鐵鋼製品ニ關スル事業ニ要スル資材、資金、勞務等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫
  - ロ、鐵鋼製品ニ關スル原材料ノ計畫ノ設定及ビ遂行ニ關スル事業
  - ハ、鐵鋼製品ニ關スル生産及ビ配給計畫ノ設定及ビ遂行ニ關スル事業
  - ニ、鐵鋼製品ノ需給調整及ビ價格調整ニ關スル事業

ホ、鐵鋼製品ニ關スル事業ノ整備確立ニ關スル事業

ヘ、鐵鋼製品ニ關スル事業ニ要スル資材オヨビ資金ノ確保調達ニ關スル事業

ト、鐵鋼製品ニ關スル事業ニオケル技術者オヨビ勞務者ニ關スル事業

チ、技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善ソノ他會員ノ鐵鋼製品ニ關スル事業ノ發達ニ關スル施設ニ關スル事業

リ、鐵鋼製品ニ關スル事業ニ關スル調査オヨビ研究ニ關スル事業

ス、法律又ハ政府ノ命ジタル事業

ル、前各號ニ掲グルモノノホカ鐵鋼製品ニ關スル事業ノ統制運籌又ハ改善發達ニ必要ナル事業

5. 經費 本會ノ經費ハ會員ノ賦課金ヲモツテコレニ充ツルコト

6. 監督 本會ハ工業組合法ニ基キ監督ノホカ左ノ事項ニツキ行政官廳ノ承認ヲ受ケルコトヲ要スルコト

イ、業務運用ニ關スル規程ノ作成オヨビ變更

ロ、役員ノ選任オヨビ解任

ハ、剩餘金ノ處分オヨビ損失ノ分擔

#### 三、措置

1. 電信線、鐵裝線、針布線、高炭素線、荷造用帶鋼ニ關シテハ本會ノ内包機關トシテ各既存ノ別記機關ヲ活用シテ之ガ運籌ヲナスコト、ナホ右製品ニツキ必要ナル鐵鋼割當證明書ハ從來鐵鋼統制會ニオイテ發行シテヨリタルガ爾後本會ニオイテコレガ發行ヲナスコト
2. 鋼索配給統制協議會及ビ中央熔線配給協議會ハ本會ノ内包機關トスルコト
3. 中央亞鉛鐵板配給協議會ハコレヲ解消セシメ日本亞鉛、鐵板工業組合ノ事業トシテコレヲ行ハシメルコト
4. 磨帶鋼ソノ他ノ製品ニシテ統制會社ヲ設立スルヲ適當ト認メラレルモノニツイテハ本會ノ設立ニヨリソノ進行ヲ妨ゲザルコト



5. 府縣工聯參加ノモノニシテ鐵鋼製品ノ製造ヲナスモノハコレヲ本加入ノ當該團體ニ吸收セシメルコト
6. 故五ガロン罐ニ關スル現存商業組合ヲ改組シ統制會社ヲ設立セシメタル上本會ニ加入セシメルコト
7. 本會ハ昭和十六年十二月末日マデニソノ設立ニ關スル準備ヲ完了スルコト、即チ本會ノ設立ハ現日本鐵鋼製品工業組合聯合會ノ解散ヲ待タスシテ別個ニコレヲ行フモノトス

鐵鋼第二次製品統制團體

△釘、針金、鐵線（日本線材製品統制株式會社）△洋傘骨（日本洋傘骨製造工業組合）△電信線鐵裝線（鐵線會）△針布線（針布用特殊線材配給協議會）△高炭素線（特殊硬線配給協議會）△鋼索（鋼索配給統制協議會、日本鋼索製造工業組合）△熔接棒（中央熔線配給統制協議會、日本熔線工業組合）△硬間線（日本硬鋼線加工工業組合）△ミスロール製品（日本線材ミスロール加工工業組合）△亞鉛鐵板（日本亞鉛鐵板工業組合）△ドラム罐（ドラム罐工業組合聯合會）△スコップシヤベル（日本シヤベルスコップ統制株式會社）△珪瑯鐵器（日本珪瑯鐵器工業組合聯合會）△磨帶鋼（日本磨帶鋼工業組合）△鐵線管（日本鐵線管工業組合聯合會）△磨鋼板（日本磨鋼板工業組合聯合會）△荷造用帶鋼（荷造包裝用帶鋼統制協議會）△五ガロン罐（保證責任五ガロン罐工業組合）△王冠（日本王冠コルク工業組合）△食料品罐詰用空罐（食料品罐詰製造工業組合、鐵力雜罐、日本鐵力製品工業組合聯合會）△船用鎖（日本船用鎖工業組合）△鶴嘴ハンマー（日本鶴嘴ハンマー工業組合）△粉碎用ボール（日本鑛山ボール統制株式會社）△高壓容器（日本高壓容器工業組合）△鋸螺釘（日本鐵線鋸螺工業組合聯合會、日本鋸螺釘工業組合聯合會）△サツシュ（日本サツシュ統制株式會社）△鑄鐵管（日本鑄鐵管統制株式會社）△故五ガロン罐（日本空罐問屋商業組合）

かくて新日本鐵鋼は十七年一月十四日創立、引續き、品種別組合三十七組合、道府縣工聯傘下組合四十七組合を抱括組織構成を見る日本機械機具工業組合聯合會が三月十日設立を見るに至つた、その事業計畫は次の如くである。

資料二 日本鐵鋼製品工業組合聯合會事業計畫

一、目的

本會ハ鐵鋼製品ノ需給ニ關スル政府ノ諸計畫ノ立案ニ參画シソノ具體的實施方策ヲ自主的ニ樹立シ之ヲ會員タル組合及會社ヲシテ實行セシムルコトニヨリ鐵鋼製工業ノ確立ヲ期スルト共ニ之等製品ノ需給ノ適正ヲ圖リ以テ戰時下各產業ノ運行ニ支障ナカラシムルト共ニ併テ政府事務代行ノ實ヲ擧グルコトヲ其ノ目的トスルモノナリ

二、構成

本會創立ニ當リ加入スベキ鐵鋼製品ノ種類工業組合、同聯合會及ビ統制會社ハ左ニ掲グル二十五團體ナリ  
 日本線材製品統制株式會社、日本洋傘骨製造工業組合、日本鋼索製造工業組合、日本熔線工業組合、日本硬鋼線加工工業組合、日本線材ミスロール加工工業組合、日本亞鉛鐵板工業組合、ドラム罐工業組合聯合會、日本シヤベル統制株式會社、日本珪瑯鐵器工業組合、日本磨帶鋼工業組合、日本電線管工業組合聯合會、日本磨鋼板工業組合、保證責任五ガロン罐工業組合、日本王冠コルク工業組合、食料品罐詰製罐工業組合、日本鐵力製品工業組合聯合會、日本船用鎖工業組合、日本ツルハシ、ハンマー工業組合、日本鑛山ボール統制株式會社、日本高壓容器工業組合、日本製線鋸螺工業組合聯合會、日本サツシュ統制株式會社、日本鑄鐵管統制株式會社  
 尙右ノ外日本空罐問屋商業組合ハコレヲ統制會社ニ改編セシメタル上參加セシムル豫定ナリ

三、性格

本會ハ鐵鋼需給統制規則、鑄屑配給統制規則及ビソノ他鐵鋼關係規則ノ規定ニ基ク指定需要統制機關トシソノ業務ヲ遂行ス、本會ハ右以外ノ統制物資ニ就テモソノ指定需要統制機關トシコレガ事務ヲ遂行ス

四、事業

第一章 機械工業の體制確立

(一) 鐵鋼製品ノ原材料、生産及び配給ニ關スル計畫ノ設定及び遂行ハ別記統制規定ニヨリ之ヲ實施ス、尙之ニ伴フ主務官廳及  
本會ノ會員タル組合及び會社トノ間ニオケル統制關係事務ノ分掌ハ左ノ通トス  
統制關係事務分掌

一、總括事項

(一) 鐵鋼製品需給ノ綜合計畫

(イ) 物動計畫トノ關聯ニ關スル事項

(ロ) 原材料タル鐵鋼ノ生産計畫トノ關聯ニ關スル事項

二、鐵鋼製品ノ種類別生産計畫

三、原材料タル鐵鋼ノ品種別割當

四、鐵鋼製品ノ種類別、用途部門別配給計畫

五、價格ニ關スル事項

六、企業ノ整理統合及び配給機構ノ整備、確立ニ關スル事項

(二) 電信線、鍍裝線、針布線、高炭素線、荷造用帶鋼、鋼索、熔接棒等從來協議機關ヲ構成シ夫々原材料鐵鋼ノ割當乃至  
製品ノ配給計畫ヲ協議決定シアリタルモノニ關シテハ本會設立ト同時ニ右既存機關ハ之ヲ本會ノ内包機關トシ本會ニオイ  
テ其ノ業務ヲ繼承ス

(三) 本會ヲ構成スル組合中統制會社組織ニ變更スルヲ適當ト認ムルモノニ就テハ逐次之ガ統制會社ヲ設立セシムベク指導  
ス、尙右以外ノ工業組合、同聯合會ニ對シテモ機構ノ整備強化ヲ圖ラシムルト共ニ企業ノ整理統合ニ就テモ積極的指導ヲ  
爲ス

五、經 理

本會ノ所要資金ハ會員タル組合及び會社ニ對スル賦課金及手数料ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

鐵鋼製品ノ需要ニ付軍、官、民及び移輸出ヲ總括シ之ガ需要ノ實態ヲ把握スルト共ニソノ確實ナル配給ノ實ヲ舉グルニオイテハ  
今後鐵鋼製品ノ需要ハ漸次増加スベキモノト認メラレ、從テ本會ノ事業ハ更ニ一層ノ充實ヲ圖ルノ要アリ、所要資金ニ就テモ増大  
スベキヲ以テ豫算ニテ不足ヲ生ズル場合ニオイテハ臨時借入金賦課金ノ増徴其ノ他適當措置ヲ講ズルモノトス。

日本機器工聯の新たなる出發が、機械工業の劃期的構想である機械五箇統制會の設立の結果のためであるが、從來  
の工聯と異つてゐる點は、機械工業計畫經濟遂行のための強力なる統制機關としての性格を持つた點であり、機械五  
箇統制會と共に計畫生産への積極的運営が課せられてゐることであらう。

之を以て高度國防國家建設の中核を行ふ機械工業は、日本機器工聯、機械五箇統制會の設立を以て、その機構の重  
點的綜合的機構の一元的確立を見たのであるが、第二次生産擴充計畫遂なす基底とした機械生産計畫の具體的遂行に  
は必然的にこれら統制團體を結ぶ、綜合連絡協議會の設置が必要となつて來たのは當然であらう。

右の連絡機關の設立具體化に伴ひ、三月二十四日商工省より「機械協議會」設置要綱が發表を見た。

資料二二 機械工業協議會設置要綱

一、本會の目的及事業

本會ハ二以上ノ機械工業統制團體ノ關聯事項ノ調整及機械工業全般ニ共通ナル事項ニ付協議ヲ爲スト共ニ之ニ基ク事務ヲ處理ス  
ルモノトス

二、本會の構成員

本會ノ會員ハ機械工業關係統制會及日本機器工業組合聯合會トス

本會ニ於テ必要ナリト認メタルトキハ其ノ他ノ團體ヲ加入セシムルコトヲ得

三、本會の組織

第一章 機械工業の體制確立

(一) 本會ノ協議機關トシテ常任委員會及專門連絡委員會ヲ置ク  
常任委員會ハ統制會代表者ヲ以テ組織ス

專門連絡委員會ハ統制會ヨリ推薦セラレタル委員ヲ以テ組織ス

本會ノ事業ハ常任委員會ノ決議ヲ經テ之ヲ行フモノトス

常任委員會ハ必要ト認メタル事項ニ關シ專門連絡委員會ニ諮問シテ之ヲ審議セシムルモノトス

(二) 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

常務理事 一名

會長ハ常任委員會ニ於テ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

常務理事ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ處理ス

會長ハ無給トシ常務理事ハ有給トス

(三) 本會ニ左ノ有給職員ヲ置ク

主事 若干名

書記 若干名

主事ハ事務ヲ主管シ書記ハ上司ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス

#### 四、經費の負擔

本會ノ維持ニ必要ナル經費ハ會員之ヲ分擔ス

右要綱に基き同二十六日機械工業の綜合連絡協議機關として、機械工業協議會は、その設立を見るに至つた。

### 資料三 機械工業協議會規約

#### 第一章 總 則

第一條 機械工業統制團體間ニ共通ナル事項ヲ處理スルタメ協議會ヲ設置ス

第二條 本會ハ機械工業協議會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ヲ東京市麹町區大手町二丁目八番地機械工業會館内ニ置ク

第四條 本會ノ會員ハ産業機械統制會、電氣機械統制會、精密機械統制會、車輛統制會、自動車統制會及ビ日本機械器具工業組合聯合會トス、本會ニオイテ必要アリト認メタル時ハ他ノ團體ヲ加入セシムルコトヲ得

#### 第二章 事業

第五條 本會ハ二以上ノ機械工業統制團體ニ關聯スル事項ノ調整並ニ機械工業全般ニ共通ナル事項ノ協議及ビコレニ基ク事務ノ處理ヲナスモノトス

#### 第三章 組 織

第六條 本會ニ常任委員會及ビ專門連絡委員會ヲ置ク

第七條 常任委員會ハ會員ノ代表者ヲ以テコレヲ組織ス

第八條 專門連絡委員會ハ會員ヨリ推薦セラレタル委員ヲ以テコレヲ組織ス

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク、會長一名、常務理事一名、會長ハ常任委員ニオイテコレヲ互選シ常務理事ハ商工省ノ承認ヲ受ケタル上會長コレヲ任免ス、會長ハ無給トシ、ソノ任期ハ一年トス、常務理事ハ有給トシソノ任期ハ三年トス

第十條 本會ニ左ノ有給職員ヲ置ク

主事若干名、書記若干名、職員若干名

#### 第一章 機械工業の體制確立

職員ハ會長コレヲ任免ス

#### 第四章 常任委員會

第十一條 本會ノ事業ニ就テハ常任委員會ノ議決ヲ經ルモノトス

第十二條 常任委員會ハソノ必要ナリト認ムル事項ニ關シ專門連絡委員ニ諮問シコレヲ審議答申セシム

#### 第五章 役 員

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ處理ス

第十四條 常務理事ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ處理ス

#### 第六章 職 員

第十五條 主事ハ事務ヲ主管シ書記及ビ職員ハ上司ノ命ヲ受テ事務ニ従事ス、職員服務規定ハ別ニコレヲ定ム

## 第二章 機械統制會の設立

經濟新體制確立要綱が發表されて、その具體化されたものとして鐵鋼統制會の創立を見て以來、機械統制會の設立を繞り、幾多の論議検討が加へられたが、そのことは機械工業の複雑性を物語ると同時に、機械工業の低位性を立證したものだといふべきである。機械工業が過去に於ける發達過程に於て、他の重要産業に見られるが如き、強力なカルテル組織の發展歴史を持たなかつたことは、統制會設立に當り、種々な障害を與へたことであつた。謂はゞ我國に於ける機械工業の發達は頗る跛行的であつたために、強力なカルテル組織の發生の餘地を持たなかつたこととされよう。また、かうした低位にある機械工業の高度發展化のためにも機械統制會の設立に依る積極的育成は緊急を要する性質のもの

であつたのである。

このため機械工業統制會の構成に當つては、官民ともに頗る慎重な態度を以て検討を加へた。茲で考へられることは、従来の統制機構を、統制會設立に如何に具體的に反映させるかと云ふことであらう。

機械工業の生産確保とその擴充對策としての主要役割を受持つてゐるものに、日本電氣機器等十九工組を以て構成してゐる機械工聯があるが、統制會の設立に當つて機械工聯の存在、及び機構をどのように發展、吸収せしむべきかがある。と同時に、機械工聯の協力的作用を爲すものに新業種別工聯があるが、新業種別工聯の統制會設立に當つては、どのような取扱ひを爲すべきかと、同様、關心が持たれる問題であつた。

而して、これらの具體的措置の決定に當つて、統制會の性格を繞り、統制會が産業別組織を見ることは原則としても、機械工業の複雑性に鑑みて、他の重要産業と同じく單一部門統制會設立は不可能であり、資材別、業種別統制會の設立を見るべし等の、積極的疑義の解明も行はれるに至つたのである。

要するに機械工業統制會の設立構成に當つて一大統制會案と、これを數個のプロック別にする統制會案と、業種別統制會の上に綜合統制會を設立すべしとする案の三箇の主張が並立することゝなつたのである。

この間に於ける代表的なものに工政會の商工省への建議がある。建議の内容は、機械工業の複雑性を考慮検討した結果、造船、原動機、鋸山機械、化學機械、電氣機器、電氣通信機、工作機械、自動車、車輛、航空機、軸受、電線、電纜、鑄鍛鋼の十三部門に統制會を設置すべしとし、殘餘の諸機械工業に關しては一般機械統制會、特殊機械統制會、雜機械統制會を設立せしめることゝして、更に、これらの上位に立つものとして綜合機械統制會の設立を建議したものである。

右案が機械工聯の現機構の上に立つものであることは間違ひないが、同時に機械工業の現態勢を解剖したものとして注目されるものを持つことである。

八月三十日重要産業團體令、九月一日同施行規則が公布されるや、機械工業統制會の設立促進機運は急速に醸成されるに至つたが、その具體的構成を繰り、尙官民間及び、企劃院、商工省、關係官廳に於て意見の對立を續けつゝあつて、閉令指定が、ために著しい遅延を來した實情さへ惹起した。

その對立の具體的なものは、前に述べた如く大統制會案と、業種別統制會案との主張の對立であり、機械工業の強化育成を、前提とした、何れも強硬な主張であつたが、遂に五箇統制會案を決定、電氣機械、精密機械、産業機械、車輛、自動車の各業種別に統制會を設立すると共に、これの連絡機關として機械工業協議會を設置することゝなつて、落着を見るに至つたのである。

尙、造船、航空機は、その緊要性に鑑み、機械工業統制會より除外、別箇に考慮されることゝなつた。

昭和十六年十月三十日、團體令第二條の規定に依り統制會を設立すべき十二部門の重要産業が、閉令指定を見た。機械工業に關しては

- 一、原動機（發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及水車を除く）及生産用機器の製造及販賣に關する事業
- 一、電氣機器、發電用の蒸氣罐、蒸氣タービン及び水車並に電氣通信機器の製造及販賣に關する事業
- 一、精密機器の製造及び販賣に關する事業

- 一、車輛及鐵道信號保安裝置の製造及販賣に關する事業
- 一、自動車の製造及販賣に關する事業

の、五部門に統制會を設立すべく指定を見たのである。

右の機械統制會の五箇構成の具體的なものが、商工省原案とは相當相違してゐることは事實であるが、綜合統制會の設置が、尙未だ統制會自體の性格運営が明確にされてゐないことに於て、二重統制を避ける意味から回避された結果となつたことは、機械工業の高度化に伴ふ今後に残された課題として再び取り上げられる可能性を持つことである。

100

機械五箇統制會の具體的構成が、既存統制團體である機械工聯を主體とすることは決定的であるが、所謂五箇統制會の取扱ふ機種に關して、尙細目的な準備を重ねた結果、大體左の如き構成を見ることゝなつた。

#### 産業機械統制會

- 一、生産機械（製鐵機械、鑛山機械、化學機械）
- 二、切削研磨以外の金屬工作機械
- 三、蒸氣罐及び蒸氣タービン
- 四、ポンプ及風力機器
- 五、内燃機關
- 六、水門鐵塔及び運搬機器

#### 電氣機械統制會

- 一、電氣機器
- 二、電氣通信機器
- 三、電氣計測器
- 四、電池
- 五、發電用蒸氣罐、蒸氣タービン及水車

#### 精密機械統制會

- 一、工作機械
- 二、工具
- 三、精密機械（光學機械、光學計器、試験機、測定機器）
- 四、軸受

#### 車輛統制會

- 一、鐵道車輛
- 二、産業車輛
- 三、車輛部分品
- 四、鐵道交通保安裝置

#### 自動車統制會

- 一、自動車
- 二、自動車部分品

而してこれらの會員構成は、機械工聯の分離吸収せしめたものが主體となるが、尙、生産確保の見地から新業種別工聯の加入も考慮され、これを府縣工聯より分離せしめ、地區別統制組合として加入せしめるか、否か、が注目されるに至つたが、結局團體加入を行ふことなく、單獨加入を決定した。これに依り機械統制會は、他の重要産業統制會の如く統制組合を持たないことゝなるが、新業種別工聯業者の加入の結果、その圓滑なる運営を期するため、機械工聯傘下業者を第一部會員、新業種別傘下業者を第二部會員として二部制を実施せしむることゝなつた。

尙、右統制會の設立に伴ふ、日工聯を含む機械工業の連絡調整を圖るため機械工業統制協議會を設置することとなり、統制會の設立を俟つて、これを具體化することとなつた。(註・第一章)

かくして十一月二十六日、商工省より二十九日の設立命令に先立ち、統制會組織要綱及び會長銜衡委員、並に設立委員の氏名が發表を見るに至つた。

資料二四 統制會組織要綱

- 一 本會ハ當該機械工業ノ確立ヲ期シ以テ高度國防國家體制ヲ完備スル爲其ノ綜合的統制運營ヲ圖ルコトヲ目的トスルコト
- 二 本會ハ前項ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事項ニ付必要ナル事業ヲ行フコト
  - (一) 當該機械ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (二) 當該機械ノ配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (三) 當該機械工業用原材料ニ關スル計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (四) 當該機械工業用資金、勞務、燃料及動力ニ關スル計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (五) 當該機械工業ノ體制ノ整備確立ニ關スル事項
  - (六) 當該機械工業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善ニ關スル事項
  - (七) 當該機械工業ニ關スル調査及研究ニ關スル事項
  - (八) 會員ノ當該機械工業ニ關スル檢査ニ關スル事項
  - (九) 前各號ニ掲グルモノ、外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 三 本會ハ當該機械ニ關スル事業ヲ營ム者ヲ以テコレヲ組織スルコト
- 四 本會ニ左ノ役員ヲ置クコト

會長 一人 理事 若干人 監事 若干人 評議員 若干人

本會ニハ前項ノ役員ノ外副會長一人又ハ理事長一人ヲ置ク事ヲ得ルコト

五 會長ハ本會ヲ代表シ當該機械工業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理スルコト、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フコト、理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フコト、理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌スルコト、監事ハ本會ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト、評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申スルコト

六 會長ハ銜衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣コレヲ命ズルコト、前項ノ銜衡委員ハ當該機械工業ニ關シ經驗アル者及ビ學識アル者ノ中ヨリ主務大臣コレヲ命ズルコト、副會長、理事長、理事及ビ評議員ハ當該機械工業ニ經驗アル者及ビ學識アル者ノ中ヨリ會長コレヲ命ズルコト、監事ハ評議員コレヲ選任スルコト

七 役員ノ任期ハ左ノ通りトスルコト、但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中コレヲ解任スルコトアルベキコト

會長 三年 副會長 三年 理事長 三年 理事 三年

監事 二年 評議員 二年

八 會長、副會長、理事長及ビ理事ハ政府ノ認可ヲ得タル場合ヲ除キ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ザルコト

九 本會ニ事務局ヲ置クコト、事務局ニ事務局長一名及ビ部長若干名ヲ置クコト、事務局長ハ理事長ヲ以テ之ニ充テ理事長ナキトキハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ事務局ヲ統轄スルコト、部長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ事務局長ノ命ヲ承ケテ事務局ノ事務ヲ分掌スルコト、事務局ニ部ヲ置クコト

十 本會ニ總會、常任委員會及ビ技術委員會ヲ置クコト、總會ハ通常及ビ臨時ノ二種トスルコト、通常總會ハ毎年一回開催シ臨時總會ハ會長必要ト認メタルトキ隨時コレヲ開催スルコト、會長ハ總會ニ於テ別ニ定ムル事項ヲ諮リマタハ報告スベキコト、常任委員會及ビ技術委員會ハ評議員ヲモツテ構成シ會長必要ト認メタルトキ隨時コレヲ開催スルコト、常任委員會ハ會長ノ諮問

第二章 機械統制會の設立

ニ應ズルコト

十一 日本機械製造工業組合聯合會及ビ新業種別工業組合聯合會ナラビニ別ニ定ムル工業組合ハ本會ノ設立ニトモナヒ發展的解消ヲナスベキコト

### 資料二五 機械工業統制會ノ設立ニ關スル件

機械工業部門ニ於テハ先般ノ閣令指定ニ依リ産業機器、電氣機器、精密機器、自動車及車輛ノ五個ノ統制會ヲ設立スルコト、ナツテ其後商工省デハ銳意其ノ設立準備ヲ進メテ居タガ、會員、設立委員、會長銓衡委員ノ内定ヲ見、此ノ程設立ニ必要ナル書類ノ決裁ヲ了シタ

官報掲載ハ事務ノ都合上本月末又ハ來月早々ニナル見込デアツテ創立總會ノ期限ハ明年一月十五日デアル  
内定ヲ見タル設立委員及會長銓衡委員ハ左ノ如クデアル

#### 一、産業機器統制會設立委員

安藤鐵工所安藤儀三、宇野澤組鐵工所宇野澤辰次、在原製作所取締役社長島山一清、汽車製造取締役會長船田要之助、久保田鐵工所取締役社長久保田權四郎、神戸製鋼所取締役社長田宮嘉右衛門、櫻田機械製造所取締役社長櫻田壬午郎、住友機械工業專務取締役三村起一、關機械製作所取締役社長關義孝、月島機械取締役會長大倉發身、東京石川島造船所取締役社長荒木彦彌、新潟鐵工所取締役社長大内愛七、日本製鋼所取締役社長杉政人、日立製作所取締役社長小平浪平、三菱重工業取締役社長郷古潔  
會長銓衡委員

#### 二、電氣機器統制會設立委員

沖電氣取締役會長淺野總一郎、汽車製造取締役會長船田要之助、島津製作所取締役副社長島津常三郎、電業社原動機製造所代表取締役社長寒川恒貞、東京芝浦電氣取締役社長山口喜三郎、日本電氣取締役會長古田俊之助、日本電波機械取締役社長平坂英則

日立製作所取締役社長小平浪平、北辰電機製作所取締役社長清水莊平、三菱重工業取締役社長郷古潔、明電舎取締役社長重宗雄三、日本無線電氣電話取締役社長門野重九郎、富士電機製造代表取締役吉村萬治郎、安川電機製作所取締役社長安川第五郎  
會長銓衡委員

#### 三、精密機器統制會設立委員

大隈鐵工所取締役社長大隈榮一、大阪機工取締役社長原清明、唐津鐵工所取締役社長竹尾年助、國產精機取締役社長齋藤浩介、芝浦工作機械代表取締役古市龍雄、品川精機取締役社長池貝杉二、園池製作所專務取締役山内種秀、津上安宅製作所取締役社長津上退助、東洋機械取締役社長元良信太郎、東洋ベアリング取締役社長丹羽昇、新潟鐵工所取締役社長大内愛七、日本光學工業取締役社長斯波孝四郎、日本精工取締役社長高橋是賢、野村製作所取締役社長石塚榮藏、不二越鋼材工業取締役社長井村荒喜  
會長銓衡委員

#### 四、自動車統制會設立委員

トヨタ自動車工業株式會社取締役社長豐田喜一郎、日産自動車取締役社長村上正輔、ヂーゼル自動車取締役社長鈴木重康、川崎車輛取締役社長鑄谷正輔、日本内燃機取締役社長寺田甚吉、車輛工業取締役社長野長瀨忠男  
會長銓衡委員

#### 五、車輛統制會設立委員

日本車輛取締役社長三瓶勇佐、日本輸送機取締役藤井尙、東京芝浦電氣取締役社長山口喜三郎、東京機器工業取締役社長橫田千秋、東洋電機製造取締役社長上遠野亮三、川崎車輛取締役社長鑄谷正輔、加藤製作所取締役社長加藤秀三郎、大同製鋼取締役社長長下出義雄、大同信號專務取締役吉岡正司、京三製作所專務取締役樋口佐兵衛、神戸製鋼所取締役社長田宮嘉右衛門、汽車製造

取締役社長船田要之助、三菱重工業取締役社長郷古潔、日立製作所取締役社長小平浪平、住友金屬工業取締役社長春日弘  
會長銚衛委員

船田要之助、小平浪平、鑄谷正輔、春日弘、三瓶勇佐

尚各統制會ノ會員ハ官報ヲ以テ指定サレルガ其ノ數ハ左ノ如クデアル

電氣機器統制會二四五、産業機器統制會六九五、精密機器統制會三八一、車輛九〇、自動車六

この間商工省では統制會の組織機構に關し、その圓滑なる運営促進を圖るため、統制會關係組合當事者と官民懇談  
を遂げたが、同懇談會に於ける商工省案を示す

一、會長、理事長の直屬機關たる事務局に、原則として總務部、企劃部、統制部、技術部、資材部の五部を設置す  
ること

二、資材部、統制部の下に各様種班制度を設けること

三、評議員の下に常任委員會と技術委員會を設置すること

四、各種機械工業組合は統制會構成單位として加盟せしめること

五、機械部門統制會の横の連絡調整機關として機械統制協議會を設置し、これが構成は、五統制會長、機械工聯、

日本鐵工聯としたこと、従つて現在の機械工聯は發展的解消すること

等であつて、これに依り、二十六日の要綱と共に機械統制會組織方向は頗る明確化されたのである。

### 第三章 會員構成

十六年十一月二十九日電氣機械統制會の設立命令を、十二月一日、精密機械、自動車、車輛、各統制會の、十二月  
四日、産業機械統制會の、夫々の設立命令を、商工省告示を以て發せられ、昭和十七年一月十五日を期限として、創  
立を見ることとなつた。

車輛統制會は十六年十二月二十二日、同二十四日自動車統制會、十七年一月十日、精密機械統制會が、電氣機械統  
制會は一月十二日、産業機械統制會が一月十五日を以て夫々創立を見るに至り、機械統制會は茲にその體制を整へる  
に至つたのである。

各統制會、會員構成は左の通り。(電氣機械統制會を除く)

#### 資料二六 機械統制會會員名簿

##### 産業機械統制會

〔北海道〕 伊藤組鐵工部 茅野鐵工所 株式會社岸鐵工所 株式會社共立機械製作所 株式會社工成舎 株式會社清水鐵工所  
株式會社辻鐵工所 中山機械株式會社 函館製網船具株式會社 函館船渠株式會社 株式會社藤屋鐵工所 本多鐵工所 株式會  
社本間鐵工場 株式會社夕張製作所 〔東北〕 株式會社岩手鐵工所 株式會社秋木機械製作所 伊藤貞藏 合名會社神田鐵工所  
合資會社田村鐵工場 東北重工業株式會社 山尾敬藏 吉田佐市 株式會社吉田鐵工所 東北振興山形發動機株式會社 合資會  
社河田鐵工所 協三工業福島工場 合資會社佐藤鐵工所 株式會社田邊製作所 帝國重工業有限會社 東京鐵機株式會社 株式



會社濱津鐵工所 株式會社福島製作所 吉健鐵工所 合資會社吉伴製作所 【關東】 小池鐵工所 株式會社宇都宮製作所 株式會社小島機械製作所 株式會社小島鐵工所 株式會社關東機械製作所 金剛機械製作所 株式會社山口機械製作所 中島製作所 永瀨鐵工所 森藤鐵工所 【東京】 株式會社田鐵工所 株式會社青木ロール製造所 朝木工業株式會社 株式會社朝倉製作所 合資會社蘆澤鐵工所 株式會社立鐵工所 合資會社あづまポン製作所 合資會社アポロ鐵工所 安藤鐵工所 株式會社池貝鐵工所 株式會社石井鐵工所 石川島芝浦タービン株式會社 磯村産業株式會社 株式會社伊藤製作所 いづみ工業所 合資會社稻垣鐵工所 磐城炭礦株式會社 井上製作所 合資會社岩田噴霧塗裝機製作所 宇津宮鐵工所 株式會社宇野澤組鐵工所 浦賀船渠株式會社 株式會社江戸川機械工作所 株式會社在原製作所 株式會社るびす組鐵工所 株式會社大浦製作所 大江工業株式會社 株式會社岡本鐵工所 株式會社大倉製作所 逢坂工業所 株式會社大澤プレス製作所 株式會社大島製作所 大谷重工業株式會社 株式會社大塚工場 大野化學機械株式會社 株式會社大野製作所 大野ポンプ製作所 株式會社小野田製作所 株式會社小原製作所 加賀野工作機製造株式會社 葛西プレス鐵工所 株式會社門田鐵工所 金井工業株式會社 合資會社金子工場 合資會社龜戸機械製作所 株式會社川口製作所 合資會社川島鐵工所 關東鐵工株式會社 菊池工業所 汽車製造株式會社 合資會社生成製作所 株式會社北原プレス機械製作所 株式會社木下商會 木村鐵工所 株式會社京橋製作所 共立機械株式會社 熊澤機械株式會社 合資會社黒岩鐵工所 合資會社群馬馬機械製作所 合名會社小久保製作所 株式會社兒玉鐵工所 小知和重工業株式會社 株式會社江東工業所 後藤鐵工所 後藤鐵工所 齋藤遠心機工業株式會社 齋藤常藏鐵工所 株式會社齋藤鐵工所 齋藤鐵工所 株式會社酒井製作所 合名會社坂井鐵工所 株式會社榎原製作所 サクシヨソ瓦斯機關製作所 株式會社榎田機械製造所 株式會社笹川製作所 株式會社佐藤機械製作所 三榮化學機械製作所 株式會社三榮精機製作所 三機工業株式會社 株式會社三金銀金機械製作所 三平工業所 株式會社品川鐵工所 芝浦共同工業株式會社 合資會社芝製作所 株式會社清水製作所 株式會社周工社製作所 株式會社昭榮機械製作所 合資會社昭英舍製作所 株式會社東鐵工所 株式會社城南機械工業製作所 株式會社湘南製作所 須賀水壓機製造株式會社 株式會社杉浦鐵工所 合資會社鈴木機械製作所 合名會社鈴木製作所 株式會社鈴木鐵工所 合資會社鈴木鐵工所 鈴木糧食研究所 株式

會社砂町製作所 角鐵工所 株式會社瀨川鐵工所 石產金屬工業株式會社 株式會社關機製作所 株式會社千駄木機械製作所 株式會社大行社 株式會社大成製作所 株式會社大東工業所 大日本化學機械株式會社 大日本機械工業株式會社 第一産業株式會社 合資會社太陽空氣機械製作所 高砂鐵工株式會社 株式會社竹内鐵工所 田尻機械工業株式會社 株式會社館野鐵工所 合名會社谷鐵工所 株式會社田原製作所 株式會社玉川製作所 合名會社玉木鐵工所 多摩工業株式會社 株式會社玉造船所 玉村式索道株式會社 中央冷凍工業株式會社 株式會社千代田機械製作所 塚本商事株式會社 月島機械株式會社 株式會社月島製作所 株式會社堤水壓機製作所 株式會社帝國鑿岩機製作所 株式會社寺澤製作所 株式會社電業社原動機製造所 株式會社東亞空氣機械製作所 株式會社東京石川島造船所 株式會社寺澤製作所 株式會社東京火工製作所 東京空氣工業株式會社 東京索道株式會社 東京重工業株式會社 株式會社東京ステンレス化工機製作所 株式會社東京製作所 株式會社東京龍野製作所 東京鐵工株式會社 東京動力機械製造株式會社 東京發動機株式會社 株式會社東京板金工業機械製作所 株式會社利根ボリング 株式會社巴組鐵工所 株式會社友野鐵工所 東洋オートエスエレベーター株式會社 株式會社東洋化工機製作所 東洋機械製造株式會社 東洋鋼材株式會社 中尾機械製作所 株式會社中島鐵工所 保全合資會社中箸ロール重機製造所 合名會社中村製作所 株式會社名取製作所 株式會社奈良機械製作所 南北工業社 株式會社新潟鐵工所 合資會社日興社 日産化學工業株式會社 日東機械工業株式會社 日東水壓工業株式會社 日東製機株式會社 株式會社日本遠心機械製作所 日本乾燥機株式會社 株式會社日本起重機製作所 日本鋼管株式會社 日本鑿泉探礦株式會社 日本真空精機株式會社 日本蒸溜工業株式會社 日業ステンレス株式會社 日本水壓機械株式會社 日本精機製造所 株式會社日本製鋼所 株式會社日本鍛造機製作所 日本鑄造株式會社 日本燃燒機株式會社 日本不銹鋼工作株式會社 日本ベークライト株式會社 日本理化工業株式會社 株式會社濱田工場 早川組鐵工所 合資會社半田ポンプ製作所 株式會社日立製作所 合資會社深川鐵工所 藤田製作所 株式會社富士鐵工所 合名會社藤井鐵工所 藤本鐵工所 古河鑛業株式會社 株式會社北條鐵工所 株式會社法專鐵工所 株式會社前川製作所 株式會社前田鐵工所 株式會社前畑製作所 合資會社増島工作所 合資會社榊田商會製作所 株式會社増野製作所 松浦高壓機械株式會社 株式會社松田製作所 丸機械工業株式會社 株式

會社丸善鐵工所 株式會社丸鐵工所 株式會社九二製作所 三井鑛山株式會社 株式會社三澤鐵工所 株式會社南千住製作所  
 合名會社御法川工場 三菱化工機株式會社 三菱重工機株式會社 三菱電機株式會社 株式會社宮地鐵工所 宮原機株式會社  
 株式會社牟田鐵工所 株式會社名機製作所 株式會社山越工場 株式會社山崎鐵工所 株式會社山本鐵工所 山本輪送機株式會社  
 社 ヤマト試錐機製作株式會社 鎗屋粉碎機製作所 橫山工業株式會社 株式會社吉池機械製作所 芳澤化機工業株式會社 理  
 研空氣機械株式會社 理研工業株式會社 理研製機株式會社 理研電機製造株式會社 株式會社六王製作所 株式會社若松服部  
 製作所 株式會社渡邊製鋼所 【神奈川】 朝木工業株式會社 芦分鐵工所 飯野機械工業株式會社 川崎鐵工株式會社 川澤鐵  
 工所 關東特殊製鋼株式會社 京濱機械株式會社 倉田重工機株式會社 昭和電工株式會社 株式會社醍醐鐵工所 東洋内燃機  
 株式會社 東洋パブコック株式會社 株式會社直喜鑄鋼鐵工所 日本鍊鋼株式會社 株式會社長谷川製作所 株式會社林鐵工場  
 福西製作所 富士電機製造株式會社 株式會社法專鐵工所 【北陸】 有限會社大原鐵工所 合名會社西川商店 西山鐵工鑄造株  
 式會社 田邊鐵工所 株式會社土屋鑄造所 株式會社中島製作所 新津製作所 株式會社日本機械製作所 日本重工機株式會社  
 北越工業株式會社 株式會社佐賀造船鐵工所 佐藤工業株式會社 合名會社長柄鑄造鐵工所 株式會社百谷鐵工所 株式會社小  
 松製作所 大同工業株式會社 株式會社日本チャムピオン送風機製造所 【中部】 株式會社羽生田鐵工所 滿留安機械工業株式  
 會社 伊藤鐵工所 合資會社鈴與機械製作所 山本製作所 【名古屋】 飯田商會製作所 伊藤ボンブ製作所 株式會社エフ・ケ  
 イ栗田鑿岩機製作所 株式會社大平製作所 株式會社川本第一工作所 金城工業株式會社 金城鑿岩機株式會社 合資會社佐  
 ヶ木工作所 株式會社三龍社 新興鑿岩機製作所 神野製作所 株式會社寺本製作所 日本碍子株式會社 日本特殊陶業株式會  
 社 松井鐵工所 藤田製作所 【京都】 合資會社菊水製作所 京都機械株式會社 京阪機工株式會社 壽重工機株式會社 株式  
 會社島津製作所 【大阪】 青木製作所 秋脩プレス製作所 合資會社朝日化學機械製作所 朝日機械製作所 旭工機製造株式會  
 社 株式會社朝日工業社 株式會社旭鐵工所 安治川亞鉛鐵工株式會社 天野商店株式會社 新井製作所 安全索道株式會社  
 合資會社池池製作所 合資會社池内鐵工所 株式會社石原兄弟製作所 泉尾鐵工株式會社 井上金屬工業株式會社 今泉工作所  
 株式會社植田機械工作所 植田鐵工所 株式會社牛尾製作所 株式會社梅田製鋼所 瓜生株式會社株式會社 江崎鐵工所 株式

會社榎本鑄造鐵工所 榎本鐵工所 岡崎製作所 岡本工作所 株式會社大阪工機製作所 株式會社大阪機械製作所 大阪機工株  
 式會社 株式會社大阪共範製作所 大阪金屬工業株式會社 大阪重工機株式會社 大阪製鋼株式會社 大阪製鑄造機株式會社  
 株式會社大阪送風機製作所 株式會社大阪高尾鐵工所 大阪脫水機製造所 株式會社大阪鐵工所 大阪燃燒工業株式會社 合資  
 會社大阪鋸金機械製作所 株式會社大阪プレス製作所 ヲサメ硫酸工業株式會社 合名會社小野鐵工所 大原ボンブ製作所 株  
 式會社加地鐵工所 勝山鐵工造機株式會社 株式會社金子鑄鋼所 川井鐵工所 木本鐵工株式會社 共同機械製作所 櫛田鐵工  
 所 株式會社楠木機械製作所 株式會社久保田鐵工所 株式會社熊本製作所 栗田機械製作所 株式會社栗本鐵工所 株式會社  
 くらがね工作所 株式會社黒瀬工作所 黒田金床製造所 興亞工業株式會社 國產機械株式會社 國光變鎖鋼業株式會社 近藤  
 鐵工所 合資會社齋藤鐵工所 合資會社佐野鐵工所 株式會社酒井鐵工所 株式會社坂口機械製作所 坂田保之助商店 合名會  
 社 鐵波鐵工社 三黃機械製作所 合名會社山陽鐵工所 株式會社四宮鐵工所 島シヤリング機製作所 株式會社昭和起重機製作  
 所 株式會社神藤ボンブ製作所 住田送風機株式會社 住友金屬工業株式會社 株式會社第一鐵工所 大日本セルロイド株式會  
 社 大洋鑄機株式會社 高木鐵工所 高瀬鐵工所 高田機工株式會社 瀧頭鐵工所 竹口鐵工所 株式會社田中機械製作所 田  
 邊空氣機械製作所 株式會社山谷鐵工所 株式會社田村機械製作所 株式會社千代田製作所 佃機械工業株式會社 株式會社椿  
 本チエン製作所 合資會社津守鐵構工場 株式會社帝國機械製作所 株式會社帝國鑄鋼所 出坂鐵工所 株式會社東亞鐵工所  
 東邦製作所 株式會社特機製作所 德永硝子株式會社 合資會社東洋機械工作所 株式會社東洋工作所 東洋重工機株式會社  
 東洋チエン製作所 株式會社東洋鐵工所 株式會社東洋鑄造鐵工所 株式會社西島製作所 株式會社中島製作所 株式會社中山工  
 業所 株式會社中山製鋼所 浪速機械株式會社 株式會社西山鐵工所 株式會社日本化學機械製作所 日本化學機械製造株式會  
 社 日本橋梁株式會社 日本鍛工株式會社 株式會社日本鐵工所 株式會社日本プレス製造所 株式會社日本モーターホキスト  
 製作所 野江工業所 野中鐵工所 合名會社野間鐵工所 發依發動機工作所 則武鐵工所 長谷川製作所 株式會社長谷川鐵工  
 所 長谷鐵工所 株式會社長谷川ボンブ工業所 株式會社長谷部機械工作所 羽谷鐵工所 發動機製造株式會社 濱田送風機株  
 式會社 東田製作所 平川鐵工所 平野ボンブ製造株式會社 株式會社藤永田造船所 藤村機械製造株式會社 合資會社藤原鐵

工所 戊辰工業株式會社 前田化學機械株式會社 株式會社増田機械工業所 増成動力工業株式會社 松下電器株式會社 松田  
 唧筒製作所 株式會社松原鐵工所 松村工作所 株式會社マルミ鐵工所 株式會社三國鐵工所 南鐵工所 合名會社三宅機械工  
 作所 株式會社宮崎鐵工所 宮下脫水機製造所 合資會社村上製作所 合資會社村川製作所 村山機械製作所 明治商會 森田  
 工作所 合資會社森鐵工所 森鐵工所 株式會社敷田機械製作所 山川プレス製作株式會社 山科鐵工所 合名會社山根製作所  
 山本水壓工業所 大和鋼機株式會社 大和重機製鋼株式會社 株式會社吉田商工部 株式會社澁川製鋼所 株式會社澁川ポン  
 製作所 渡邊製作所【兵庫】 合名會社尾崎工作所 株式會社栗村製作所 梶鑄造所 川崎重工業株式會社 川副機械製作所  
 株式會社川西機械製作所 合名會社本鐵工所 株式會社工業社 株式會社神戸鑄鐵所 株式會社神戸製鋼所 株式會社坂本鐵  
 工所 株式會社高梨機械製作所 株式會社高尾鐵工所 田熊汽罐製造株式會社 合名會社谷鐵工所 株式會社中央鐵工所 東亞  
 金屬工業株式會社 東邦輸送機株式會社 合名會社中田正鐵工所 合資會社永安兄弟鐵工所 日本鑄造機械株式會社 株式會社  
 布引製作所 株式會社阪神鐵工所 株式會社藤原鐵工所 兵神製作所 合資會社逸見鐵工所 牧製作所 山岡內燃機株式會社  
 【中國】 米子鐵工所 株式會社佐藤商會 糸島鐵工所 岩下鐵工所 金光電機工場 近藤製作所 株式會社佐藤農具製作所 有  
 限會社進和內燃機工業所 株式會社津田製作所 株式會社常定工作所 土肥工業所 株式會社馬場工作所 松本製作所 合資會  
 社吉田發動機製作所 東洋工業株式會社 中鐵工所 糸井川工務所 株式會社宇部鐵工所 株式會社小野田鐵工所 株式會社幸  
 商會 山陽化學機械株式會社 照內鐵工所 西村鐵工所 長谷川鐵工所 日比野製機所 深井鐵工所 藤村機械製造株式會社  
 村上鐵工所 山田鐵工所 吉柳鐵工所【四國】 町田興農商會 村上工作所 住友機械工業株式會社 株式會社旭製鋼所【九  
 州】 合資會社蘆野鐵工所 安部鐵工所 荒尾鐵工所 壹岐尾鐵工所 石井製作所 株式會社今村製作所 合名會社井本鐵工所  
 株式會社岩本鐵工所 合名會社入江鐵工所 合資會社大田鐵工所 大谷鐵工所 合資會社大塚鐵工所 小野原鐵工所 大森鐵工  
 所 香月製作所 苅野鐵工所 川島鐵工所 川島鐵工所 國廣製鐵工所 隅井鐵工所 桑川工作所 古賀鐵工所 小林鐵工所  
 株式會社幸袋工作所 株式會社城水組鐵工所 新入鐵工所 末次鐵工所 西部電機工業株式會社 鯛生產業株式會社 大正鐵工  
 株式會社 大同鐵工所 合名會社高瀬鐵工所 高宮鐵工所 合資會社高谷鐵工所 株式會社多々良製作所 筑豐鐵工所 株式會

精密機械統制會

社東洋空機製作所 株式會社直方機械製作所 株式會社直方鐵工所 株式會社永田製作所 日本鋼業株式會社 有限會社田川野  
 田鐵工所 株式會社濱地商店濱地製作所 東鐵工所 合名會社飛鷹鐵工造船所 廣渡特殊合金鑄物工場 日之出鐵工所 合名會  
 社福島鐵工所 福田鐵工所 藤三鐵工所 船越鐵工所 平安鐵工所 松下鐵工所 ミネヂ工作所 山口鐵工所 株式會社立正製  
 作所 株式會社若津鐵工所 渡邊製鐵工場 石丸鐵工所 黒木鐵工所 株式會社眞崎鐵工所 横尾勘六 合資會社峯元鑄工所

【北海道】 株式會社金子鐵工所 合資會社工作機械製作所 富岡鐵工所 株式會社本間鐵工場【東北】 東北特殊鋼株式會社  
 【關東】 株式會社秋木鐵機製作所 桐生機械株式會社 株式會社小島鐵工場 株式會社飯島鐵工所 株式會社清水機械製作所  
 角田研磨機製作所【東京】 合資會社青木鐵工所 淺野重工業株式會社 合資會社朝比奈鐵工舍 合資會社アジヤ機械製作所 淡  
 路鐵工所 株式會社飯島鐵工所 合名會社飯田製作所 株式會社井口鐵工所 株式會社池貝鐵工所 石井精密工業株式會社 株  
 式會社石井鐵工所 株式會社石橋機械工具製作所 井手工作機械製造株式會社 株式會社伊藤製作所 伊藤特殊機械製作所株式  
 會社 今泉精機製作所 株式會社猪瀬挾範製作所 岩佐鐵工所 合資會社宇都宮工具製作所 合名會社宇都宮製作所 株式會社  
 ウロコ製作所 株式會社在原製作所 株式會社大岡製作所 株式會社大垣鐵工所 株式會社大島製作所 オオキ工業所 太田鐵  
 工所 太田フリス盤製作所 株式會社太田鐵工所 株式會社岡崎機械製作所 株式會社岡村機械製作所 株式會社岡本工作機  
 械製作所 合名會社小川鐵工所 株式會社尾崎製作所 合資會社小高製作所 小原鐵工所 株式會社唐津鐵工所 株式會社河上  
 機械製作所 株式會社河端工機製作所 カンノ鐵工所 汽車製造株式會社 北上機械製作所 株式會社北島製作所 合資會社北  
 村製作所 合名會社共和研磨機製作所 株式會社久保長機械製作所 栗田製作所 合資會社黒田挾範製作所 株式會社國產機械  
 製作所 國產精機株式會社 國產工具株式會社 株式會社國盛製作所 國分鐵工所 株式會社小松製作所 株式會社小柳工作機  
 械製作所 後藤機械工具株式會社 株式會社齋藤スキストドリル製作所 佐賀製作所 櫻金屬工業株式會社 株式會社三正製作  
 所 品川精機株式會社 篠原機械株式會社 株式會社昭和機工社 合資會社昭和精機製作所 株式會社昌和製作所 芝浦工作機  
 械株式會社 芝浦マツダ工業株式會社特殊合金工具製作所 株式會社島本鐵工所 清水鐵工所 株式會社新保製作所 鈴木製作

所 精機製造株式會社 株式會社精研機製作所 關鐵工場 株式會社園池製作所 大華工具株式會社 大日本時計株式會社 大日本兵器株式會社 高橋機械製作所 株式會社高橋鐵工所 高畑製作所 株式會社ダット工場 瀧澤製作所 株式會社田野井製作所 玉川鐵工所 中馬鐵工所 株式會社千葉製作所 塚本商事株式會社 株式會社津上安宅製作所 合名會社都築鐵工所 株式會社土田製機所 土屋工機製作所 鶴卷時計店英工舎 株式會社寺島機械製作所 株式會社東亞鐵工所 東華製作所 東光電氣株式會社 株式會社東京機械製作所 株式會社東京衡機製造所 東京工具製作所 東京工作機製造株式會社 株式會社東京精機製作所 東京精密工業株式會社 株式會社東京ターレット機械製作所 株式會社東京特殊工機株式會社 東京ベアリング製作所 東洋機械株式會社 東洋機械工業株式會社 東洋精機株式會社 動力研究所 株式會社難波鐵工所 長島製作所 株式會社中里精機製作所 株式會社中村機具製作所 株式會社新潟鐵工所 日獨機械製作所 日産金屬工業所 日本光學工業株式會社 日本高周波重工業株式會社 日本精工株式會社 日本特殊機械製作所 日本特殊鋼株式會社 日本ベアリング製造株式會社 株式會社布川製作所 株式會社野本鐵工所 長谷川機械製作所 株式會社濱田精機鐵工所 株式會社濱井機械器具製作所 株式會社林機製作所 合資會社原精機製作所 株式會社日立製作所 合資會社檜山精機工作所 株式會社北辰電機製作所 株式會社堀機械製作所 合名會社堀製作所 合資會社本間工作所 株式會社前田工作所 牧野商店製作部 株式會社ミカモ製作所 株式會社三喜本鐵工所 ミクロ製作所 三井工作機株式會社 株式會社三豐製作所 合名會社御法川工場 三菱鋼業株式會社 三菱電機株式會社 森田機械製作所 山口精機株式會社 株式會社山越工場 山崎工作機械製作所 株式會社山武商會大森製作所 株式會社彌滿和製作所 株式會社吉池機械製作所 株式會社吉川製作所 理研工業株式會社 理研電機製造株式會社 株式會社祿々商店 合資會社輪運機械製作所 石川工作機械製作所 【神奈川】 株式會社小川鐵工所 鋼板工業株式會社 興國精機株式會社 合資會社東京螺子製作所 中西製作所 株式會社林鐵工所 日立工作機株式會社 株式會社保土ヶ谷製作所 株式會社丸子製作所 橫濱機械工業株式會社 【北陸】 遠藤工業株式會社 小野鐵工所 須藤鐵工所 合名會社西川商店鐵工部 日本重工業株式會社 旭精機工業株式會社 不二越鋼材工業株式會社 株式會社本江機械製作所 株式會社津田製作所 株式會社各務原精機製作所株式會社 岐阜工作機製造所 【中部】 合名會社相川鑄造鐵工所 株式會社井出鐵工所 石田鐵工所 遠州機械株式會社

合資會社加藤鐵工所 合資會社三協機械製作所 篠原鐵工所 清水鐵工所 株式會社城北製作所 株式會社靜岡鐵工所 住吉鐵工所 合資會社須山製作所 鈴繁鐵工所 株式會社東洋機械製作所 日進機械製作所 濱名機械株式會社 株式會社富士製作所 株式會社マルクニ鐵工所 山下鐵工所 【名古屋】 愛知工機株式會社 伊藤鐵工株式會社 伊藤工場 株式會社榎村鐵工所 株式會社大隈鐵工所 岡本工業株式會社 奥村機器製作所 加藤工業合名會社 合名會社加藤鐵工所 昭和工機株式會社 鈴木製作所 武豐鐵工所 合資會社田中增鐵工所 株式會社大同機械製作所 豐國機械工業株式會社 豐橋精機株式會社 豐田工機株式會社 同生工業株式會社 中村機械製作所 株式會社鳴海精機製作所 株式會社永田鐵工所 株式會社名古屋螺子製作所 半田重工業所 平岩鐵工所 株式會社平野製作所 株式會社藤田鐵工所 豐和重業株式會社 松川鐵工所 三田高級機械製作所 合資會社山田鐵工所 ウシノ製機株式會社 【三重】 合名會社菊川鐵工所 東洋工業株式會社 【京都】 合名會社櫻藤鐵工所 京都工作機械株式會社 株式會社島津製作所 株式會社森田製作所 【大阪】 旭精工株式會社 足立鐵工所 安積製作所 株式會社天辻鋼球製作所 合資會社石井機械製作所 株式會社井上鐵工所 株式會社井上鐵工所 株式會社惠美須屋鐵工所 株式會社圓札鐵工所 株式會社大阪機械製作所 株式會社大阪機械鐵工所 大阪機工株式會社 株式會社大阪工作所 大阪重工業株式會社 大阪精機湯本鐵工所 大阪製鎖造機株式會社 株式會社大阪精密工業所 大阪電氣株式會社 大阪ビストンリング製作所 株式會社大阪若山鐵工所 合名會社大谷鐵工所 株式會社大塚鐵工所 合名會社大西鐵工所 合名會社尾形鐵工所 合名會社尾谷機械製作所 春日機械工作所 合資會社片江製作所 川西航空機株式會社 株式會社國友鐵工所 株式會社久保田鐵工所 興亞機械工業株式會社 光洋鋼機株式會社 光洋精工株式會社 金剛ベアリング株式會社 澤田製作所 株式會社昌運工作所 株式會社十三ドリル工具製作所 昭和金屬工業株式會社 昭和工機株式會社 株式會社昭和精機製造所 合資會社昭和商會機械製作所 株式會社新興機械製作所 新堂製作所 住友電氣工業株式會社 石産精工株式會社 攝津製作所 大鋼機械製作所 株式會社高木鑄工所 合名會社瀧澤鐵工所 株式會社竹内鐵工所 太嶋製作所 合名會社田中鐵工所 谷村機械工作所 株式會社田部鐵工所 堤製機所 合名會社坪佐鐵工所 株式會社坪田鐵工所 合名會社出來鐵工所 電熔鋼業株式會社 株式會社東亞精機製作所 東洋重工業株式會社 東洋ベアリング製造株式會社 中川機械株式會社 中島機械株式會社 中西軸受金屬株式會社 西林機械

製作所 西林ベアリング製作所 株式會社西村機械工作所 合資會社西村兄弟鐵工所 合名會社西森鐵工所 日完工作所 仁田製作所 株式會社日東機械工作所 日東研磨機械製作株式會社 日本工業株式會社 株式會社日本工具製作所 日本ビストン精機株式會社 延原製作所 株式會社野村製作所 株式會社長谷川鐵工所 波多野精機株式會社 林寛機械株式會社 原田金屬工業株式會社 株式會社日比鐵工所 合資會社廣瀬鐵工所 福井鐵工所 株式會社福原商店豐中機械工場 富士タツ製作所 富士田鐵工所 富士鐵工所 富士通安輪具株式會社 本城鐵工所 前川製作所 前田機械工業株式會社 眞木清機械製作所 牧田金屬製工所 株式會社増田機械製作所 増田鐵工所 松下金屬株式會社 株式會社松本鑄造鐵工所 箕浦重工業株式會社 山喜精機株式會社 吉川機械製作所 吉川製作所 合資會社吉田鐵工所 吉松機械製作所 株式會社澁川機械製作所 株式會社米田製作所 米田製作所 米田鐵工所 【兵庫】 株式會社川西機械製作所 株式會社木下鐵工所 甲南鋼材工具製作所 株式會社神戸製鋼所 大念寺鐵工所 合名會社高橋鐵工所 帝國精密工業株式會社 東亞金屬工業株式會社 東方精機製作所 東和機械工業株式會社 株式會社内外精機製作所 日本エアブレーキ株式會社 日本研磨機工作所 日本發動機株式會社 【關西】 株式會社大和鐵工所 岩橋鐵工所 柴山鐵工所 和歌山鐵工株式會社 【中國】 東洋工業株式會社 日本精機株式會社 守安ドリル製作所 大同鐵工所 中島田鐵工所

自轉車統制會

【愛知】 トヨタ自動車工業株式會社 【神奈川】 日産自動車株式會社 【神戸】 川崎車輛株式會社 【東京】 ゴーゼル自動車工業株式會社 日本内燃機株式會社 車輪工業株式會社

車輛統制會

警城炭礦株式會社 合名會社石原鐵工所 株式會社岩崎レール商會 株式會社岩手鐵工所 今泉工作所 發動機製造株式會社 株式會社橋本鐵工所 株式會社日中工場 株式會社新潟鐵工所 日本車輛製造株式會社 日本輸送機株式會社 日本鐵道自動車工業株式會社 日本エアブレーキ株式會社 日本機械車輛工業株式會社 日本鑄鋼株式會社 日本信號株式會社 日本牽引車製造株式會社 株式會社日本製鋼所 株式會社日本鑄鋼所 東京芝浦電氣株式會社 東京機器工業株式會社 株式會社東京鐵道

機械製作所 東洋電機製造株式會社 東邦製鋼株式會社 合資會社岡部鐵工所 大阪電氣鑄鋼株式會社 株式會社大阪鐵工所 合名會社大野製作所 株式會社大館製作所 株式會社太田鐵工所 合資會社渡邊製作所 若松車輛株式會社 株式會社若津鐵工所 川崎重工業株式會社 川崎車輛株式會社 株式會社關西鑄鐵所 株式會社加藤製作所 加藤鐵工所 金井工業株式會社 株式會社兼重鑄鋼所 横山工業株式會社 吉年可鍛鑄鐵鑄造所 株式會社横河橋梁製作所 株式會社吉原鐵工所 田中車輛株式會社 高田鐵工株式會社 大同製鋼株式會社 大同信號株式會社 合名會社月島電機工作所 中山機械株式會社 株式會社中井鐵道機械製作所 株式會社中田製作所 株式會社中島製作所 株式會社永田製作所 株式會社宇部鐵工所 株式會社楠木機械製作所 合資會社黒岩鐵工所 株式會社山本工場 株式會社京三製作所 株式會社神戸鐵鋼所 株式會社小松製作所 株式會社小糸製作所 株式會社工進精工所 株式會社幸袋工作所 近藤鐵工所 帝國車輛工業株式會社 株式會社帝國電機製作所 合名會社渥美鐵工所 安全電機工業株式會社 合名會社三藤電機工場 櫻井製鋼所 酒井工作所 合資會社三工社 汽車製造株式會社 水南車輛製造株式會社 株式會社岸鐵工所 株式會社北中製作所 株式會社夕張製作所 三菱重工業株式會社 三菱電機株式會社 三菱鋼材株式會社 宮原機械株式會社 合資會社峰製作所 株式會社日立製作所 株式會社肥後機械製作所 株式會社本江機械製作所 株式會社本江機械製作所 住友金屬工業株式會社 鈴木合金製作所

第三編

電氣機械統制會

## 第一章 電氣機械工業の發達

大東亞戰爭の完遂に依る、大東亞共榮圈の建設に當り、生産力擴充増強が、絶對的命題となつてゐる現下の實情に於て各種重要産業の原動力であり、基礎産業を意味する電氣機械製造工業の、生産力擴充増強は緊急且最も重要な國策の一つであらねばならない。

重要産業團體に依る電氣機械統制會は、昭和十七年一月十二日、電氣機械工業の綜合的計畫運営に依る生産擴充の具體的遂行たる使命を擔つて創立を見て、四月一日より本格的事業開始を見るに至つたが、電氣機械統制會の積極的運営に依る電氣機械工業の發達育成は、今後に於て頗る注目さるゝこととなつたのである。

我が國に於ける電氣機械の製造は、安永五年平賀源内がエレキテルを作つたのを以て嚆矢とする。明治六年に、時の工部省が電信寮に製機科を置いたが之が我が國最初の官設電機工場であつた。

田中久重氏が明治六年麻布今井町に田中工場を創設したのが、我國民間電機工場の草創である。二代目田中久重氏は田中製作所を芝浦に設け、水雷・通信機、發電機、汽機、汽罐等の製造を行つてゐたが、明治二十六年、之を三井家に譲り、芝浦製作所となつた。現在の東京芝浦電氣株式會社の前身である。

明治十七年には、藤岡市助博士の設計に依る弧光用小型直流發電機が、三吉正一氏の三吉工場で製作されてをり、明治三十年には、三吉氏の助手であつた重宗芳水氏が、獨立して築地に明電舎を興した。現在の明電舎の前身である。

明治二十八年奥村電機商會が大阪に創立され、石川島造船所も明治二十九年電氣機械の製造を始めるに至つた。三菱造船所が長崎に於て電氣機械製造を始めたのが明治三十年であり、神戸に於て同じく電氣機械の製作を始めた

のは明治三十八年である。これが大正十年、三菱電機株式会社となつた。

日立鑛山の機械修理工場であつた日立製作所が鑛山と分離し、助川に工場を置き電氣機械の製作を開始したのが明治四十二年。現社長小平浪平氏の提言に依つたものである。

大正三年に小穴製作所、川崎造船所電機部、大正六年には安川電機製作所、大正七年に東洋電機製造株式会社、大正十二年には古河とドイツのジーメンズの提携に依る富士電機製造株式会社が、夫々設立を見た。

かくして我が發送電事業の急速なる進歩と相俟つて、昭和年代に入り、電氣機械工業は、技術、能力共に長足の進歩を遂げて、現在では獨米と比肩し得るまでに至つたのである。

## 第二章 電氣機械工業の再編過程

支那事變發生以後の急速なる情勢の轉回は、日本の高度國防國家體制確立の急務なることを要請するに至り、重要物資の生産力増強態勢は加速度的に電氣機械の重要性を増加せしめた。と同時に電氣機械工業の新たな生産機構の確立をも要請されるに至つたことは前篇に述べた通りである。

即ち、資材の窮屈化は、政府指定のもとに日本電氣機器工業組合（昭和十三年九月三十日認可）、日本電氣通信機製造工業組合（昭和十三年十月六日認可）、日本電氣計測器製造工業組合（一四年九月二十六日認可）等を設立するに至り、機械工聯及び日工聯を通じて、資材の配給受註に關する統制を受けることとなつた。

また之等主要電氣機械メーカーの協力的役割を爲さしむる目的を以て、道府縣工聯の改組（第二篇參照）に依り、一府縣を單位とする、新業種別組合及び工聯の設立を見るに至つた。

### (一) 電氣機器關係

一、日本電氣機器工業組合（機械工聯、地區、内地一圓）

理事長 服部 勝雄、組員 十二名

富士電機製造株式会社、株式会社日立製作所、株式会社神戸製鋼所、株式会社明電舎、三菱電機株式会社、株式会社小穴製作所、大阪變壓器株式会社、東京芝浦電氣株式会社、株式會社高島製作所、東洋電機製造株式会社、株式會社安川電機製作所

一、全國電氣機器工業組合聯合會（新業種別工聯）

理事長 中島勝五郎、所屬組合 八

東京第一電機器工業組合（組員九一）

神奈川縣第一電機器製造工業組合（組員一九）

愛知縣第一電氣機器製造工業組合（組員八）

京都府第一電氣機器工業組合（組員一五）

大阪第一電氣機器工業組合（組員六一）

兵庫縣電機工業組合（組員六）

佐賀縣電氣機器製造工業組合（組員 四）

福岡縣電氣機器工業組合（組員 一三）

#### 電氣機器取扱品目

タービン發電機（タービン不含）エヤークララー、フィルター、タンク、風導等ノ附屬品共、交流發電機（同上）交流電動機、電動機として必要な附帶装置を含む調相機、電動發電機、周波數變換機、直流發電機、直流電動機、回轉變流機、變換機、水銀



弧光整流器、其の他諸整流器、變壓器、變成器、誘導線輪リアクトル、絶縁試験装置、高電壓装置、油清淨装置、誘導電壓調整器、保安装置（避雷器）、靜電蓄電器、配電盤、配電函、開閉器、開閉器函遮斷器、制御装置、電氣信號装置、電氣制動装置、自動制御装置、自動電壓調整器、配電盤用電氣計器（配電盤、配電函又は制御装置等に附屬して供給する單獨のものは除外のこと）、繼電器、電氣機關車用電氣運搬車用電氣品、電車用電氣機械器具、自動車用及航空機用電氣装置（電氣點火用品を含む）、電氣動力計、電磁石、電磁分離機、電動揚貨及電動ホイスト（一體として構成せらるる機械部分を含む）、電動鑿船装置（右同）、電動揚船機（右同）、電動操舵装置（一體として構成せらるる機械部分を含む）、電氣爐用電氣用品、電氣熔接装置、電氣收塵装置用電氣品、電氣冷凍器（禁止品を除く）、「一體として構成せらるる機械部分を含む」、電熱器（禁止品を除く）、電動昇降機用及エスカレーター用電氣品（禁止品を除く）、電氣扇（禁止品を除く）、電動送風機（一體として構成せらるる機械部分を含む）、電動壓縮機（右同）、電動ポンプ（右同）、電動工具（右同）、モーターサイレン（右同）、コイルカッター（右同）、配電器具、電氣醫療器

### (二) 通信機器關係

#### 一、日本電氣通信機器製造工業組合（機械工聯）

理事長 佐鳥 仁 佐、組員 一二名

日本電氣株式會社、富士通信機器製造株式會社、沖電氣株式會社、東京電氣無線株式會社、日立製作所、日本通信工業株式會社、安立電氣株式會社、東洋通信機器株式會社、日本無線電信電話株式會社、東京無線電機株式會社

#### 一、全國通信機工業組合聯合會

理事長 平坂 英 則、組合 三

#### 東京第一電氣通信機器工業組合（組員三二）

### 電氣通信機取扱品目

#### 一、有線部門

電話機（自動式共電式、磁石式、其の他特殊電話機並に裝置、交換機（自動式、共電式、磁石式、其の他特殊交換機並に裝置）有線電信機並に裝置、通信用測定器、右部分品並に附屬品

#### 二、無線部門

無線電信機並に裝置、無線電話機並に裝置、無線電信電話機並に裝置、放送機並に裝置、增幅器、其の他無線電氣通信機器並に裝置、通信用測定器、右部分品並に附屬品

#### 三、搬送部門

搬送電信裝置、搬送電話裝置、電信中繼裝置、電話中繼裝置、其の他高周波傳送裝置、通信用測定器、右部分品並に附屬品

### (三) 電氣計測器關係

理事長 尾形 祐 壽、組員二〇

#### 一、日本電氣計測器製造工業組合（機械工聯）

### 電氣計測器取扱品目

#### 一、電氣計器

#### (一) 指示計器

配電盤用携帶用並に標準用 電流計

電壓計（真空管電壓計も含む）

電力計（綜合負荷電力計も含む）

力率計

配電盤用携帯用並に標準用インピーダンス計(オーム計等を含む)

周波計

(二) 分流器並に倍率器

(三) 記録計 配電盤並に携帯用 電流計

電圧計

電力計

力率計

周波計

周波計

周波計

周波計

(四) 回路試験器(電圧、電流、抵抗、容量各種組合せ測定器)、セツトテスター、サーキットテスター、(五) 檢漏器(六) 檢壓器(七) 同期檢定器(八) 檢相器(九) 遠隔電氣計器(十) 計器用變成器(十一) 内磁表示器(十二) 殘留磁氣波高電流計

二、測定器

(一) 絶縁抵抗器(二) 絶縁及導體抵抗試験器(三) 接地抵抗測定器(四) 大地抵抗測定器(五) 反照檢流計(六) 萬能分流器(七) 磁束計(八) 標準抵抗器、標準電池(九) 抵抗器(栓型、ダイヤル型、端子型並に摺動型を含む)

(十) ブリッチ類(ホキートストンブリッチ、ダブルブリッチ、インピーダンスブリッチ、コイルラウシユブリッチ、フリケス

ブリッチ、組試験器(十一) 電波計十二電位差計(十三) 波形分析計(十四) 陰極線オツシログラフ(十五) 電磁

オツシログラフ(十六) 蓄電器、標準マイカ蓄電器、可變空氣蓄電器、固定空氣蓄電器(十七) 誘導器、自己誘導器、相互

誘導器(十八) 眞空管試驗測定器(十九) 電氣式壓力計、測定裝置(十九) マグネットベル(二十) ボンドテスター

(二十一) 地電流計(二十二) サイクルカウンタ及時間計(二十三) 炭素刷子試驗器(二十四) 電氣式高速度寫眞機

(二十五) 擬似ケーブル及擬似線(二十六) 發振器(二十七) 增幅器(二十八) 減衰器(二十九) 濾波器(三十) 測

定裝置用電源整流器(三十一) 通信用特殊測定器、通信能率測定器、雜音測定器、裝荷試驗器、繼電器試驗器、不平衡容量測

定器ミリセコンドメーター、漏話測定器、電磁結合測定器(三十二) 計器試驗器(三十三) 火花間隙裝置(三十四) 變成

器試驗裝置(三十五) 電氣磁氣材料試驗裝置(ヒステリングラフ(三十六) 電氣式測定裝置

三、工業用計器

(一) 抵抗溫度計(二) 熱電高溫計(三) 電位差計式高溫計(四) 光高溫計(五) 輻射高溫計(六) 溫度檢定裝置

(七) 熱量計(八) 膨脹式、溫度、壓力調節計(九) 環狀天秤式流量計(十) V字管式流量計(十一) 液面計(十二)

通風計(十三) 炭酸ガス計(十四) 水素ガス計(十五) 酸素ガス計(十六) 其の他のガス分析計(十七) 水位計

(十八) 液體濃度計(十九) 檢鹽計(二十) イオン計(二十一) 電氣溫度計(二十二) 磁氣探傷計(二十三) 電氣回

轉計及試驗裝置(二十四) 回轉數測定裝置(二十五) 電氣式壓力計及眞空計(二十六) 光度計(二十七) 擴動計(二

十八) 透過度計(二十九) 輻射計(三十) 調節及記録裝置(以上各種計器に對する)(三十一) 附屬品(以上各種計器に

對する)(三十二) 計器盤(三十三) 汽罐自動燃燒裝置(三十四) ガス自動混合裝置(三十五) 電氣式測深儀裝置(三

十六) 電氣式轉輪羅針儀(三十七) 電氣式氣象觀測用裝置(電氣式風速、風向計を含む)

註 露出計、照度計、輝度計(日射計は透過度計を含む)

四、積算電氣計器

交流積算電力計、直流積算電氣計器、計器用變成器、分流器並に倍率器

以上の外、東京、名古屋、兵庫等の府縣工聯傘下組合に電氣機械工業を営む組合を見出すことが出来る。

電氣機械工業に關する統制機構は、以上の如く機械工聯、新業種別工聯を主體として、資材に關する、受註に關する、販賣に關する、

統制を強化して來たが、電氣機械主流メーカーを抱括する機械工聯所屬組合のうち、日本電氣機器工業組合に就いて、電氣機械統制

の具體的運営に就き述べて見ることにする。

第二章 電氣機械工業の再編過程

一三三

統制の第一目標は軍需の供給確保にある性質上、軍納入の電氣機器は組合の受注査定外である。又官廳用品も組合扱外とし、之は商工省と關係官廳の連絡に依つて組合に指示を與へ、指示に従はしめるのである。これら範圍内の統制を行ふために、組合は理事會を最高統制機關として、その下に統制委員會、機器委員會、材料委員會、材料特別委員會、材料審査委員會、原價研究委員會、價格審査委員會を置いてゐる。

【理事會】理事會は組合最高の審議機關で、役員を以て組織し、事業遂行上の重要問題を審議する機關である。  
【統制委員會】本組合は獨り材料の配給統制を行ふのみならず、限られたる資材を最も有効適切なる方面に振向けするため、先づ自治的に機器の供給を其の重要度に應じ取捨の上制限する事を大きな目的の一つとして居る。

統制委員會は理事會の諮問に應じ、これ等統制に關する大綱を審議し、これを理事會に答申する機關である。  
統制委員會は組合員中より選任された者十二名、及び學識經驗ある者二名より成る。

【機器委員會】統制委員會で審議せられ、理事會で決議せられた統制要綱に基いて、組合員から提出せられた査定票内容により機器を審議査定し、その供給の可否を理事會に答申する機關である。

組合員は各自受けた註文品を總て一先づ假契約とし、組合の査定を受ける爲め、需要家の註文品調査票により細大洩さず査定票に記入の上、組合に提出する。組合ではこれを整理の上査定用紙を作製して、これを委員會に諮る。委員會は其の内容を審議し、統制要綱に據つて受註の可否を決定する。この査定を通過したものは直ちに組合員に報告せられ、正式賣買契約を結ぶ段取りとなるのである。

組合に於て上述の如き仕組みで取扱ふ査定件数は頗る多數にて、而も其の處理は最も敏捷正確を尊ぶを以て、査定は毎日行ひ、その取扱ふ機器の種別によつてこれを三部に分けて居る。

即ち一部は主として標準電動機、三部は主として商品、二部は一、三部以外の特種品及び大型機器に區別されて居る。

【原價研究委員會】原價研究委員會は原價計算方式の劃一を期し、進んで標準原價を算定するを以て目的とし設けたものである。  
【價格審査委員會】價格審査委員會は前項記載の原價研究委員會で制定せられた標準により、價格の適否を審査是正する機關である。

【材料委員會】組合員の申請にかゝる鋼鐵鋼等の需要量を調査し割當量案を決定し、之を理事會に答申する機關で、前述機器委員會に於ける審議の結果受註許可となつた機器につき、各組合員に於て電氣機器用所要材料答申書を作製し、これを組合に提

出し、組合に於てはこれを材料部にて保管し、所要材料の數量を期別に整理集計して所要材料を申請する。鐵鋼は三ヶ月毎、銅は毎月申請する。

【材料特別委員會】材料特別委員會は機器所要材料の標準量を制定し、別項記載の材料審査委員會にて審査に必要なる尺度を定め、所要量の統一を計るを目的とする機關である。

【材料審査委員會】材料審査委員會は組合員より申請にかゝる機器所要材料の適否を審査する機關である。

機器所要材料の量は構造、性能等により區々たるは免れないが、組合に於ては出來得る限り申告量の適正を期する爲め、一々これを審査することゝして居る。

【技術委員會】技術委員會は材料不足に起因する機器配給難を、技術的に緩和するの目的を以て設立せられ、各種技術的解決策を考究し、これを理事會に答申する機關であつて、日本電機製造協會(舊八日會)、日本電氣工藝委員會、電氣協會その他と協力して技術的研究を進めて居る。

統制品目

統制委員會に於て左記品目を本組合の取扱品目として決定された。勿論左の諸機械、諸裝置に附屬する機器或は部分品等一式を含むことは云ふ迄もないが、煩雜になるからこれ等は一々列挙しない。

- (1) タービン發電機(タービンを含まず)、エアークーラー、フィルター、タンク風導等の附屬品を含む
- (2) 交流發電機(同上)
- (3) 交流電動機(電動機として必要な附帶裝置を含む)
- (4) 調相機
- (5) 電動發電機
- (6) 周波數變換機
- (7) 直流發電機
- (8) 直流電動機
- (9) 回轉變流機、變換機
- (10) 水銀弧光整流器、其他諸整流器
- (11) 變壓器、變成器
- (12) 誘導線輪、リアクトル
- (13) 絶縁試驗裝置(附屬品)
- (14) 高電壓裝置
- (15) 油清淨裝置
- (16) 誘導電壓調整器
- (17) 保安裝置
- (18) 靜電蓄電器
- (19) 配電盤、配電函
- (20) 開閉器、開閉器函、遮斷器
- (21) 制御裝置
- (22) 電氣信號裝置
- (23) 電氣制動裝置
- (24) 自動制御裝置
- (25) 配電盤用電氣計器(單獨のものを除く)
- (26) 自動電壓調整器
- (27) 繼電器
- (28) 電氣機關車及電氣運搬車用電氣品
- (29) 電車用電氣機械器具
- (30) 自動車用及航空機用電氣裝置
- (31) 電氣動力計
- (32) 電磁石、電磁分離機
- (33) 電動揚貨機

- 及電動ホイス ト (34) 電動緊船裝置 (35) 電動揚船機 (36) 電動操舵裝置 (37) 電氣爐用電氣品 (38) 電氣熔接裝置 (39) 電氣收塵器用電氣品 (40) 電氣冷凍器(禁止品を除く) (41) 電熱器(禁止品を除く) (42) 電動昇降機用及エスカレーター用電氣品(禁止品を除く) (43) 電氣扇(禁止品を除く) (44) 電動送風機 (45) 電動ポンプ (46) 電動壓縮機 (47) 電動工具 (48) モーターサイレン (49) コールカタター

查 定 範 圍

查定範圍は左の通りである。

- (1) 軍——軍に納入する機器は直接間接たるを問はず、軍需品であつて查定外である。
- (2) 官廳——官廳向品の配給統制は、商工省に於て直接關係省と連絡を取つて行はるる爲め組合にては其の内容を審議し商工省の指示を俟つて查定する事になつてゐるが、昭和十五年七月十七日附で之にも後述の發註承認制度を適用する旨商工省機械局長より通達された。
- (3) 滿洲國、關東州、北支、中支、南支及び蒙疆——即ち滿、關、支は完全な發註統制になつてゐて、各關係當局即ち滿洲國は産業部、關東州は關東局、支那は興亞院の發註許可證のあるものでなければ受註できないことになる。
- (4) 内地及び外地(朝鮮、臺灣、樺太、南洋)の一般民需——組合にて審議の上查定する。その中軍需品製造用、輸出品及び商工省機械局の發註承認書添附されたものは優先的である。その他のものに就いては、臨時資金調整法に基く事業資金調整標準(昭和十四年四月改正)に準據される。

發 註 承 認 制 度

發註承認制度は昭和十四年七月以降實施されたものである。計畫産業用機器に對しては資材の數量を擴充品目別に特定し、一般的用途に流用を禁じて、其の供給を確保せんとする物資動員計畫の趣旨を達成するため、此の制度を實施するので計畫産業の事業者が所要機器を發註しやうとする場合には、商工省機械局で、其の機器の緊急性に應じて、發註承認書を其の事業者に發給し、發註承認書の添付された發註品に對する所要材料の配給は、資材配給統制機關に於て優先的に取扱はしめてゐる。

メーカーは材料確保の爲め需要家を通して此發註承認書を取りつける事は重要な問題である。

調 査 事 項

註文品調査票に需要家の書込む事項は次の如くである。

(1) 註文主(最終需要家)

註文主とは、機器を實際に据付け使用する者を云ふのである。例示すれば

イ 某特約店—A機械製造所—B鑛山會社

某代理店—A電燈會社—B農 家

註文主との間に、販賣店又は機械製造業者が介在しても、これ等は此處で云ふ註文主ではなく、註文主は最終需要家で何れもBである。

(2) 使 用 場 所

前項の註文主(最終需要家)が、機器を實際に据付け使用する場所を云ふのである。

例へば某鑛業會社が數ヶ所の事業所を有する場合は、某鑛山會社の本社住所を指すのではなくて、實際に使用する〇〇炭礦を指すのである。

(3) 部 門、業 別、細 目 別、類 別

イ 内地向機器は臨時資金調整令の標準による。

ロ 滿洲國(關東州を含む)向品は滿洲國臨時資金統制令の標準による。

ハ 北・中・南支向品は當分の間滿洲國に準ず。

(4) 用 途

購入せらるゝ機器の使用目的を云ふのである。

例へば

イ モートルの場合は相手方の機械名を云ふのである。ポンプ用の場合は排水、給水等の用途を示すこと、主軸運轉用の場合は驅動せられる主なる機械名を示すこと。

ロ 機械自體で使用出来るもの（電動工具、ホイスト、熔接機等）はその用途を示すこと。

(5) 購入目的

イ 新設——新規の企業、又は獨立施設の新設であつて、會社が新しく生れる場合は勿論或る會社工場が現在の施設以外の新企業の施設を爲す場合、又は電燈電力會社が新に發電所又は變電所を新設した場合の如きものである。

ロ 擴張——既設事業の擴張、追加施設の如き場合である。但し既設事業でも、その擴張する事業が全然異なる場合、例へば電氣機械工場が工作機工場を新に施設するが如きは新設と認めらる。

ハ 保守——現存する生産設備は如何なる事業でも、現状の儘に維持する事は認められて居る。従つてこれが修理又は破損、燒損、腐蝕等の爲の取替は保守と認める。

ニ 改良——國策上より見て材料の消費節約又は能率増進に資するが如き場合を云ふのである。

(6) 特殊事情

左記に對しては配給を特別に考慮する。

イ 軍需品製造用——兵器及び其他の軍需品製造用機器を云ふ。この場合は所要機器の品名數量を記入し、軍需品製造上必要なる旨、軍の證明書を添附すれば充足材料として、優先的に配給せられる。

ロ 輸出品製造用——輸出品製造用に供するものは別項記載の證明を要す。

ハ 生産擴充用

ニ 代用品製造用——當局の認定したるものに限る。この場合は代用品（新製品）の部門、業別、細目別及び類別を示すこと尙ほ別項記載の證明書を要す。

ホ 轉業對策用——當局の認定したるものに限る。この場合は別項記載の證明を要す。

ヘ 保守——其の事情を調査具申し、取替舊品の製造所名並びに番號を詳記のこと。

ト 改良——其の理由詳記のこと。

(7) 證明を要するもの

證明を要するもの

證明書

兵器及部分品製造業

軍（充足）（陸海軍本省、發註官廳又は管理若しくは監督官）

航空機及部分品製造業

但し地方長官の幹施によるもの限り地方長官（府縣經濟部長又は商工課長）  
軍（陸海軍本省、發註官廳又は管理若しくは監督官）

自動車部分品製造業

航空機製造事業法による許可會社

土木請負業——雜業

親會社（周知なるものに限る）  
工事依頼者

兵器以外の軍需品製造用

軍（陸海軍本省、發註官廳又は管理若しくは監督官）（充足）

代用品製造用

地方長官（府縣經濟部長商工課長を含む）代用品協會

轉業對策用

地方長官（府縣經濟部長商工課長を含む）

輸出品製造用

地方長官（府縣經濟部長、商工課長を含む）

火災、水災、盜難

官公署

保守、改良

地方長官又は電氣供給業者

### 第三章 統制會の設立

昭和十五年十二月八日經濟新體制確立要綱が決定を見て、高度國防國家建設に伴ふ、國防經濟の具體的構想が、重要産業の機構再編に依る統制會の設立にあることが明確にされるや、電氣機械を含む機械工業統制會の設立が、鐵鋼統制會に引續き機運の醸成を見るに至り、機械統制會の具體的構成を續け種々の論議検討が官民間に於て重ねられるに至つた。

大統制會案あり、業種別統制會案あり、綜合統制會案ありで、(第二篇参照)結局決定したかに見えた、原動機、生産機械、車輛、電氣機械、電氣通信機、精密機械、工作機械の七部門別統制會案が、再び修正され、電氣機械、精密機械、車輛、自動車、産業機械の五箇統制會に落着を見た閣令指定直前まで、官廳間の所管問題も介在、機械統制會の設立は紛糾を續けたが、就中、電氣機械統制會の構成を續つて最後迄、その検討が重ねられたことは注目されていゝものであらう。

この間、日本電氣機器工組、日本電氣通信機工組及び日本電氣計測器工組では夫々、單獨部門統制會設立を當局宛陳情建議するところあつた。

以上の三工組の獨立部門統制會設置運動が、結果的に現在の電氣機械統制會を設立せしめたものと云つて、云へないこともないが、尙、電氣通信機の所管問題を續り、商工・逓信兩省の對立を激化せしめて一時は統制會設立が停滯状態を示したことは、現在に於ける電氣機械統制會の運営と性格を決定的ならしめた事柄とも云へるのである。

九月一日、重要産業團體令、同施行規則の公布を見て、十月三十日閣令指定を以て、通信機、計測器、電池、發電用蒸氣罐、タービンボイラー及び水車、電氣機器を含む電氣機械部門に對する統制會設立が指定されるに至つた。會

員二百四十五。(現在數二百四十三)

通信機に於ける所管問題は、十月十四日閣議申合せ(第二篇参照)に依り遂に共管事項として決定を見るに至つたものである。

十一月二十九日商工省告示を以て電氣機械統制會の設立命令が發せられ、會長選衡委員及び設立準備委員が任命を見た。

これより先、二十六日に示された統制會組織要綱並に、選衡委員準備委員の氏名は左の通りである。かくして電氣機械統制會は十七年一月十五日迄を期限として具體的設立段階に入つた譯である。

#### 資料二七 電氣機械統制會設立要綱

- 一、本會ハ當該機械工業ノ確立ヲ期シ以テ高度國防國家體制ヲ完備スル爲其ノ綜合的統制運營ヲ圖ルコトヲ目的トスルコト
- 二、本會ハ前項ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事項ニ付必要ナル事業ヲ行フコト
  - (一) 當該機械ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (二) 當該機械ノ配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (三) 當該機械工業用原材料ニ關スル計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (四) 當該機械工業用資金、勞務、燃料及動力ニ關スル計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
  - (五) 當該機械工業ノ體制ノ整備確立ニ關スル事項
  - (六) 當該機械工業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一、經理ノ改善ニ關スル事項
  - (七) 當該機械工業ニ關スル調査及ビ研究ニ關スル事項
  - (八) 會員ノ當該機械工業ニ關スル検査ニ關スル事項

(九) 前各號ニ掲グルモノ、外本會ハ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

- 三、本會ハ當該機械ニ關スル事業ヲ営ム者ヲ以テ組織スルコト(中略)
- 四、會長、副會長、理事長及ビ理事ハ政府ノ認可ヲ得タル場合ヲ除キ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ザルコト
- 五、本會ニ事務局ヲ置クコト、事務局ニ事務局長一名、及ビ部長若干名ヲ置クコト、事務局長ハ理事長ヲ以テ之ニ充テ理事長ナキトキハ、理事長ヲ以テ之ニ充テ理事長ナキトキハ、理事ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ事務局ヲ統轄スルコト、部長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ事務局長ノ命ヲ承ケテ事務局ノ事務ヲ分掌スルコト、事務局ニ部ヲ置クコト
- 六、本會ニ總會、常任委員會及ビ技術委員會ヲ置クコト、總會ハ通常及ビ臨時ノ二種トスルコト、通常總會ハ毎年一回開催シ臨時總會必要ト認メタルトキ隨時之ヲ開催スルコト、會長ハ總會ニ於テ別ニ定ムル事項ヲ諮リマタハ報告スベキコト
- 七、日本機械製造工業組合聯合會及ビ新業種別工業組合聯合會並ニ別ニ定ムル工業組合ハ本會ノ設立ニ伴ヒ發展的解消ヲナスベキコト

設立準備委員

- 淺野總一郎(沖電氣株式會社取締役會長) 船田要之助(汽車製造株式會社取締役會長) 島津常三郎(株式會社島津製作所取締役副社長) 寒川恒貞(株式會社電業社原動機製造所代表取締役社長) 山口喜三郎(東京芝浦電氣株式會社取締役社長) 古田俊之助(日本電氣株式會社取締役會長) 平坂英則(日本電波機械株式會社取締役社長) 小平浪平(株式會社日立製作取締役社長) 清水莊平(株式會社北辰電機製作所取締役社長) 郷古潔(三菱重工業株式會社取締役社長) 重宗雄三(株式會社明電舎取締役社長) 門野重九郎(日本無線電信電話株式會社取締役社長) 吉村萬次郎(富士電機製造株式會社代表取締役) 安川第五郎(株式會社安川電機製作所取締役社長)
- 【會長銓衡委員】 小平浪平、山口喜三郎、郷古潔、寒川恒貞、古田俊之助、吉村萬次郎

## 第四章 創立總會

指定された會員業者は二百四十五社。

構成機種は、電氣機器、電氣通信機器、電氣計測器、蓄電池及び發電用蒸氣罐、蒸氣タービン及水車の五業種。

構成組合は、機械工聯所屬、日本電氣機器製造工業組合、日本電氣通信機器製造工業組合、日本電氣計測器工業組合

日本ポンプ及水車製造工業組合、日本蒸氣罐製造工業組合、日本蒸氣タービン製造工業組合の全部又は一部。

新業種別工聯關係として全國電氣機器工業組合聯合會、全國電氣通信機器工業組合、日本蓄電池工業組合の全部又は一部。

第一回設立準備委員會十二月五日商工省會議室に開催、定款その他に就き協議打合せを遂げ、更に十二月十八日電機聯合會館に開催の第二回設立委員會に於て、その設立委員長に株式會社安川電機製作所取締役社長安川第五郎氏を選任した。依つて安川氏は統制會設立に關する一切の手續きに着手、十二月二十七日、創立總會開催に關する諸準備を完了するに至つたのである。

會長銓衡委員會は前後數回に亘る非公式會談の結果、設立委員長たる安川第五郎氏を會長推薦に決定して、創立總會開催の準備態勢を整へるに至つた。

昭和十七年一月十二日午前九時、丸の内有樂町電氣俱樂部に於て、電氣機械統制會は、茲に創立總會を終了した。議案は左の通りである。

第一號議案 定款に關する件

第四章 創立總會

第二號議案

電氣機械統制會の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法に關する件

第三號議案

初年度の收支豫算及初年度に於ける重要産業團體令第十九條の規定に依る賦課金の賦課徴收方法に關する件

尙當日の席上に於ける安川設立委員長の、統制會長設立經過報告は左の通である。

電氣機械統制會設立委員長の設立經過報告 (昭和十七年一月十二日)

昨年八月三十日勅令第八百三十一號を以て重要産業團體令を、同年九月一日勅令第十九號を以て重要産業團體令施行規則を夫々公布せられ、次いで十月三十日勅令第二十六號を以て重要産業指定規則の公布を見、同規則に於て同令を適用すべき重要産業十二種を定められました。其中に電氣機器、發電用の蒸氣機、蒸氣タービン及水車並に電氣通信機器の製造及販賣に關する事業を指定せられ、十一月二十九日商工省告示第千六百六十九號を以て其統制會の會員たる資格を有する者に百四十五の指定あり、同時に其統制會の設立命令と設立委員十四名の任命がありましたので設立委員は十二月五日商工省會議室に於て其準備委員會を開催し、更に十二月十八日電機聯合會館に於て最後の設立委員會を開催し其の設立委員長に株式會社安川電機製作所取締役社長安川第五郎を選任し、同人に電氣機械統制會設立手續に關する一切の權限を委任することに決し、引續いて創立總會に諮るべき事項を審議の上之を可決し、十二月二十七日創立總會を昭和十七年一月十二日開催すべき招集通知書を會員たる資格を有する者に二百四十五社に對し發送を了へまして、本日茲に創立總會を開催することとなりました次第で御座います。

決定せる役員氏名左の如し。

資料二八 電氣機械統制會役員

【會長】 安川第五郎 【理事長】 小林康治 【理事】 伊藤文壽、柳澤芳次郎、宮島文吾 【監事】 押田三郎、船田要之助、横河

時介 【評議員】 梶井剛 (日本電氣)、平坂英則 (日本電波)、郷古潔 (三菱重工)、細井豊高 (細井電機)、重宗雄三 (明電舎)、三好新吉 (電業社)、島津常三郎 (島津製作所)、宮崎駒吉 (三菱電機)、清水莊平 (北辰電機)、安川泰一 (安川電機)、清水與七郎 (東京電氣)、山口喜三郎 (東芝)、高尾徳三郎 (日立)、吉村萬治郎 (富士電機)、中島進治 (日本電信電話) 發會式に臨んだ會長安川第五郎氏は、就任挨拶として、大要左の如く述べた。

發會式に於ける會長挨拶

本日閣下初め關係各位の御臨席を得まして茲に芽出度吾が電氣機械統制會の創立を了へ續いて發會式を舉行致しますことは邦家の爲め洵に慶賀の至りに存する次第で御座います。

不肖曩に設立委員長に御推薦を辱うし、心密かに自己の微力非才を憂へて居りましたが、幸にして關係官廳閣下各位並びに會員各位の極めて御理解ある御支援に依りまして、辛うじて大過なく今日の盛大なる發會式の實現を見ましたことは、私の最も感謝感激に堪へない所でありまして、關係官廳閣下各位並びに會員各位に對し衷心此の席より御禮を申上ぐる次第で御座います。

然るに又、本會の設立と同時に只今揣らざる不肖私に對し商工大臣閣下より會長御任命の指令がありまして、茲に電氣機械統制會々長の重責に衝る事になりました、誠に身に餘る光榮と存する次第で御座います。

大東亞戰爭勃發以來時局の愈々緊迫せるを思ひ、産業統制の責務の重大なるを考へますと、餘りに自己の微力非才、到底その任でないことを痛感致し實に冷汗を催す次第で御座います、然し今日の場合、斯様な事を顧慮すべき時期ではなく、恰も召集令に接したると同様の氣持を持って、誠と、熱と、意氣とに燃え已を捨て、御奉公致す事こそ、私の義務であると心得まして、非才をも顧みず御命令通り謹んで此の要職を御引受した次第で御座います。

顧みまするに、我國內外の情勢は愈々重大化し、皇國は世界的課題たる世界新秩序建設の爲に、八紘一宇の大理想現に邁進しつつあるので御座います。經濟人も此の雄渾極まりなき崇高なる民族的使命に副ふことが必要でありまして、その義務は極めて



重大であります、産業界は此の國家の難局を自覺し、身命を賭するの決意を新にし、率先奮起して夫々の職分に於て自主的、積極的に國策に協力する事が必要で御座居ます。

國民經濟の總力を最高度に發揮する爲に、經濟機構を整備強化し、焦眉の急務たる生産増強を圖り、軍需及び銃後國民生活確保の爲め、全力を傾倒し、渾身の及ぶ限り努力致さねばなりません。

統制會はかゝる重大使命を課せられて生れたもので御座います。殊に當統制會は産業活動の中樞である電氣機械の統制機關でありまして、當會の運営の成績如何は國家活動の全般に甚大なる影響を與ふるので御座います。その責任の重大なるを痛感致す次第で御座います。役員一同に於きましては粉骨碎身事務局を勵まし以て重大使命に邁進する覺悟で御座います。

翼くば政府當局に於かれましては理解ある御指導と御鞭撻を賜はり、又會員諸君に於かれましては此の國家の當面せる重大時局を十分に認識せられ「統制會の活動は畢竟業界人の創意と責任とに於て行はれる」即ち今後我國の戰時統制經濟が成功するか否かは一に民間産業人の自覺と、統制力と、その能力の如何にかゝつてゐる事を深く理解せられまして職域奉公の誠を致され、當會の運営を通じて以て經濟新體制を實現確立致しますよう、御願ひ致す次第で御座います。

尙統制會の運営につきましては何れ又各位にお語り申上たいと考へますが、只今何を措いても國家喫緊の急務たる生産擴充に邁進し古き形式主義を排し現實の情勢に即應した理論と組織に於て實質的に運営致したいと考へて居る次第でございます。此等の點につきまして機會ある毎に皆様から充分御高見を拜聴し善處致したいと考へて居りますが、不敢取簡單に私の卑見を申添へまして會長就任の御挨拶に代ふる次第で御座います。

尙總會に於て第一號議案たる定款に關する件は滿場一致承認可決を見たがその内容左の如し。

### 資料二九 電氣機械統制會定款

#### 第一章 總 則

第一條 本會ハ本邦ニ於ケル電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣通信機器（以下電氣機械ト稱ス）ノ製造及

販賣ニ關スル事業（以下電氣機械事業ト稱ス）ノ確立ヲ期シ以テ高度國防國家體制ヲ完備スル爲其ノ綜合的統制運営ヲ圖リ且電氣機械事業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ重要産業團體令ニ依リ設立シ電氣機械統制會ト稱ス

第三條 本會ノ事務所ハ東京市ニ之ヲ置ク

會長必要アリト認ムルトキハ主要都市ニ支部又ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

第四條 本會ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

#### 第二章 會 則

第五條 本會ハ電氣機械事業ヲ營ム者及電氣機械事業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス

#### 第三章 事業及其執行

第六條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 電氣機械ノ生産及配給並ニ電氣機械事業ニ要スル資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等ノ需給ニ關スル政府ノ計畫其ノ他電氣機械事業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫
- 二 電氣機械ノ生産及配給ニ關スル統制指導
- 三 電氣機械事業ニ要スル資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等ノ需給ニ關スル統制指導
- 四 電氣機械事業ノ體制ノ整備確立ニ關スル事項
- 五 電氣機械ノ價格ニ關スル事項
- 六 電氣機械事業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、規格ノ統一及經理ノ改善其ノ他電氣機械事業ノ發達ニ關スル施設ニ關スル事項

- 七 電氣機械事業ニ關スル調査及研究ニ關スル事項
- 八 會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ電氣機械事業ニ屬スル事業ニ關スル検査ニ關スル事項
- 九 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項
- 第七條 會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ノ電氣機械事業ニ關スル統制ニ付テハ統制規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第八條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 役員

- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 一人
  - 理事長 一人
  - 理事 若干人
  - 監事 若干人
  - 評議員 若干人
- 會長必要アリト認ムルトキハ副會長一人ヲ置クコトヲ得
- 第十條 會長ハ本會ヲ代表シ電氣機械事業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ、其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
- 理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ
- 理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ、會長、副會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長職務ヲ代理シ、會長、副會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ、監事ハ本會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス
- 評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十一條 會長ハ商工大臣ノ任命シタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ商工大臣ノ命ジタル者トス

副會長、理事長、理事及評議員ハ電氣機械事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ、但シ副會長、理事長及理事ノ任命ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

第十二條 役員ノ任期ハ左ノ通トス

會長 三年、副會長 三年、理事長 三年、理事 三年、監事 二年、評議員 二年

會長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ、商工大臣ノ認可ヲ受ケ、副會長、理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

補缺ノ爲任命又ハ選任セラレタル者ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第五章 會議

第十四條 會議ヲ分チテ總會及評議員會トス

總會ハ會員ヲ以テ之ヲ組織シ評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十五條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ每事業年度終了後二月以内ニ之ヲ開催シ臨時總會ハ會長必要アリト認ムルトキ之ヲ開催ス

前項ノ事業年度ハ一年トシ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四章 創立總會

第三編 電氣機械統制會

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十七條 會長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシム

第十八條 評議員會ハ會長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル

第六章 事務局

第十九條 本會ノ事務ヲ處理スル爲本會ニ事務局ヲ置ク

第二十條 理事長ハ會長ノ指揮監督ヲ承ケ事務局ヲ統理ス

第二十一條 前二條ノ外事務局及其ノ職員ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

第七章 會計

第二十二條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課ス

第二十三條 本會ハ其ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前條ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 前二條ノ規定ニ依ル賦課金ノ徵收ニ關シテハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二十五條 本會ノ會計年度ハ第十五條第三項ニ定ムル事業年度ニ依ル

第八章 解散及清算

第二十六條 本會ハ商工大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十七條 清算人ハ商工大臣ノ解散ノ通知ニ基キ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル  
第二十八條 清算人ハ本會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス  
第二十九條 清算人ハ裁判所ノ認可ヲ受ケ清算及財産處分ノ方法ヲ定ム  
第三十條 本會ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第九章 過 怠 金

第三十一條 本會ハ本定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第三十二條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ壹萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

電氣機械統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

一、創 立 費 五千圓ヲ限度トス

二、創立費ノ償却方法 第一會計年度ノ經費ヲ以テ償却ス

資料三〇 初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル重要産業團體令

第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

(1) 初年度 (自昭和十七年一月一日 至昭和十七年三月三十一日) 經費收支豫算

歲入之部	課 目	課 金	豫 算 額
	賦 課 金		六五〇、〇〇〇 <sup>円</sup>

第四章 創立總會

合	六五〇、〇〇〇
歲出之部	
備品費	七〇、〇〇〇
借室敷金	三〇、〇〇〇
役員報酬	一〇〇、〇〇〇
諸給與	二二二、七〇〇
機密費	一五、〇〇〇
旅費	一五、〇〇〇
會議費	二二、五〇〇
事務費	八二、五〇〇
福利施設費	一、五〇〇
諸負擔金	一、五〇〇
減價償却費	一、八〇〇
退職給與引當金	五四、〇〇〇
創立費	五、〇〇〇
豫備費	三八、五〇〇
合計	六五〇、〇〇〇

(口) 令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

初年度ニ於ケル重要産業團體令第十九條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法ハ左ノ通トス

- 一、賦課金ハ左ノ率ニ依リ毎月之ヲ徵收ス
- イ、昭和十七年一月一日以降毎月會員ノ受査定金額ニ千分ノ四ヲ乘ジタル額
- ロ、毎月會員毎ニ金五拾圓
- 二、賦課金ノ徵收ハ納入スベキ額期限及納入場所ヲ記載シタル賦課金納付告知書ノ送達ニ依リ之ヲ行フモノトス
- 三、納付スベキ額ノ計算ニ就テハ錢以下ノ端數ハ之ヲ四捨五入スルモノトス

資料三一 電氣機器統制會會員名簿

株式會社北都電機製作所	札幌市北三條東八ノ三五二	ウロコ無線電機株式會社	東京市城東區南砂町九ノ二四五〇
株式會社夕張製作所	北海道夕張郡夕張町字若菜邊	荏原電機工業株式會社	同 市在原區小山二ノ四四五
日電電波工業株式會社	九七二ノ四	株式會社エビス商會	同 市向島區寺島町五ノ一三〇
株式會社福島製作所	仙臺市長町字山根街道南四七ノ四	遠藤電機株式會社	同 市澁谷區向山町六九
株式會社赤見製作所	福島市三河北町一三ノ二	株式會社小穴製作所	同 市淺草區清川町三ノ一二
株式會社東電機製作所	東京市板橋區下赤塚町一、九九〇	大崎電氣工業株式會社	同 市品川區五反田一ノ二六三
安藤電氣株式會社	同 市蒲田區糀谷町三ノ九四二	大島電機工業株式會社	同 市同區西大崎一ノ三六
安立電氣株式會社	同 市同區仲蒲田三ノ四	沖電氣株式會社	同 市同區西大崎一ノ三六
石岡電機製作所	同 市麻布區富士見町三九	小田電氣株式會社	同 市同區西大崎一ノ三六
石川島芝浦タービン株式會社	同 市品川區東品川四ノ八四	株式會社加藤電機製作所	同 市同區西大崎一ノ三六
株式會社今泉製作所	同 市品川區東品川四ノ八四	金田電機株式會社	同 市同區西大崎一ノ三六
磐城炭礦株式會社	同 市品川區東品川四ノ八四	株式會社川口電機製作所	同 市同區西大崎一ノ三六
岩崎通信機株式會社	同 市品川區東品川四ノ八四	河津無線電機株式會社	同 市同區西大崎一ノ三六
宇賀神電機製作所	同 市品川區東品川四ノ八四		

第三編 電氣機械統制會

汽車製造株式會社 東京市麹町區丸ノ内二ノ二  
 株式會社絹田電機製作所 同 市芝區芝浦四ノ一  
 木村製作所 同 市中野區千代田町六七  
 有限會社協電舍 同 市浦田區西六郷三ノ二五ノ二  
 共同電氣株式會社 同 市同區古市町一七四  
 共同無線電機株式會社 同 市大森區大森二ノ一九九  
 共和電氣工業株式會社 同 市目黒區上目黒六ノ一三四八  
 久保田無線電機製作所 同 市芝區宮本町八  
 株式會社栗山電機製作所 同 市目黒區中目黒二ノ六〇五  
 桑野電機株式會社 同 市浦田區原町一七七  
 株式會社京濱電機製作所 同 市王子區稻付西町四ノ五八  
 工業電氣計器株式會社 同 市板橋區志村前野町二〇〇〇  
 株式會社幸田電機製作所 同 市品川區東品川四ノ三九  
 國光電機株式會社 同 市淺草區橋場二ノ五  
 五福電機工業株式會社 同 市神田區美土代町三ノ四  
 株式會社齋電舍 同 市澁川區田端一〇九八  
 澤藤製作所 同 市豐島區池袋一ノ一〇六  
 澤藤電機株式會社 同 市板橋區志村中臺町三九八  
 株式會社山洋商會 同 市豐島區西巢鴨一ノ三、二八  
 特殊電機製作所 同 市品川區北品川五ノ四二一  
 株式會社品川製作所 同 市芝區田村町五ノ七  
 芝製作所 同 市品川區大井關ヶ原一三〇三  
 芝浦マツダ工業株式會社 同 市目黒區上目黒一ノ二〇三  
 株式會社島村電機製作所

株式會社下村電友社 東京市淺草區北松山町三六  
 昭和電機株式會社 同 市王子區岩淵町一ノ四三五  
 昭和電機製造株式會社 同 市麹町區丸ノ内二ノ一八  
 新興製作所 同 市浦田區萩中町一六〇  
 株式會社鈴木通信機 同 市品川區東品川二ノ一七八  
 株式會社鈴木通信機 同 市同區北品川三ノ一九四  
 株式會社鈴達電機製作所 同 市目黒區中目黒二ノ六〇五  
 スタンレー電氣株式會社 同 市芝區西芝浦三ノ一  
 須藤電機製作所 同 市同區新橋三ノ一八  
 株式會社精工社製作所 同 市豐島區高田南町一ノ二〇六  
 精巧舍製作所 同 市麹町區丸ノ内三ノ二  
 株式會社精工電社 同 市品川區大井水神町三、五  
 株式會社大興電機製作所 同 市荏原區中延町一、二、八、八  
 株式會社大正電機製作所 同 市大森區新井宿七ノ七八  
 泰東電機工業株式會社 同 市京橋區木挽町一、一  
 大東電氣機械製造株式會社 同 市品川區北品川四ノ五四四  
 株式會社高岳製作所 同 市麹町區丸ノ内三ノ六  
 株式會社高梨製作所 同 市品川區東大崎二ノ二九一  
 株式會社高見澤 同 市同區西大崎三ノ五一五  
 田熊汽罐製造株式會社 同 市日本橋區通一ノ野村ビル五階  
 中興電機株式會社 同 市品川區北品川五ノ四八七  
 チトセ電機株式會社 同 市芝區車町二六  
 株式會社千野製作所 同 市板橋區板橋町三ノ七八

株式會社塚本電機製作所 東京市京橋區銀座西四ノ三ノ二  
 株式會社寺田電機製作所 同 市目黒區上目黒四ノ二一六八  
 株式會社電業社 同 市浦田區糀谷町四ノ三〇一七  
 原動機製造所 同 市澁川區上落合一ノ一二二  
 株式會社電元社 同 市芝區白金三光町九三  
 土井電機製作所 同 市品川區東品川四ノ一〇四  
 東京太田電機株式會社 同 市浦田區東浦田四ノ三一  
 株式會社東京計器製作所 同 市大森區大森二ノ一五八  
 株式會社東京工機製作所 同 市京橋區銀座西五ノ二ノ一  
 東京芝浦電氣株式會社 同 市荒川區南千住八ノ九四  
 東京電機製造株式會社 同 市大森區馬込東一ノ一三八一  
 東京電波株式會社 同 市浦田區本浦田一ノ二〇  
 東京無線電機株式會社 同 市同區下丸子三三三  
 東京電氣株式會社 同 市麹町區有樂町一ノ三ノ二  
 東洋計器電機株式會社 同 市目黒區中目黒二ノ三四六  
 東洋通信機株式會社 同 市芝區西應寺町五三  
 東洋電機製造株式會社 同 市麹町區丸ノ内三ノ四  
 東洋パブコック株式會社 同 市同區丸ノ内三ノ一  
 株式會社東邦製作所 同 市神田區小川町三ノ二  
 東北振興精密機械株式會社 同 市板橋區志村西臺町九五  
 株式會社中島電機製作所 同 市品川區南品川四ノ五八一  
 株式會社中根電機製作所 同 市澁谷區豐澤町五  
 七歐無線電氣株式會社 同 市目黒區中目黒一ノ六六五

株式會社二井電機製作所 東京市品川區大井寺下町一四四一  
 株式會社日幸電機製作所 同 市世田谷區玉川奧澤町一ノ三五  
 日産無線電氣株式會社 同 市同區玉川等々力町三ノ一六  
 株式會社日東電機製作所 同 市浦田區南六郷二ノ三ノ二  
 日本高周波株式會社 同 市大森區大森七ノ四〇四  
 日本信號株式會社 同 市麹町區丸ノ内二ノ二  
 日本蓄電池株式會社 同 市大森區入新井四ノ七四  
 日本電氣株式會社 同 市芝區三田四國町二  
 合資會社日本電氣應用 同 市豐島區西巢鴨一ノ二九二〇  
 製作所 同 市澁谷區伊達町三八  
 日本電波機械株式會社 東京市北多摩區三鷹町上連雀三〇  
 株式會社無線電氣電話 同 市目黒區一ノ一〇五  
 長谷川電機製作所 同 市芝區金杉川口町二一  
 原口無線電機株式會社 同 市芝區金杉川口町二一  
 合資會社原田製作所 同 市麹町區丸ノ内二ノ一二  
 株式會社日立製作所 同 市浦田區新宿町一三二五  
 株式會社平田製作所 同 市京橋區湊町三ノ四ノ二  
 株式會社廣澤製作所 同 市深川區猿江町一ノ一九  
 株式會社深川製作所 同 市浦田區下丸子町三一  
 富士航空計器株式會社 同 市豐島區高田南町一ノ一九五  
 富士電爐工業株式會社 同 市豐島區高田南町一ノ一九五  
 古河電氣工業株式會社 同 市麹町區丸ノ内二ノ八  
 株式會社北辰電機製作所 同 市浦田區下丸子町三一  
 松本電機製造株式會社 同 市大森區大森三ノ二七四

第四章 創立總會

合資會社水谷電機製作所 東京市芝區三田臺裏町八  
 株式會社三葉製作所 同 市在原區小山五ノ八八  
 三菱電機株式會社 同 市麴町區丸ノ内二ノ四  
 株式會社美德製作所 同 市目黒區上目黒六ノ一二四一  
 株式會社森幸電機製作所 同 市品川區東大崎二ノ二七六  
 株式會社安田製作所 同 市本所區菊川町一ノ三三三  
 株式會社八千代 同 市足立區新田上町二一六  
 電機製作所 同 市澁谷區榮樂町四八  
 山田三立社 同 市神田區司町一ノ二三  
 山田電機株式會社 同 市澁谷區公會堂通八  
 大和無線電機株式會社 同 市大森區堤方町二二〇  
 山中電機株式會社 同 市同區大森二ノ一九八  
 株式會社橫川電機製作所 東京府北多摩郡武藏野町吉祥寺三〇〇〇  
 吉山電機製作所 東京市蒲田區西六郷三ノ二五  
 理研眞空工業株式會社 同 市日本橋區吳服橋二ノ一  
 理研電機製造株式會社 同 市日本橋區兜町二ノ一七  
 理研電機無線株式會社 同 市小石川區春日町一ノ一  
 理研電具株式會社 同 市本郷區駒込富士前町四四  
 株式會社鍊光電機工業所 同 市品川區北品川五ノ四八九  
 礦野通信機株式會社 橫濱市中區吉濱町一  
 株式會社京三製作所 同 市鶴見區平安町二ノ一三一  
 裁斷機商會 神奈川縣鎌倉郡大船町臺八一〇

東京電氣株式會社 川崎市柳町一〇〇  
 ナシヨナル蓄電池株式會社 神奈川縣茅ヶ崎町小和田三四五六  
 日本光機工業株式會社 橫濱市鶴見區榮町通四ノ一八一  
 日本通信工業株式會社 川崎市北見方二六〇  
 日本ビクタ―蓄音機株式會社 橫濱市神奈川區守屋町三ノ三  
 富士通信機製造株式會社 川崎市上小田中一〇一五  
 富士電機製造株式會社 同 市田邊新田一  
 大日本特殊工作所 石川縣石川郡野々市町一  
 株式會社愛知電機製作所 名古屋市中川區西野町二ノ二三  
 工業株式會社 同 市熱田區外上居町七  
 大同製鋼株式會社 同 市熱田區星崎町繰出六六  
 株式會社中央製作所 同 市熱田區熱田東町神明前二五  
 中央電氣工業株式會社 同 市昭和區東邦通九ノ七  
 合資會社中部電機製作所 同 市熱田區東町字内濱六八  
 株式會社牧田電機製作所 同 市港區七番町三ノ六  
 株式會社井上電機製作所 京都府乙訓郡向日町大字寺戶小字修理式一八  
 伊原電機製作所 京都市東山區御陵東島向町一四  
 浦谷電機製作所 同 市下京區吉祥院西庄門口町三  
 オクダ電機株式會社 同 市下京區唐橋經田町三  
 株式會社奧村電機製作所 同 市同區西七條八反町四八  
 株式會社桑山電機製作所 同 市右京區西院矢掛町一六  
 株式會社島津製作所 同 市中京區西ノ京桑原町一八

日新電機株式會社 京都市右京區梅津高畝町二〇  
 日本電氣計器株式會社 同 市伏見區竹田向代町三〇  
 日本電池株式會社 同 市上京區新町今出川上ル東入ル  
 日本輸送機株式會社 京都府乙訓郡新神足村字神足鳥打畑一ノ三  
 株式會社宮木電機製作所 京都市中京區西ノ京原町四  
 株式會社立正電機製作所 同 市下京區吉祥院中島町六三  
 旭電氣工業株式會社 大阪府南河內郡志紀村大字弓削三六  
 株式會社蘆田工業所 同 市西淀川區大仁西一ノ四四  
 伊吹工業所 同 市旭區赤川町一六七二ノ二  
 牛尾製作所 同 市淀川區佃町九〇三  
 大阪機工株式會社 同 市東淀川區豐崎西通一ノ四  
 大阪電氣株式會社 同 市住吉區北加賀屋四  
 株式會社大阪電機工業所 同 市東淀川區本庄川崎町四ノ一  
 株式會社大阪電機製作所 同 市西淀川區佃島一四九〇  
 大阪變壓器株式會社 同 市北區堂島通一  
 岡島製作所 同 市東淀川區三津屋南通六ノ七  
 株式會社奧谷製作所 同 市同區堀上通三ノ三九  
 神內電機製作所 同 市同區田川通四ノ二  
 川井電氣株式會社 同 市同區中津本通一ノ六  
 關西電機工業株式會社 同 市西淀川區海老町上四ノ八  
 株式會社北中製作所 同 市東區南玉造町八  
 株式會社錦水堂工場 同 市西成區長橋通二ノ二二  
 株式會社黑崎製作所 同 市西淀川區野里町六〇六  
 桑畑電機製作所 同 市大正區泉尾竹ノ町二

小島電機製作所 大阪市東區高麗橋二ノ九  
 住友電氣工業株式會社 同 市此花區恩貴島南之町六〇  
 諏訪工業株式會社 同 市北區曾根崎上三ノ三〇  
 タイガー電氣株式會社 同 市旭放出町三七二  
 泰平電機工具株式會社 同 市西淀川區野里町七九〇  
 高田電池株式會社 同 市東淀川區中北通三ノ一〇  
 合資會社高村電機製作所 同 市南區西藤町二  
 竹本工業電熱電機株式會社 同 市西淀川區野里六七一  
 株式會社竹本電機製作所 同 市東淀川區田川通六ノ一九  
 計器製作所 同 市西淀川區野里町八一  
 立石電機製作所 同 市旭區今福北一ノ一八  
 株式會社中央電機製作所 同 市西淀川區佃町一三一七  
 株式會社千代田製作所 同 市同區御幣島町二五九  
 合名會社帝國工業社 同 市中河內郡加美村絹木町一ノ二  
 寺崎電機製作所 同 市東淀川區中津本通一ノ五六  
 電氣計器株式會社 同 兵庫縣芦屋市芦屋字權之澤二四九  
 東亞電機株式會社 同 市東淀川區三國本町一二七  
 東邦電機株式會社 同 市同區田川通三ノ三  
 豐國電機製作所 同 市北區佐藤町九  
 株式會社西島電機製作所 同 市西淀川區御幣島町二六九  
 株式會社中北製作所 同 市旭區蒲生町三ノ一  
 西羅工業所 同 市西淀川區堀上通一ノ四〇  
 日本コンデンサ株式會社 同 市東淀川區三津屋南通二ノ一四

日本蓄電池株式會社	大阪府東區高麗橋三ノ一八	共和電氣株式會社	神戸市兵庫區川崎町一四
合資會社日本電機研究所	同 市大正區泉尾上通一ノ八六	株式會社神戸製鋼所	同 市葦合區脇濱町一ノ三一
日本電機製造株式會社	同 市西淀川區姫島町一〇五	指月電氣工業株式會社	西宮市津門大筒町九六
日本電子工業株式會社	同 市同區浦江北三ノ二〇	石蔭精工株式會社	兵庫縣川邊郡立花村三反田字芦原
日本電熱器製造株式會社	同 市旭區今福南三ノ二	東洋電波株式會社	同 縣美濃郡三木町大塚一四二
早川金屬工業株式會社	同 市住吉區西田邊町二五	日本電磁株式會社	神戸市須磨區外濱町二ノ一
松下電氣工業株式會社	大阪府北河内郡門真町三	株式會社日本無線工務所	兵庫縣武庫郡御影町石屋字貝尻四六
松下無線株式會社	同 府株郡同町大字門真一〇〇六	株式會社布引製作所	同 縣武庫郡本山村北畑字味泥
株式會社瑞穂機械製作所	大阪府東淀川區堀上通一ノ四八	廣島電氣株式會社製作所	廣島市大手町七ノ八五
牟田口電機製作所	同 市西淀川區浦江北三ノ二〇	住友機械工業株式會社	愛媛縣新居濱市乙三ノ九
明治電機製作所	同 市東成區西今里町二ノ九	株式會社正興商會	福岡市西堅粕二八四
湯淺蓄電池製造株式會社	大阪府三島郡高槻町大字古曾部	西部電機工業株式會社	福岡市大字比惠一四二
龍華工業株式會社	同 府中河内郡龍華町龍井二七四	三井鑛山株式會社	大牟田市旭町二ノ二八
株式會社旭發電機製作所	同 神戸市須磨區外濱町一ノ一	池製製作所	八幡市大字藤田二三四六
川崎重工業株式會社	同 市湊東區東川崎町二ノ一四	株式會社安川電機製作所	佐賀市大財町三八五
株式會社川西機械製作所	同 市林田區和田山通一ノ五	株式會社戸上電機製作所	鹿兒島市上荒田町八三八
神崎電機株式會社	同 尼崎市杭瀬中深二一	株式會社南國電機製作所	

### 第五章 事務局構成

一月十二日創立總會を完了した電氣機械統制會は其の後理事の補充を急ぐと共に事務局の具體的構成に着手した。一月二十四日、全理事の正式決定就任と共に部の構成を發表、部長の決定も併せ發表するに至つた。

事務局、部の構成は五部。部長は理事兼任に決定部と共に、事務局の具體的運營の基底をなす事務分掌規程の作製に着手、二月二十四日商工省の承認を得て、これが發表を行ふと共に、それに伴ふ人事の決定を見るに至つた。五部二十五課制。電氣機械統制會は茲に體勢を完了、四月一日、本格的業務開始を迎へるに至つたのである。

#### 資料三二 電氣機械統制會事務局分掌規程

- 第一條 事務局ニ左ノ職員ヲ置ク  
局長、部長、次長、課長、部員、課員
- 第二條 局長ハ理事長之ニ任ジ會長ノ指揮監督ヲ承ケ事務局ヲ統理ス
- 第三條 部長ハ局長ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
- 第四條 次長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 課長ハ部長ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス
- 第六條 部員及課員ハ上長ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス
- 第七條 事務局ニ左ノ部ヲ置ク  
總務部、電氣部、通信部、資材部、調査部
- 第八條 總務部ハ庶務、文書、人事、勞務、經理及他部ノ分掌ニ屬セザル事務ヲ掌ル  
總務部各課ノ事務分掌ヲ左ノ如ク定ム  
總務課、會議、連絡、財産ノ管理及調度ニ關スル事項並ニ他ノ部課ノ分掌ニ屬セザル事項  
文書課、規則、命令、文書、會報ノ編纂及公印ノ保管ニ關スル事項  
勞務課、勞務ノ計畫及統制、勞務者ノ福利、訓練及指導並ニ其ノ他勞務ニ關スル事項、經理課、豫算、決算、會計一般及賦課金

ニ關スル事項

第九條 電氣部ハ通信機器ヲ除キタル機器ノ受註査定、工程監査、價格販賣及輸送ニ關スル事務ヲ掌ル  
電氣部各課ノ事務分掌ヲ左ノ如ク定ム

第一課 強電流機械器具及部内他課ノ分掌ニ屬セザル事項

第二課 發電用原動機及設備ニ關スル事項

第四課 電氣計測機器及工業計測器ニ關スル事項

第五課 電池ニ關スル事項

第十條 通信部ハ電氣通信機器ノ企畫、技術、受註査定、工程監査、價格、販賣及輸送ニ關スル事務ヲ掌ル

通信部各課ノ事務分掌ヲ左ノ如ク定ム

企畫課 一、工場能力調査ニ關スル事項 二、事業計畫ノ立案及實施ニ關スル事項 三、生産及販賣ノ體制整備ニ關スル事項

四、其ノ他部内他課ノ分掌ニ屬セザル事項

有線課 有線電氣通信機器ノ生産、價格、販賣及納入ニ關スル事項

搬送課 搬送電氣通信機器及各種通信用測定器ノ生産、價格、販賣及納入ニ關スル事項、無線課、無線電氣通信機器、各種通信

用ノ真空管、變壓器及蓄電器ノ生産、價格、販賣及納入ニ關スル事項

技術課 一、技術及研究ニ關スル事項 二、機種別材料標準所要量ノ設定ニ關スル事項 三、製品檢檢ニ關スル事項

第十一條 資材部ハ原材料ノ需給計畫ノ立案及ビ實施並ニ其ノ配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ル

資材部各課ノ事務分掌ヲ左ノ如ク定ム

第一課 原材料ノ需給計畫ノ立案及實施ニ關スル事項

第二課 鐵鋼類ノ配給及消費ニ關スル事項

第四課 非金屬類ノ配給及消費ニ關スル事項

第五課 工場設備用資材ニ配給及消費ニ關スル事項

第十二條 調査部ハ電氣機械事業ニ關スル綜合的基本計畫ノ立案並ニ其ノ調査、考査、檢査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル調査部各課ノ事務分掌ヲ左ノ如ク定ム

企畫課 電氣機械事業ニ關スル綜合的基計畫ノ立案事業ノ整備確立、生産設備ノ擴充整備、企業ノ合理化ニ關スル計畫及其ノ他

計畫一般ニ關スル事項

調査課 電氣機械事業ニ關スル諸般ノ調査及統計ニ關スル事項

考査課 事業計畫、經營及經理ニ關スル檢査、考査及指導ニ關スル事項

價格課 製品原價ノ計算及見積並ニ適正價格ニ關スル事項技術課、技術ノ研究、改善及指導、能率ノ増進、規格ノ統一並ニ製品

檢査ニ關スル事項

資料三三 事務局 人事

事務局長	理事長	小林 康 治
總務部	部長・理事	伊 藤 文 壽
電氣部	部長・理事	宮 島 文 吾
通信部	部長・理事	佐 島 仁 佐
資材部	部長・理事	柳 澤 芳 次 郎
調査部	部長・理事	服 部 勝 雄
事務局構成		
總務部	次 長	竹 内 眞 一



總務課	石坂寬一郎
文書課	石坂寬一郎
經理課	竹內眞一
人事課	竹內眞一
勞務課	久場守恒
電氣部 次長	岸本久雄
第一課	三菱寬太郎
第二課	小山喜三郎
第三課	岸本久雄
第四課	小林和雄
第五課	坂口君義
通信部 次長	石井淺八
企劃課	田澤龍吉
有線課	佐藤昌平
無線課	今村繁
搬送課	佐藤昌平
技術課	石井淺八
資材課 次長	伊藤操治
第一課	伊藤操治

第二課	宮川登代治
第三課	宮下卯太郎
第四課	青木政治郎
第五課	伊藤操治
調查部 次長	林一郎
價格課	鈴木經樹
考查課	林一郎
企劃課	內古閑寅太郎
技術課	池內正雄
調查課	林一郎

第四編

統制會の運營

## 第一章 統制會の運営

電氣機械工業の総合的統制運営と生擴計畫の具體的遂行團體として電氣機械統制會は昭和十七年一月十二日創立、四月一日より本格的業務開始を見たが、電氣機械統制會が、他の産業機械、精密機械、自動車、車輛の四部門統制會と共に機械工業統制會の範疇に入ることに於て、その運営の具體的方向が決定されてゐることである。

これら五箇機械統制會と改組された日本機器工組聯合會の六團體を把括した。機械工業の綜合連絡調整機關として、「機械工業協議會」が三月二十六日創立を見るに至つたことは、各統制會の強化運営を基底としたものであると云へ、尙、資材の配給割當、企業の整備、配給機構の綜合調整等の立場から、機械工業協議會の強化を繞る諸懸案は、今後に残された問題であるとされよう。

## 第二章 内部機構の整備

### (一) 組合事務引繼

電氣機械統制會の設立に依り、機械工聯所屬關係組合、新業種別工聯所屬關係組合は發展的解消を遂げることゝなつたが、商工省では、組合解散に當つて、その方針を左の如く夫々示達した。

### 引繼方針

一、職員

(イ) 特殊事情あるもの及此際會社等に轉職の希望を有するものを除き、原則として統制會に引繼ぐよう考慮す

(ロ) 統制會に引繼ぐ職員に對しても退職金を支給すること但公債支給、統制會への預入等の措置により可及的に現金支給を避けること

二、財産

(イ) 出資金は組合員及會員に返還すること

(ロ) 殘餘金は今般設立される機械工業協議會内に機械工業に關する獎勵基金を設けることとなつたので右獎勵基金に寄附すること、但し工聯又は工業組合清算の結果負債を生ずる場合は此の限りに在らず

(ハ) 物件等は關係統制會に寄附すること但し工聯又は工業組合清算の結果負債を生ずる場合は此の限りに在らず

三、その他

財産の處分及退職金支給については豫め案を作製し當局に協議すること

電氣機械關係工組解散狀況は左の通りである。

一、日本電氣通信機器工組

三月十九日、正午、東京帝國ホテル

(一) 解散の件

(二) 清算人選定の件

一、日本電氣機器工組

三月二十日 午前十一時、東京丸の内常盤家

(一) 解散の件

(二) 清算人選定の件

一、日本電氣計測器工組

三月二十五日 午後二時、東京電機聯合會館

(一) 解散の件

(二) 清算人選定の件

一、日本蓄電池工組

三月二十五日 午後二時 東京丸の内古河電工會議室

(一) 解散の件

(二) 清算人選定の件

(二) 支部機構

支部設置に關しては關係機械統制會に於て協議の結果、支部を設けず、出張所とし、それも大阪一箇所と決定した。尚、福岡、名古屋に、駐在員を置くこととなつた。

出張所職制は左の通りである。(事務所は舊大阪第一電氣器工組事務所)

大阪出張所職制

△第一條 大阪出張所は大阪方面に於ける會員との連絡に關する事務を掌る

△第二條 大阪出張所に左の職員を置く(所長、國友憲二氏、所員廿名)

△第三條 所長は總務部長の指揮監督を受け所務を掌理す

△第四條 所長は左の事項を専行することを得

- (一) 豫算内經費の支出に關する事項
- (二) 所屬員の出張又は請暇の許否に關する事項
- (三) 準職員以下の進退に關する事項
- (四) 所員は所長の命を受け事務に従事す

### (三) 會員第二次追加指定

統制會は第一次指定會員を以て差當り運營を見るが、統制會の意圖する生擴計畫の具體的遂行、第一次會員指定の不備を補ふために、第二次會員追加指定を行ふことゝなつてゐる。既に精密機械統制會に百三十五名、産業機械統制會に六十七名の第二次指定を見てゐるが、これに關し商工省では會員追加指定に關し三月四日左の如き通牒を發した。

而して電氣機械統制會の追加指定に關しては目下、統制會に於て慎重調査研究中であるが、不日これが指定を見るものとされてゐる。

#### 機械關係統制會會員の追加指定申請手續に關する件

機械關係統制會の會員として追加指定を希望するものに對しては差當り別添(統制會の追加會員工場調査表)に記載せしめたる上貴廳に於て意見を具し、當省に申達相成の様致され度、この段通知に及び候也

追つて別添(統制會加入資格の最底限度)の形式的要件を具備せざるものは統制會會員たる審査を受くる資格これなきを以て、その申請書は貴廳に於て却下するよう御配意相煩したくなほ別便にて追加會員工場調査票送附致し度候

條收納相成度候

尙電氣機械統制會關係追加指定基準としては

- 一、新業種別組員たる、年産十二萬圓(下請を含ます)以上、職工二十人以上又はこれと同等以上のものと見られてゐる。

## 第三章 委讓權限

### (一) 權限委任法

第七十七議會を通過し、これに依つて統制會への權限委讓に關する法的根據が生れた譯だが、これに基く勅令たる權限委任令、及び施行規則が目下法制局に於て成文化中である。

而して、その具體的内容は、統制會全般としては廣汎なる權限委讓を行ふ旨岸商相の言明を見てゐるが、機械關係統制會に關しては、統制會機構が充實を見てゐない現在に於て差當り左の如き權限が附與されると見られる。

- 一、重要機械製造事業法並に同施行令及同施行規則に基く認許可事項
- 一、工作機械製造事業法並に同施行令及同施行規則に基く認許可事項
- 一、機械設備制限規則に基く認許可事項
- 一、鑄造設備制限規則に基く認許可事項
- 一、勞務調整令並に同施行令に基く認許可事項
- 一、重要事業場勞務管理令並に同施行令及同施行規則に基く認許可事項

一、臨時資金調整法並に同施行令及同施行規則に基く認許可事項

## (二) 統制規程

事實上の權限委讓を意味するものに統制規程があるが、統制會運營上、統制規程がその運營基底として會長への權限委讓を指すものである以上、別項の權限委任法の具體的發動時期は、統制規程外の、統制會運營上必要と見られた場合にのみ限定されることにもなる。

その意味で、統制會の育成強化に當つて統制規程に依る會長權限の積極的運用は、頗る注目されるものであるが、現在のところ、電氣機械を始め機械各統制會に關する統制規程は尙認可制定を見てゐない。これが制定は四月末となる見込である。

而して、その具體的内容として左の事項が挙げられてゐる。

- 一、傘下會員の事業計畫の届出認可
- 一、一定期間内に於ける資材需要調査書の提出
- 一、機器受註査定書の提出
- 一、一定期間内に於ける機器生産割當
- 一、機器生産上程表の提出
- 一、資材、原料、設計部品等の使用命令
- 一、機器讓渡販賣條件の指令
- 一、設備の新增設の進捗状況の定期報告
- 一、輸送數量調査書の提出

- 一、技術の研究公開命令
- 一、資金計畫書の作成提出
- 一、動力使用実績需要調査書の提出

## 第四章 事業

### (一) 國策立案への參劃

以下電氣機械統制會の事業に關し、逐次掲げて見ることにする。定款第六條第一項に依れば

「電氣機械の生産、及び配給並に電氣機械事業に要する資材、設備、資金、勞務、燃料、動力等の需給に關する政府の計畫其他電氣機械事業に關する政府の計畫に對する參劃」がある。

國策立案に對する參劃は統制會の持つ最大特色であるが、統制會の育成強化が現下の最大課題であることに於て、その成果はけだし見るべきものがあらう。

商工省では、その具體化として第一回統制會理事長會議を、二月二十日商工省會議室に開催

- 一、商工行政の計畫に關する進行状況の報告
- 一、大東亞共榮圈確立に對する統制會としての協力に關する協議
- 一、統制會の大東亞經濟建設計畫に對する基礎資料の提出
- 一、統制會は毎月生産状況、在庫高の一定事項の報告

等の事項に就き協議打合せを重ねたが、理事長會議は毎月開催することとなつてゐる。國策立案への參刺として、理事長會議は一般的なものとして挙げられるが、電氣機械統制會としての具體的なものに、逓信省電氣廳との連絡會議がある。

四月十四日、電氣廳電氣統制會との懇談會に於ける具體的内容左の如し

- 一、電力開發計畫に就いて
- 一、電力開發計畫に伴ふ電氣機械製造の生産擴充
- 一、電氣廳、統制會との協力方法、並に連絡方法

## (二) 資材對策

資材配給方策の樹立は、統制會の育成強化とその圓滑運營に根本的影響を與へるものであり、その具體的措置が注目されるが、現在のところ、配給ルート、その他に就いては最後の決定を見てゐない。

茲で云へることは、生産計畫の樹立に伴ふ、資材綜合需給計畫化であり、統制會としての資材所要高の基本計畫の樹立である。具體的には、所要資材が、如何なる地方に、如何なる品質の、如何なる方法の資材が幾程、何時、必要かと云つた確固とした明細な資材動員體制の確立にあるのである。

四月八日、機械各統制會の資材對策樹立に關する、第一回資材部長會議が開催を見た。

當日の席上に於ける商工省提案内容左の如し

- 一、資材、副資材配給経路確定に當つて
  - (イ) 鉄鐵及び外注鑄物、(ロ) 鑄鋼、(ハ) 特殊鋼、(ニ) 鍛鋼品、及び外注鍛鋼品、(ホ) 屑鐵、(ヘ) 鍛鐵金屬及び輕金屬、(ト) 石綿、(チ) 軸受、(リ) 塗料

以上の資材に就いては、機械工業用割當量の通知を「機械工業協議會」に、協議會では、各統制會別割當量を決定の上、各統制會、機器工聯に通知する。

- 二、(イ) セメント、(ロ) 拭布用纖維、(ハ) カーバイド

以上の資材に就いては、機械工業用割當量の通知を「機械工業協議會」に、協議會では、直接統制會員、機器工聯傘下業者に對する割當量決定の上、統制會員及び機器工聯業者に通知すること。

## (三) 技術對策

生産擴充の具體的要素として技術對策が擧げられる。電氣機械統制會に於て調査部、及び通信部技術課がこれに當つてゐる譯であるが、技術對策の確立課題として要請されてゐるものに左の諸點がある。

- 一、工場適正規模、並に設備基準の確立に關する研究
- 一、製品型式の統一、及び設計の基準化に關する研究指導
- 一、機器檢定方式の決定樹立
- 一、機器構成資材の節減及び代用資材の研究
- 一、鋼、特殊鋼等重要物資節減に關する研究指導及び代用資材の利用化研究
- 一、構成資材の規格統一及び規格限定
- 一、専門工作機械の普及化及び工作技術の標準化に關する指導研究
- 一、技術の現地指導方策の研究

四月八日第一回機械統制會技術部長會議が開催を見た。

決定を見たその遂行すべき事業は左の如し

### 一、技術の向上

- (イ) 内外國特許のその他文獻の蒐集並に研究
- (ロ) 特殊機械装置の設計請負機關の設置
- (ハ) 技術の公開

### 二、生産性の昂揚

- (イ) 規格の統一、製品の標準化、或ひは強化
- (ロ) 資材の統一、標準化の研究及適正重量の調査と並行し資材の統一を關る
- (ハ) 能率の増進、生産工程その他の改善研究

### 三、資材の研究

- (イ) 資材の研究、耐熱、耐酸、耐アルカリ性等の特殊材料の研究
- (ロ) 代用品の研究、不足資材特に不銹鋼、銅錫、石棉などの調査及びその代用材料の研究

### (四) 軍管理工場對策

統制會と軍管理工場との調整如何は、統制會今後の活動に頗る影響を持つものである。右に關し、陸海軍部、統制會との懇談協議が行れたが、要旨左の如きものである。

#### 海軍省、統制會、懇談會（三月十六日）

- 一、海軍當局は、軍管理工場は統制會の充分な發展に従つて、純粹軍需並に軍機密を除いて、逐次統制會に委譲する
- 一、海軍と統制會との連絡方法に就いては、連絡委員を兵備局内に置いてこれに當らしめる

一、「海軍工業會」と統制會との連繫を密接にし、且、將來統制會の成長に伴ひ、逐次統制會の所管すべき領域を擴大する

#### 陸軍省、統制會懇談會（三月三十一日）

- 一、軍管理工場は統制會が今後發達し、その機能が充實した場合は逐次軍管理から統制會に委譲し、これを統制會長の一元的統制の下に指導せしむる。しかして委譲されるものは兵器工場及び特に軍事上重要なものを除くものであるが、委譲後は軍が發註或ひは納入等の事項は直接統制會に交渉するものである。
- 一、兵器工業會と統制會との關係は本質的に性質を異にするため、兩者間に技術上の交流をなしつつ、相協力せしめる

一、統制會側の意見を斟酌し交通緩和資材の増加等についても十分今後考慮する

- 一、軍用資源秘密關係については統制會の役員中軍用資源秘密を取扱ふ人を定めてこの特定人に對し自由を許可する。なほ權限委譲令は目下研究中である。

### (五) 企業整備、配給機構整備その他

定款第六條第四次に「電氣機械事業の體制の整備確立に關する事項」が掲げられてある。

統制會運營の根本的なものは生産性の昂揚にあるが、その實際的措置として、重要機械製造事業法が公布實施を見たことは頗る意義を持つことである。

機械工業に關する限り、從來までの統制方式が機構の組織化であり整備であつた。このことは統制會の設立を以て、從來までの機構の確立段階を終つたことを意味すると共に今後に與へられた機械工業の命題は、技術の向上、所謂質的向上に依る生産性の昂揚と云つた新たな段階に入つたとされるのである。



重機法の公布實施は、その具體的積極的措置を指すものであり、電氣機械統制會の運營も、重機法を基底とするものと云つて差支へないものである。

企業整備が、結局生産性昂揚のためのものであり、統制のための統制でないことが明確である現在、統制會に於ける内部整備は必至のものである。

而して、それら企業整備が、重機法の實施を基底として行はれることも明確である。

配給機構整備に就いては、目下、統制會、商工省に於て要綱作製中と見られ、具體化の機運にあるものは、ラジオ共販制の實施、電動機共販設立である。

いづれにせよ、配給機構の確立が、統制會の積極的運營に當つて共販制の實施となることは、極めて明確であり、企業整備と相俟つて、その確立は、緊急を要するものである。

價格に關するものとして、統制會はあくまで、立案團體であり、價格決定權は尙政府にあることが明らかとされてゐる。

### 第五章 重要機械製造業法の實施

重要機械製造事業法は昭和十六年五月六日公布され、昭和十六年十二月二十九日、同施行令、並に施行規則が公布された。

重要機械製造事業法の實施目的は、高度國防國家建設のため機械工業の整備充實と、機械の國產化體制の確立にある。

即ち、電氣機械を始めとする重要機械の、從來輸入に依つてゐたものの急速なる國產化確立であること、既に國產化を見てゐたものでも、特に技術水準の急速なる引上を行ふために、必要な措置を講ずること、計畫的な増産を必要とするものに對しては、目的を達するに必要な措置を講ずることが、事業法の主目的である。

謂はゞ、現下の重要機械工業に與へられた、量より質への轉換に對する國家措置であり、これに依つて機械工業の急速なる高度化、機構の整備を意圖したものであつて、電氣機械及び關係統制會運營に當つての具體的基底をなすものであることは前に述べた通りである。

適用品目三十五種

具體的意義は、重要機械製造事業法適用業者に依る、重要機械五ヶ年生産計畫を意味するものである。

適用資格基準

(電氣機械關係のみ)

機 種	設 備	適用規模
一、蒸 氣 罐	工作機、剪斷機	五〇臺以上
一、蒸氣罐部分品	"	五〇臺
一、蒸氣タービン	"	五〇臺
一、水 車	"	三五臺
一、電 氣 機 器	"	四五臺
一、電氣通信機	"	二五臺
一、蓄 電 器	"	出力合計五キロワット
一、眞 空 管	ベッチ式排氣裝置自動排氣機	八臺

追 補 一

電氣機械統制會統制規程

第一條 本規程ニ於テ電氣機械トハ左ニ掲グル機器並ニ其ノ部分品及附屬品ニシテ會長ノ指定シタルモノヲ謂フ

一 電氣機器

二 發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車

三 電氣通信機器

第二條 會員ハ一定期間毎ノ電氣機械ノ製造及販賣ニ關スル事業（以下單ニ事業ト稱ス）ノ事業計畫ヲ定メ會長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ前項ノ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ  
會員ハ第一項ノ事業計畫ヲ實施スベシ

第三條 會員ハ一定期間毎ノ其ノ事業ニ要スル資材（燃料及動力並ニ部分品及附屬品ヲ含ム以下單ニ資材ト稱ス）ニシテ會長ノ指定スルモノノ需要豫定數量ヲ記載シタル資材計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第四條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ヲシテ資材ノ使用狀況若ハ取得狀況ニ付必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ會員ニ對シ資材ノ使用若ハ取得ニ關シ數量、用途、取得先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
會長前項ノ規定ニ依リ會員ニ對シ其ノ供給ヲ受クル部分品ノ種類、數量若ハ供給者ニ付必要ナル事項ヲ指示シ又ハ

電氣機械ノ製造ニ會長ノ指定スル資材ヲ使用スベキコトヲ命ジ若ハ其ノ使用ヲ制限セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

第五條 會長資材ノ需給調整ヲ圖ル爲持ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ資材ノ保有、交換、貸與又ハ讓渡ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第六條 會員ハ電氣機械ノ受註ヲ爲ス場合ニ於テハ受註査定票ヲ會長ニ提出スベシ但シ陸軍又ハ海軍ヨリ當該電氣機械製造用ノ資材ノ配給ヲ受クル場合及會長ノ指定シタル電氣機械ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

會長前項ノ受註査定票ヲ受理シタルトキハ其ノ定ムル受註査定細則ニ依リ受註ノ可否ヲ査定シ當該會員ニ之ヲ通知ス

會長前項ノ規定ニ依リ受註ノ承認ヲ爲シタル場合ニ於テハ當該電氣機械製造用資材ノ割當數量ヲ決定シ之ヲ當該會員ニ通知ス

會員ハ第二項ノ規定ニ依リ受註ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ受註ニ電氣機械ノ製造ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一項但書ノ場合及特別ノ事由ニ因リ會長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

會員ハ第三項ノ規定ニ依ル割當ニ依リ取得シタル資材ヲ當該電氣機械ノ製造以外ノ用途ニ供スルコトヲ得ズ但シ會長ノ指定シタル場合及特別ノ事由ニ因リ會長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ前條第二項ノ規定ニ依ル受註ノ承認ヲ爲シタル電氣機械ノ規格、數量又ハ完成時期ニ付必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ

會員已ムヲ得ザル事由ニ依リ前項ノ規定ニ依リ會長ノ指示ニ從フコト能ハザルトキハ會長ノ承認ヲ受クベシ

第八條 會員ハ其ノ製造ニ付陸軍又ハ海軍ヨリ資材ノ配給ヲ受クベキ電氣機械ノ受註ヲ爲サントスルトキハ豫メ其ノ旨ヲ記載シタル届書ヲ會長ニ提出スベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ豫メ提出スルコト能ハザル場合ニ於テハ受註

ヲ爲シタル日ヨリ一週間以内ニ之ヲ提出スベシ

第九條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ生産分野ノ劃定、生産ノ割當、規格ノ統一其ノ他電氣機械ノ製造ニ關シ種類、數量其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長前項ノ規定ニ依リ生産分野ノ劃定又ハ規格ノ統一ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受クルモノトス

會員已ムヲ得ザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依ル會長ノ指示ニ從フコト能ハザルトキハ會長ノ承認ヲ受クベシ

第十條 會員ハ會長ノ指定シタル電氣機械ノ生産工程計畫ヲ記載シタル生産工程表ヲ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

會長必要アリト認ムルトキハ前項ノ生産工程計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

會員ハ第一項ノ生産工程計畫ヲ實施スベシ

第十一條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ヲシテ其ノ製造中ノ電氣機械ノ製造工程ニ關シ必要ナル報告ヲ爲サシメ

又ハ會員ニ對シ其ノ製造中ノ電氣機械ノ製造工程ノ變更ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十二條 會員ハ一定期間毎ノ電氣機械ノ製造完了狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十三條 會員ハ一定期間毎ノ會長ノ指定シタル電氣機械ノ納入狀況ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ前項ノ書類ノ外受領書ノ寫其ノ他ノ證書書類ヲ提出スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十四條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ電氣機械ノ販賣ニ關シ條件、時期、販賣先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十五條 會長事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ事業設備ノ新設、増設、變更、廢止、休止、貸與、借受、讓渡又ハ讓受ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長事業ノ統制運營上特ニ必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ事業ノ開始、廢止、休止、讓渡、讓受、委託經營又ハ共同經營ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十六條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ一定期間毎ノ事業設備ノ建設狀況ヲ記載シタル書類ヲ提出スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 會員ハ一定期間毎ノ電氣機械ノ輸送豫定數量ヲ記載シタル輸送計畫書及一定期間毎ノ電氣機械ノ輸送數量ヲ記載シタル輸送実績報告書ヲ會長ニ提出スベシ但シ會長ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ電氣機械ノ製造技術ノ研究改善、公開又ハ交流ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十九條 會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ電氣機械ノ製造ニ必要ナル見本機械又ハ圖面ノ利用ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十條 會員ハ一定期間毎ノ所要資金ノ額及調達方法ヲ記載シタル資金計畫書ヲ會長ニ提出スベシ

第二十一條 會員ハ一定期間毎ノ從業者ノ雇傭豫定人員ヲ記載シタル勞務計畫書及一定期間毎ノ從業者ノ雇傭人員ヲ記載シタル勞務実績報告書ヲ會長ニ提出スベシ

第二十二條 會長電氣機械ノ生産ノ確保ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ從業者ノ作業能率ノ増進又ハ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二十三條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ電氣機械ノ豫定原價計算又ハ原價計算ヲ記載シタル書類ヲ提出スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十四條 會長特ニ必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業ノ經理ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

- 第二十五條 會長事業ノ統制運營上又ハ其ノ發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ會員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ
- 第二十六條 會員ハ一定期間毎ノ事業狀況ヲ記載シタル事業報告書ヲ會長ニ提出スベシ
- 第二十七條 會員ハ一定期間毎ノ燃料及動力ノ使用數量ヲ記載シタル燃料動力使用實績報告書ヲ會長ニ提出スベシ
- 第二十八條 會員ハ一定時期ニ於ケル資材ノ保有狀況ヲ記載シタル資材保有報告書ヲ會長ニ提出スベシ
- 第二十九條 會員ハ法人ニ在リテハ每營業年度經過後遲滞ナク財産目錄、貸借對照表、營業報告、損益計算書、利益金ノ處分ニ關スル書類及當該營業年度ノ收支決算ヲ記載シタル書類ヲ、個人ニ在リテハ毎年二月末日迄ニ事業ニ關スル前年ノ收支決算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ
- 第三十條 左ニ掲グル場合ニ於テハ會員ハ遲滞ナク之ヲ會長ニ届出ヅベシ
- 一 本規程ニ依ル會長ノ指示又ハ命令ヲ受ケタル事項ヲ完了シタルトキ
  - 二 電氣機械ノ生産ノ遂行ニ關シ重大ナル事故發生シタルトキ
  - 三 第二條第一項ノ事業計畫又ハ第十條第一項ノ生産工程計畫ヲ實施スルコト能ハザルニ至リタルトキ
- 第三十一條 左ニ掲グル場合ニ於テハ會員ハ遲滞ナク之ヲ會長ニ届出ヅベシ
- 一 商號若ハ氏名稱又ハ主タル營業所ノ位置ヲ變更シタルトキ
  - 二 定款ヲ作成シ又ハ變更シタルトキ
  - 三 株金若ハ出資金ノ拂込ヲ徴收シ又ハ社債ヲ發行シタルトキ
  - 四 取締役又ハ監査役ノ選任又ハ退任アリタルトキ
- 第三十二條 會長事業ノ統制運營上必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業ニ關シ必要ナル事項ノ報告ヲ命ズルコトアルベシ

- 第三十三條 第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及第二十六條乃至第二十九條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ノ様式、第二條第一項、第三條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條及第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ノ提出期限、第二條第一項、第三條、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十六條及第二十七條ノ期間並ニ第二十八條ノ時期ハ會長別ニ之ヲ定ム
- 第三十四條 第二條第二項、第四條、第五條、第七條第一項、第九條第一項、第十條第二項、第十一條、第十三條第二項、第十四條乃至第十六條、第十八條、第十九條又ハ第二十二條乃至第二十四條ノ規定ニ依ル會長ノ指示又ハ命令ヲ受ケタル會員ハ之ニ從フベシ
- 第三十五條 第四條、第十一條又ハ第三十二條ノ規定ニ依リ報告ヲ命セラレタル會員ハ遲滞ナク眞實ノ報告ヲ爲スベシ
- 第三十六條 會員ハ第二條第一項、第三條、第六條第一項、第八條、第十條第一項、第十二條、第十三條第一項、第十六條、第十七條、第二十條、第二十一條、第二十三條又ハ第二十六條乃至第二十九條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ

追 補 二

電氣機械統制會 昭和十七年度事業計畫